

平成 25 年（判）第 11 号ないし第 20 号

審 決

東京都港区高輪四丁目 8 番 3 号

被審人 株式会社小糸製作所

同代表者 代表取締役 三 原 弘 志

同代理人 弁 護 士 谷 川 達 也

同 梅 林 啓

同 臼 杵 弘 宗

同 山 本 俊 之

上記被審人代理人梅林啓復代理人弁護士

藤 井 康次郎

同 鈴 木 悠 介

公正取引委員会は、上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 2 号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 8 号）（以下「規則」という。）第 73 条の規定により審判官酒井紀子から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された別紙審決案を調査し、次のとおり審決する。

主 文

被審人の各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

1 当委員会の認定した事実、証拠、判断及び法令の適用は、いずれも別紙審決

案の理由第1ないし第7と同一であるから、これらを引用する。

なお、引用する審決案で用いられる用語のうち、同審決案別紙1の「用語」欄に掲げるものの定義は、同「定義」欄に記載のとおりである。

- 2 よって、被審人に対し、独占禁止法第66条第2項及び規則第78条第1項の規定により、主文のとおり審決する。

平成30年5月30日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

平成 25 年（判）第 11 号ないし第 20 号

審 決 案

東京都港区高輪四丁目 8 番 3 号

被審人 株式会社小糸製作所

同代表者 代表取締役 三 原 弘 志

同代理人 弁 護 士 谷 川 達 也

同 梅 林 啓

同 臼 杵 弘 宗

同 山 本 俊 之

上記被審人代理人梅林啓復代理人弁護士

藤 井 康次郎

同 鈴 木 悠 介

上記被審人に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第 56 条第 1 項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 2 号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 8 号）（以下「規則」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると考え、規則第 73 条及び第 74 条の規定に基づいて本審決案を作成する。

なお、以下の用語のうち、別紙 1 の「用語」欄に掲げるものの定義は、同「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

被審人の各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

第 1 審判請求の趣旨

別紙 2（審判請求の趣旨目録）のとおり

第 2 事案の概要（当事者間に争いのない事実又は公知の事実）

1 日産自動車等発注の特定自動車用ランプに係る事件

(1) 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成 15 年 2 月頃以降、市光工業株式会社（以下「市光工業」という。）及びスタンレー電気株式会社（以下「スタンレー電気」といい、被審人と併せて「2 社」、被審人及び市光工業と併せて「3 社」という。）と共同して、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日産自動車等発注の特定自動車用ランプの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）に該当し、同法第 3 条に違反するものであり、かつ、被審人について特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成 25 年 3 月 22 日、被審人に対し、排除措置を命じた（平成 25 年（措）第 1 号。以下「本件排除措置命令 1」といい、同命令の命令書を「本件排除措置命令書 1」という。）。

(2) 公正取引委員会は、本件排除措置命令 1 に係る違反行為（以下「本件違反行為 1」という。）は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する商品の対価に係るものに該当するとして、平成 25 年 3 月 22 日、被審人に対し、13 億 8001 万円の課徴金の納付を命じた（平成 25 年（納）第 1 号。以下「本件課徴金納付命令 1」といい、同命令の命令書を「本件課徴金納付命令書 1」という。）。

2 トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに係る事件

(1) 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成 19 年 2 月頃以降、市光工業及びスタンレー電気と共同して、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条に違反するも

のであり、かつ、被審人について特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成25年3月22日、被審人に対し、排除措置を命じた（平成25年（措）第2号。以下「本件排除措置命令2」といい、同命令の命令書を「本件排除措置命令書2」という。）。

- (2) 公正取引委員会は、本件排除措置命令2に係る違反行為（以下「本件違反行為2」という。）は独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものに該当するとして、平成25年3月22日、被審人に対し、2億7133万円の課徴金の納付を命じた（平成25年（納）第3号。以下「本件課徴金納付命令2」といい、同命令の命令書を「本件課徴金納付命令書2」という。）。

3 富士重工業発注の特定自動車用ランプに係る事件

- (1) 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成14年7月頃以降、市光工業及びスタンレー電気と共同して、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、富士重工業発注の特定自動車用ランプの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条に違反するものであり、かつ、被審人について特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成25年3月22日、被審人に対し、排除措置を命じた（平成25年（措）第3号。以下「本件排除措置命令3」といい、同命令の命令書を「本件排除措置命令書3」という。）。

- (2) 公正取引委員会は、本件排除措置命令3に係る違反行為（以下「本件違反行為3」という。）は独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものに該当するとして、平成25年3月22日、被審人に対し、8億696万円の課徴金の納付を命じた（平成25年（納）第5号。以下「本件課徴金納付命令3」といい、同命令の命令書を「本件課徴金納付命令書3」という。）。

4 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプに係る事件

- (1) 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成16年6月頃以降、スタンレー電気と共同して、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ

の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条に違反するものであり、かつ、被審人について特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成25年3月22日、被審人に対し、排除措置を命じた（平成25年（措）第4号。以下「本件排除措置命令4」といい、同命令の命令書を「本件排除措置命令書4」という。）。

- (2) 公正取引委員会は、本件排除措置命令4に係る違反行為（以下「本件違反行為4」という。）は独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものに該当するとして、平成25年3月22日、被審人に対し、2億2270万円の課徴金の納付を命じた（平成25年（納）第7号。以下「本件課徴金納付命令4」といい、同命令の命令書を「本件課徴金納付命令書4」という。）。

5 マツダ発注の特定自動車用ランプに係る事件

- (1) 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成16年6月頃以降、スタンレー電気と共同して、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、マツダ発注の特定自動車用ランプの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条に違反するものであり、かつ、被審人について特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成25年3月22日、被審人に対し、排除措置を命じた（平成25年（措）第5号。以下「本件排除措置命令5」といい、同命令の命令書を「本件排除措置命令書5」という。また、本件排除措置命令1ないし本件排除措置命令5を併せて「本件各排除措置命令」といい、本件排除措置命令書1ないし本件排除措置命令書5を併せて「本件各排除措置命令書」という。）。

- (2) 公正取引委員会は、本件排除措置命令5に係る違反行為（以下「本件違反行為5」という。また、本件違反行為1ないし本件違反行為5を併せて「本件各違反行為」という。）は独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する商品の対価に係るものに該当するとして、平成25年3月22日、被審人に対し、7億4759万円の課徴金の納付を命じた（平成25年（納）第8号。以下「本件課徴金納付命令5」といい、同命令の命令書を「本件課徴金納付命令書5」という。また、本件課徴金納付

命令 1 ないし本件課徴金納付命令 5 を併せて「本件各課徴金納付命令」という。) 。

6 本件審判請求

本件各排除措置命令書及び本件課徴金納付命令書 1 ないし本件課徴金納付命令書 5 の各謄本は、いずれも平成 25 年 3 月 25 日、被審人に対して送達された。

被審人は、同年 5 月 23 日、本件各排除措置命令及び本件各課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

第 3 前提となる事実（各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり、その余の事実は当事者間に争いのない事実又は公知の事実である。なお、以下、証拠の表記については、「第」及び「号証」を略し、単に「査○」、「審○」と記載する。）

1 3 社の概要

被審人は、肩書地に本店を置き、ヘッドランプ等を製造販売する者であり、自動車メーカーに対してヘッドランプ等を販売していた。

市光工業は、神奈川県伊勢原市板戸 80 番地に本店を置き、ヘッドランプ等を製造販売する者であり、自動車メーカーに対してヘッドランプ等を販売していた。

スタンレー電気は、東京都目黒区中目黒二丁目 9 番 13 号に本店を置き、ヘッドランプ等を製造販売する者であり、自動車メーカーに対してヘッドランプ等を販売していた。

2 3 社以外の自動車用ランプの製造販売業者

自動車用ランプを製造販売する国内の事業者には、3 社以外には、株式会社ミツバ（以下「ミツバ」という。）、株式会社今仙電機製作所（以下「今仙」という。）、サカエ理研工業株式会社（以下「サカエ」という。）等があった。

また、国外の事業者には、米国のノース・アメリカン・ライティング（以下「NAL」という。）、イタリアのオートモーティブ・ライティング（以下「AL」という。）、フランスのヴァレオ（以下「ヴァレオ」という。）、台湾のティーワイシー・ブラザー・インダストリアル・カンパニーリミテッド（以下「TYC」という。）、インドのビステオン・コーポレーション（以下「ビステオン」という。）、韓国のヒュンダイモータース（以下「ヒュ

ンダイ」という。），同じく韓国の三立産業（以下「三立産業」という。）等があった。

3 自動車メーカーによるヘッドランプ等の調達方法

(1) 調達手続の実施主体及び調達方法の名称

日産自動車株式会社（以下「日産自動車」という。）及び日産車体株式会社（以下「日産車体」といい，日産自動車と併せて「日産自動車等」という。），トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ自動車」という。），富士重工業株式会社（平成29年4月1日に「株式会社SUBARU」に商号を変更した。以下「富士重工業」という。），三菱自動車工業株式会社（以下「三菱自動車工業」という。），マツダ株式会社（以下「マツダ」といい，日産自動車等，トヨタ自動車，富士重工業及び三菱自動車工業と併せて「自動車メーカー5社等」という。）は，それぞれ自社（日産自動車等，トヨタ自動車及び三菱自動車工業においては，我が国に所在する子会社を含む。）が製造する自動車に搭載されるヘッドランプ等に係る調達手続において，発注先を決定するのに先立って，日産自動車等は「ソーシング」と，トヨタ自動車は「競合発注」と，富士重工業は「競合」と，三菱自動車工業は「見積り合わせ」と，マツダは「コンペ」と，それぞれ呼称する見積り合わせ（以下，上記の5つの呼称を区別せず，単に「見積り合わせ」ということがある。）の手続を行って，ヘッドランプ等の発注先を決定していた。

なお，日産自動車等は，ソーシングについて，平成15年12月までは自ら実施していたが，平成16年1月以降は日産自動車等の関連会社であるRenault Nissan Purchasing Organization（以下「RNPO」という。）に委託し，基本的には，同社から推薦された者を受注者に選定していた。

(2) 調達手続とモデルチェンジ

ア 新規車種の場合及び現行車種について車名を維持したまま現行車から次期車へと完全に刷新される（以下「フルモデルチェンジ」という。）場合

自動車メーカー5社等は，新規車種の場合及びフルモデルチェンジの場合には，それらの自動車に搭載されるヘッドランプ等を対象とする調達手続を実施していた。

イ 現行車種について自動車の基本的な部分は維持したまま細部を変更する（以下「マイナーチェンジ」という。）場合

自動車メーカー５社等は、マイナーチェンジの場合には、通常、当該車両の現行車種のヘッドランプ等を受注していたメーカー（以下「現装メーカー」という。）に対してヘッドランプ等を発注していた。
（査Ａ５，査Ｂ４，査Ｃ６，査Ｄ７，査Ｅ３）

(3) 調達手続の実施方法

ア サプライヤー候補の選定

自動車メーカー５社等は、ヘッドランプ等の製造販売業者の中から、品質、開発力、価格競争力等を考慮して、それぞれの見積り合わせの参加者（以下「サプライヤー候補」という。）を複数選定していた。

イ 発注の実施（見積依頼及びそれに対する回答）

(ア) 日産自動車等

日産自動車等は、ソーシングを実施するに当たり、サプライヤー候補に対し、見積りの基準となるヘッドランプ等の要求仕様等を記載した「Request For Quotation」と題する見積依頼書（以下「RFQ」という。）及びヘッドランプ等の概略図を発出し、また、説明会を開催し、日産自動車等の要望について説明を補充して、見積提出期限までに当該要求仕様に基づき以下の①ないし⑥の事項について回答するよう求め、サプライヤー候補はこれに対する回答（以下「見積回答」という。他の自動車メーカーの見積依頼に対する回答においても同じ。）をしていた。

- ① 構成部品費，材料費，加工費等を合計したヘッドランプ等の部品費である製品単価
- ② ヘッドランプ等の製造に必要なとなる金型の製作費である型費
- ③ 上記①及び②の積算根拠
- ④ 自動車の量産開始後３年間の年次原価低減率
- ⑤ 原価低減のための技術提案（Value Engineering 提案。以下「VE提案」という。他の自動車メーカーの見積依頼に対する回答においても同じ。）等
- ⑥ VE提案等を考慮した価格及びその積算根拠

日産自動車等は、平成１６年１月以降、ソーシングの実施をRN

P Oに委託しているところ、R N P Oも、上記と同様の方法によりソーシングを実施していた。

(イ) トヨタ自動車

トヨタ自動車は、競合発注を実施するに当たり、サプライヤー候補に対し、要求仕様等を記載した見積依頼書等を発出し、また、説明会を開催し、説明を補充するなどして、見積提出期限までに当該要求仕様に基づき以下の①ないし③の事項について回答するよう求め、サプライヤー候補はこれに回答していた。

- ① 構成部品費、その構成部品を製造する際に使用する樹脂などの必要数量及び単価、並びに加工費等を合計したヘッドランプ等自体の単価である製品単価
- ② ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費である型費
- ③ 上記①及び②の積算根拠

また、トヨタ自動車は、上記①ないし③に加えて、V E提案等及び当該V E提案等を考慮した価格並びにその積算根拠の提出を求める場合があり、その場合には、サプライヤー候補はこれに回答していた。

なお、サプライヤー候補は、V E提案等及び当該V E提案等を考慮した価格並びにその積算根拠について、トヨタ自動車から要求されていなくても自主的に提出する場合があった。

(ウ) 富士重工業

富士重工業は、競合を実施するに当たり、サプライヤー候補に対し、要求仕様等を記載した見積依頼書及びヘッドランプ等の仕様や性能等が記載された見積用図面を発出するなどして、見積提出期限までに当該要求仕様に基づき以下の①及び②の事項について回答するよう求め、サプライヤー候補はこれに回答していた。

- ① ヘッドランプ等の部品費である製品単価
- ② ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費である型費

また、サプライヤー候補は、上記①及び②に加えて、V E提案及び当該V E提案を考慮した価格を提案する場合があった（富士重工業では、技術提案のことをV A〔V a l u e A n a l y s i s〕提案と呼称していたこともあり、証拠上は、V A提案、V E提案の

記載がある。) 。

(エ) 三菱自動車工業

三菱自動車工業は、見積り合わせを実施するに当たり、サプライヤー候補に対し、要求仕様等を記載した見積依頼書及びこれに添付されるヘッドランプ等の概略図、部品構成表等が記載された設計構想書を発出し、また、説明会を開催し、要求仕様等について説明を補充して、見積提出期限までに当該要求仕様に基づき以下の①及び②の事項について回答するよう求め、サプライヤー候補はこれに回答していた。

- ① 構成部品費、材料費、加工費等を合計したヘッドランプ等の部品費である製品単価
- ② ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費及び治具費である準備費

(オ) マツダ

マツダは、コンペを実施するに当たり、サプライヤー候補に対し、要求仕様等を記載した見積依頼書及びヘッドランプ等の要求仕様図を発出し、見積提出期限までに当該要求仕様に基づき以下の①ないし③の事項について回答するよう求め、サプライヤー候補はこれに回答していた。

- ① ヘッドランプ等 1 個当たりの変動費である材料費、加工費等を合わせた製品単価
- ② ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費である型費
- ③ V E 提案

(以下、上記(ア)ないし(オ)の①及び②について、①構成部品費、材料費、加工費等を合計したヘッドランプ等の部品費である製品単価については、単に「製品単価」といい、また、②ヘッドランプ等の製造に必要となる金型の製作費である型費については、単に「型費」といい、①と②を併せて「要求仕様値」ということがある。)

4 自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの受注状況

(1) 日産自動車等発注の特定自動車用ランプ

日産自動車等又は R N P O は、遅くとも平成 1 5 年 2 月頃から平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日までの間 (以下「本件対象期間 1」という。) , 別紙

3 記載のとおり，日産自動車等発注の特定自動車用ランプのソーシングを 3 4 件実施し，その全てを 3 社のうちのいずれかが受注した。

上記 3 4 件のソーシングの実施年月日，対象となった車種名，当該車種の開発コード，ランプの種類（ヘッドランプ又はリアコンビネーションランプの別。以下，他の自動車メーカーについても同じ。），参加業者（サプライヤー候補。以下，他の自動車メーカーについても同じ。），現装メーカー，受注者及び被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み，円）については，別紙 3 に記載のとおりである（以下，同別紙記載の物件については，同別紙の「番号」欄記載の番号に従い，「物件 3－1」などという。別紙 4 ないし 7 記載の物件についても同じ。）。

(2) トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ

トヨタ自動車は，遅くとも平成 1 9 年 2 月頃から平成 2 3 年 5 月 2 3 日までの間（以下「本件対象期間 2」という。），別紙 4 記載のとおり，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプの競合発注を 1 7 件実施し，その全てを 3 社のうちのいずれかが受注した。

上記 1 7 件の競合発注の実施年月日，対象となった車種名，当該車種の開発コード，ランプの種類，参加業者，現装メーカー，受注者及び被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み，円）については，別紙 4 に記載のとおりである。

(3) 富士重工業発注の特定自動車用ランプ

富士重工業は，遅くとも平成 1 4 年 7 月頃から平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日までの間（以下「本件対象期間 3」という。），別紙 5 記載のとおり，富士重工業発注の特定自動車用ランプの競合を 2 6 件実施し，そのうち 2 5 件を 3 社のうちのいずれかが受注した。

上記 2 6 件の競合の実施年月日，対象となった車種名，当該車種の開発コード，ランプの種類，参加業者，現装メーカー，受注者及び被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み，円）については，別紙 5 に記載のとおりである。

(4) 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ

三菱自動車工業は，遅くとも平成 1 6 年 6 月頃から平成 2 3 年 8 月 2 1 日までの間（以下「本件対象期間 4」という。），別紙 6 記載のとおり，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプの見積り合わせを 1 3 件

実施し、そのうち 9 件を 2 社のうちのいずれかが受注した。

上記 13 件の見積り合わせの実施年月日、対象となった車種名、当該車種の型式記号、ランプの種類、参加業者、現装メーカー、受注者及び被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み、円）については、別紙 6 に記載のとおりである。

(5) マツダ発注の特定自動車用ランプ

マツダは、遅くとも平成 16 年 6 月頃から平成 23 年 8 月 21 日までの間（以下「本件対象期間 5」といい、本件対象期間 1 ないし 4 と併せて「本件各対象期間」という。）、別紙 7 記載のとおり、マツダ発注の特定自動車用ランプのコンペを 18 件実施し、その全てを 2 社のうちのいずれかが受注した。

上記 18 件のコンペの実施年月日、対象となった車種名、当該車種の開発コード、ランプの種類、参加業者、現装メーカー、受注者及び被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み、円）については、別紙 7 に記載のとおりである。

5 本件各違反行為の取りやめ

(1) 日産自動車等発注の特定自動車用ランプ及び富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

スタンレー電気は、平成 23 年 8 月 22 日までに、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 7 号。以下「課徴金減免規則」という。）第 1 条第 1 項の規定に基づき、公正取引委員会に対して課徴金減免申請を行い、同日以降、本件違反行為 1 及び本件違反行為 3 を取りやめている。

また、市光工業は、平成 23 年 12 月 23 日までに、課徴金減免規則第 1 条第 1 項の規定に基づき、公正取引委員会に対して課徴金減免申請を行い、同日以降、本件違反行為 1 及び本件違反行為 3 は取りやめられている。

(2) トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

被審人及び市光工業は、平成 23 年 5 月下旬頃、本件違反行為 2 を取りやめる旨を申し合わせており、同月 24 日以降、本件違反行為 2 は取りやめられている。

(3) 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ及びマツダ発注の特定自

自動車用ランプについて

スタンレー電気は、平成23年8月22日までに、課徴金減免規則第1条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して課徴金減免申請を行い、同日以降、本件違反行為4及び本件違反行為5は取りやめられている。

第4 争点

- 1 3社又は2社は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて本件各排除措置命令書記載の合意をしていたか（争点1）
- 2 争点1の各合意は不当な取引制限に該当するか（争点2）
- 3 (1) 本件各違反行為は独占禁止法第7条の2第1項第1号にいう「商品・・・の対価に係るもの」（以下「商品の対価に係るもの」という。）に該当するか
(2) 被審人が受注した別紙3ないし7の各「被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み，円）」欄に金額の記載のあるヘッドランプ等（以下「別紙3ないし7の課徴金対象物件」という。）は独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」（以下「当該商品」という。）に該当するか
(争点3)

第5 争点に係る双方の主張

- 1 争点1（3社又は2社は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて本件各排除措置命令書記載の合意をしていたか）について

(1) 審査官の主張

ア 日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて

(ア) 発注者による受注者の選定手続

日産自動車等又はR N P Oは、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、V E提案等の採否、仕様変更及び値引きに関する交渉を行った。

通常、最初に提出された見積回答のみを根拠に受注者が選定されることはなく、日産自動車等又はR N P Oは、サプライヤー候補に対し、交渉内容を踏まえた見積回答の再提出を数回にわたって要求していた。

日産自動車等又はR N P Oは、このような交渉の結果を踏まえ、

サプライヤー候補から最終的に提出された見積回答を比較，評価した上で，基本的に，要求仕様値等を含む見積回答の内容や前記の交渉の結果を反映した価格（以下，他の自動車メーカーによる見積り合わせにおける場合を含めて，「見積価格」ということがある。）が最も低くなる者を受注者に選定し，又は推薦するなどしていた。

なお，交渉において，日産自動車等又はR N P Oから特定のサプライヤー候補に対して一定の価格を通知し，当該サプライヤー候補が当該価格で見積回答をすれば，当該サプライヤー候補への発注を約束するといった形の提示が行われる場合もあった。

(イ) 3社による合意

3社は，遅くとも平成15年2月頃以降，日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて，量産価格（受注者に対する発注価格。以下同じ。）の低落防止等を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値等を調整する

旨の合意（以下「本件合意1」という。）の下に

b (a) 受注希望，現行車種における受注実績等を勘案して，話し合い等により受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるように話し合い等により3社の要求仕様値等を決定する

こと等により，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた（以下「受注予定者を決定し受注予定者が受注できるようにする」ことを「受注調整」ということもある。他の自動車メーカーの見積り合わせにおける3社又は2社による同様の行為も同じ。）。

3社によって本件合意1がされたことは，本件対象期間1にソーシングが行われた別紙3記載の物件について，受注予定者欄が「－」であるものを除いて本件合意1に沿った受注調整が行われたことから明らかである。

(ウ) 本件合意1の内容

本件合意1の内容は，本件排除措置命令1で違反行為とされた合

意の内容と一致しており、これには、要求仕様値等の調整を中心として、臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれる。

イ トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

(7) 発注者による受注者の選定手続

トヨタ自動車は、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、調達部門及び技術部門において見積内容を精査するとともに、VE提案等が提出された場合には提案内容やその実現可能性について審査し、当該提案により実現する原価低減額を査定し、それを反映させた価格を算出していた。

トヨタ自動車は、基本的に、これら全てを考慮した見積価格が最も低くなる者を受注者に選定していた。

なお、トヨタ自動車から特定のサプライヤー候補に対して一定の価格を通知した上で、当該サプライヤー候補が当該価格で見積回答をすれば、当該サプライヤー候補への発注を約束するといった形の提示が行われる場合もあった。

(イ) 3社による合意

3社は、遅くとも平成19年2月頃以降、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるようにサプライヤー候補に選定された者の要求仕様値を調整する

旨の合意（以下「本件合意2」という。）の下に

b (a) サプライヤー候補に選定された者は、受注希望、現行車種における受注実績等を勘案して、話し合い等により受注予定者を決定する

(b) サプライヤー候補に選定された者は、受注予定者が受注できるように話し合い等によりサプライヤー候補に選定された者の要求仕様値を決定する

こと等により、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3社によって本件合意2がされたことは、本件対象期間2に競合

発注が行われた別紙 4 記載の物件について、「受注予定者」欄が「－」であるものを除いて本件合意 2 に沿った受注調整が行われたことから明らかである。

(ウ) 本件合意 2 の内容

本件合意 2 の内容は、本件排除措置命令 2 で違反行為とされた合意の内容と一致しており、これには、要求仕様値の調整を中心として、臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれる。

ウ 富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

(ア) 発注者による受注者の選定手続

富士重工業は、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、要求仕様値並びにサプライヤー候補から提案された場合には V E 提案の採否、仕様変更及び値引きに関する交渉を行っていた。

富士重工業は、このような交渉の結果を踏まえ、サプライヤー候補から最終的に提出された見積回答を比較、評価した上で、基本的に、見積価格が最も低くなる者を受注者に選定していた。

なお、交渉において、富士重工業から特定のサプライヤー候補に対して一定の価格を通知した上で、当該サプライヤー候補が当該価格で見積回答をすれば、当該サプライヤー候補への発注を約束するといった形の提示が行われる場合もあった。

(イ) 3 社による合意

3 社は、遅くとも平成 14 年 7 月頃以降、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるように 3 社のうちサプライヤー候補に選定された者の要求仕様値を調整する

旨の合意（以下「本件合意 3」という。）の下に

b (a) 3 社のうちサプライヤー候補に選定された者は、受注希望、現行車種における受注実績等を勘案して、話し合い等により受注予定者を決定する

(b) 3 社のうちサプライヤー候補に選定された者は、受注予定者

が受注できるように話し合い等により 3 社のうちサプライヤー候補に選定された者の要求仕様値を決定すること等により、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 社によって本件合意 3 がされたことは、本件対象期間 3 に競合が行われた別紙 5 記載の物件について、「受注予定者」欄が「－」であるものを除いて本件合意 3 に沿った受注調整が行われたことから明らかである。

(ウ) 本件合意 3 の内容

本件合意 3 の内容は、本件排除措置命令 3 で違反行為とされた合意の内容と一致しており、これには、要求仕様値の調整を中心として、臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれる。

エ 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて

(ア) 発注者による受注者の選定手続

三菱自動車工業は、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、仕様変更及び値引きに関する交渉を行っていた。

三菱自動車工業は、目標とする購入価格を下回るよう、必要に応じて、サプライヤー候補に対し、見積回答の再提出を数回にわたって要求していた。

三菱自動車工業は、このような交渉の結果を踏まえ、サプライヤー候補から提出された最終的な見積回答を比較、評価した上で、基本的に、見積価格が最も低くなる者を受注者に選定していた。

(イ) 2 社による合意

2 社は、遅くとも平成 16 年 6 月頃以降、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるように 2 社の要求仕様値を調整する

旨の合意（以下「本件合意 4」という。）の下に

b (a) 現行車種における受注実績等を勘案して、話し合い等により受

注予定者を決定する

- (b) 受注予定者が受注できるように話し合い等により 2 社の要求仕様値を決定する

こと等により，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

2 社によって本件合意 4 がされたことは，本件対象期間 4 に見積り合わせが行われた別紙 6 記載の物件について，「受注予定者」欄が「－」であるものを除いて本件合意 4 に沿った受注調整が行われたことから明らかである。

(ウ) 本件合意 4 の内容

本件合意 4 の内容は，本件排除措置命令 4 で違反行為とされた合意の内容と一致しており，これには，要求仕様値の調整を中心として，臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれる。

オ マツダ発注の特定自動車用ランプについて

(ア) 発注者による受注者の選定手続

マツダは，サプライヤー候補から見積回答を受領した後，サプライヤー候補との間で，VE 提案の採否，仕様変更及び値引きに関する交渉を行っており，必要に応じて見積回答を再提出することも認めていた。

マツダは，このような交渉の結果を踏まえ，サプライヤー候補から提出された最終的な見積回答を比較，評価した上で，基本的に，マツダが要求する見積仕様，品質，供給能力等を満たすサプライヤー候補のうち，見積価格が最も低くなる者を受注者として選定していた。

(イ) 2 社による合意

2 社は，遅くとも平成 16 年 6 月頃以降，マツダ発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

- (b) 受注予定者が受注できるように 2 社の要求仕様値を調整する

旨の合意（以下「本件合意 5」といい，本件合意 1 ないし本件合意

4 と併せて「本件各合意」という。) の下に

b (a) 受注希望，現行車種における受注実績等を勘案して，話し合い等により受注予定者を決定する

(b) 受注予定者が受注できるように話し合い等により 2 社の要求仕様値を決定する

こと等により，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

2 社によって本件合意 5 がされたことは，本件対象期間 5 にコンペが行われた別紙 7 記載の物件について，「受注予定者」欄が「－」であるものを除いて本件合意 5 に沿った受注調整が行われたことから明らかである。

(ウ) 本件合意 5 の内容

本件合意 5 の内容は，本件排除措置命令 5 で違反行為とされた合意の内容と一致しており，これには，要求仕様値の調整を中心として，臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれる。

(2) 被審人の主張

ア 日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて

(ア) 本件合意 1 の内容として，受注予定者が受注できるように協力することが含まれることは否認又は争う。

本件排除措置命令 1 において違反行為とされた基本合意の内容は，単に受注予定者を決定し要求仕様値等を調整することとされており，審査官も，本件合意 1 の内容について，当初は，この旨主張していた。これによれば，本件排除措置命令 1 において違反行為とされた基本合意の内容と審査官が当初主張した本件合意 1 の内容は一致しており，受注予定者が受注できるように協力することは含まれていない。

審査官は，最終的に，本件合意 1 には受注予定者が受注できるように協力することが含まれるなどと主張するようになったが，これは，審査官が当初主張した本件合意 1 の内容とは異なるものであり，審査官は本件合意 1 の内容についての主張を変遷させるものである。このような主張の変遷は許されないから，本件合意 1 の内容は，

審査官が当初主張し、しかも、これと一致する本件排除措置命令 1 において違反行為とされた基本合意の内容のとおり、受注予定者が受注できるように協力することは含まれない。

- (イ) 3 社の間に本件合意 1 が存在していたこと及び同合意の下に受注調整を行っていたことは否認する。

本件対象期間 1 にソーシングが実施された日産自動車等発注の特定自動車用ランプ 3 4 物件のうち、受注調整が行われたと審査官が主張するのは 2 5 物件（物件 3－1 ないし物件 3－6，物件 3－9 ないし物件 3－1 2，物件 3－1 6 ないし物件 3－1 8，物件 3－2 1 ないし物件 3－3 2）であるが、これらの物件について、3 社が受注予定者を決定したことは、否認する。上記各物件のソーシングにおいて、3 社の各営業担当者が集まったことはあるものの、その実態は腹の探り合いによる情報収集が行われたにすぎない。上記各物件のうち、被審人が受注調整を否認する理由を具体的に主張する物件について、当該理由は、別紙 9 の第 1 の 1 ないし 1 0 の各 (2) の「被審人の主張に対する判断」の部分に記載されたとおりである。

また、本件合意 1 に関する 3 社の各営業担当者の供述調書は、その信用性を争う。

その他、物件 3－1，物件 3－1 0，物件 3－2 4 等は、審査官が受注予定者となったと主張するサプライヤー候補が受注しておらず、この事実、本件合意 1 が存在しなかったことを示すものといえる。

イ トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

- (ア) 本件合意 2 の内容として、受注予定者が受注できるように協力することが含まれることは否認又は争う。

本件排除措置命令 2 において違反行為とされた基本合意の内容は、単に受注予定者を決定し要求仕様値を調整することとされており、審査官も、本件合意 2 の内容について、当初はこの旨主張していた。これによれば、本件排除措置命令 2 において違反行為とされた基本合意の内容と審査官が当初主張した本件合意 2 の内容は一致しており、受注予定者が受注できるように協力することは含まれ

ていない。

審査官は、最終的に、本件合意 2 には受注予定者が受注できるように協力することが含まれるなどと主張するようになったが、これは、審査官が当初主張した本件合意 2 の内容とは異なるものであり、審査官は本件合意 2 の内容についての主張を変遷させるものである。このような主張の変遷は許されないから、本件合意 2 の内容は、審査官が当初主張し、しかも、これと一致する本件排除措置命令 2 において違反行為とされた基本合意の内容のとおり、受注予定者が受注できるように協力することは含まれない。

- (イ) 3 社の間に本件合意 2 が存在していたこと及び同合意の下に受注調整を行っていたことは否認する。

本件対象期間 2 に競合発注が実施されたトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ 17 物件のうち、受注調整が行われたと審査官が主張するのは 16 物件であるが、このうちの物件 4－3 ないし物件 4－9、物件 4－12 ないし物件 4－16 について、その競合発注において、3 社が受注予定者を決定したことは、否認する。上記各物件の競合発注において、3 社の各営業担当者が集まったことはあるものの、その実態は腹の探り合いによる情報収集が行われたというものにすぎず、それぞれがあわよくば受注しようと考えていた。上記各物件のうち、被審人が受注調整を否認する理由を具体的に主張する物件について、当該理由は、別紙 9 の第 2 の 1 ないし 5 の各 (2) の「被審人の主張に対する判断」の部分に記載されたとおりである。

また、本件合意 2 に関する 3 社の各営業担当者の供述調書は、その信用性を争う。

その他、物件 4－4、物件 4－9 は、審査官が受注予定者となったと主張するサプライヤー候補が受注しておらず、この事実は、本件合意 2 が存在しなかったことを示すものといえる。

ウ 富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

- (ア) 本件合意 3 の内容として、受注予定者が受注できるように協力することが含まれることは否認又は争う。

本件排除措置命令 3 において違反行為とされた基本合意の内容

は、単に受注予定者を決定し要求仕様値を調整することとされており、審査官も、本件合意 3 の内容について、当初は、この旨主張していた。これによれば、本件排除措置命令 3 において違反行為とされた基本合意の内容と審査官が当初主張した本件合意 3 の内容は一致しており、受注予定者が受注できるように協力することは含まれていない。

審査官は、最終的に、本件合意 3 には受注予定者が受注できるように協力することが含まれるなどと主張するようになったが、これは、審査官が当初主張した本件合意 3 の内容とは異なるものであり、審査官は本件合意 3 の内容についての主張を変遷させるものである。このような主張の変遷は許されないから、本件合意 3 の内容は、審査官が当初主張し、しかも、これと一致する本件排除措置命令 3 において違反行為とされた基本合意の内容のとおり、受注予定者が受注できるように協力することは含まれない。

- (イ) 3 社の間に本件合意 3 が存在していたこと及び同合意の下に受注調整を行っていたことについては否認する。

本件対象期間 3 に競合が実施された富士重工業発注の特定自動車用ランプ 26 物件のうち、受注調整が行われたと審査官が主張するのは 19 物件であるが、このうちの物件 5－11、物件 5－17 ないし物件 5－19 について、3 社が受注予定者を決定したことは、否認する。上記各物件の競合において、3 社の各営業担当者が集まったことはあるものの、一般的な情報交換を行ったにすぎない。上記各物件について、受注調整を否認する理由となる具体的な主張は、別紙 9 の第 3 の 1 及び 2 の各 (2) の「被審人の主張に対する判断」の部分に記載されたとおりである。

また、本件合意 3 に関する 3 社の各営業担当者の供述調書は、その信用性を争う。

その他、物件 5－19 等は、審査官が受注予定者となったと主張するサプライヤー候補が受注しておらず、この事実は、本件合意 3 が存在しなかったことを示すものといえる。

エ 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて

- (ア) 本件合意 4 の内容として、受注予定者が受注できるように協力す

ることが含まれることは否認又は争う。

本件排除措置命令 4 において違反行為とされた基本合意の内容は、単に受注予定者を決定し要求仕様値を調整することとされており、審査官も、本件合意 4 の内容について、当初は、この旨主張していた。これによれば、本件排除措置命令 4 において違反行為とされた基本合意の内容と審査官が当初主張した本件合意 4 の内容は一致しており、受注予定者が受注できるように協力することは含まれていない。

審査官は、最終的に、本件合意 4 には受注予定者が受注できるように協力することが含まれるなどと主張するようになったが、これは、審査官が当初主張した本件合意 4 の内容とは異なるものであり、審査官は本件合意 4 の内容についての主張を変遷させるものである。このような主張の変遷は許されないから、本件合意 4 の内容は、審査官が当初主張し、しかも、これと一致する本件排除措置命令 4 において違反行為とされた基本合意の内容のとおり、受注予定者が受注できるように協力することは含まれない。

- (イ) 2 社の間に本件合意 4 が存在していたこと及び同合意の下に受注調整を行っていたことについては否認する。

本件対象期間 4 に見積り合わせが実施された三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ 13 物件のうち、受注調整が行われたと審査官が主張するのは 10 物件であるが、このうちの物件 6－7、物件 6－9、物件 6－10 について、2 社が受注予定者を決定したことは、否認する。上記各物件の見積り合わせにおいて、2 社の各営業担当者が集まったことはあるものの、一般的な情報交換を行ったにすぎない。

また、本件合意 4 に関する 2 社の各営業担当者の供述調書は、その信用性を争う。

その他、物件 6－10 等は、審査官が受注予定者となったと主張するサプライヤー候補が受注しておらず、この事実は、本件合意 4 が存在しなかったことを示すものといえる。

オ マツダ発注の特定自動車用ランプについて

- (ア) 本件合意 5 の内容として、受注予定者が受注できるように協力す

ることが含まれることは否認又は争う。

本件排除措置命令 5 において違反行為とされた基本合意の内容は、単に受注予定者を決定し要求仕様値を調整することとされており、審査官も、本件合意 5 の内容について、当初は、この旨主張していた。これによれば、本件排除措置命令 5 において違反行為とされた基本合意の内容と審査官が当初主張した本件合意 5 の内容は一致しており、受注予定者が受注できるように協力することは含まれていない。

審査官は、最終的に、本件合意 5 には受注予定者が受注できるように協力することが含まれるなどと主張するようになったが、これは、審査官が当初主張した本件合意 5 の内容とは異なるものであり、審査官は本件合意 5 の内容についての主張を変遷させるものである。このような主張の変遷は許されないから、本件合意 5 の内容は、審査官が当初主張し、しかも、これと一致する本件排除措置命令 5 において違反行為とされた基本合意の内容のとおり、受注予定者が受注できるように協力することは含まれない。

- (イ) 2 社の間に本件合意 5 が存在していたこと及び同合意の下に受注調整を行っていたことについては否認する。

本件対象期間 5 にコンペが実施されたマツダ発注の特定自動車用ランプ 18 物件のうち、受注調整が行われたと審査官が主張するのは 10 物件であるが、この 10 物件について、2 社が受注予定者を決定したことは、否認する。上記各物件については、いずれも、コンペの開始時点であらかじめマツダの発注意向が 2 社に示されていたため、2 社は、マツダの発注意向に沿ってコンペが進むように、2 社のうち、マツダが発注意向を有する者の要求仕様値が低くなるように話したにすぎない。上記物件のうち、被審人が受注調整を否認する理由を具体的に主張する物件について、当該理由は、別紙 9 の第 4 の 1 (2) の「被審人の主張に対する判断」の部分に記載されたとおりである。

また、本件合意 5 に関する 2 社の各営業担当者の供述調書は、その信用性を争う。

- 2 争点 2 (争点 1 の各合意は不当な取引制限に該当するか) について

(1) 審査官の主張

ア 本件各合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「共同して・・・相互にその事業活動を拘束し」という要件を充足すること

本件各合意は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて、3社又は2社において、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社又は2社の要求仕様値（等）を調整するという内容の取決めである。

そして、このような取決めは、本来的には自由に自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの受注活動を行うべきサプライヤー候補である3社又は2社が当該取決めに制約された意思決定を行うことになるという意味で、3社又は2社の事業活動を事実上拘束するものであるから、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」に該当する。

また、本件各合意の成立により、3社又は2社の間に、上記取決めに基づいた行動を取ることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、同項にいう「共同して・・・相互に」にも該当する。

イ 本件各合意は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限するものであること

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、「当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうこと」をいい、一般に、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団が、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう。また、市場が有する競争機能が損なわれれば、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件を充足するのであって、それ以上に、競争を完全に排除するとか、価格等を完全に支配することまでが、当該要件を充足する上で必要なのわけではない。

本件各合意は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプを対象とするものであり、一定の取引分野は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野である。そして、本件各合意が

拘束力を持って存在していたこと（前記ア）に加え、本件各合意が見積り合わせの価格競争の機能を損なうものであったこと及び本件各対象期間中に実施された見積り合わせにおける個別物件の受注結果からすれば、本件各合意は、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限するものであった。

ウ 小括

以上のとおり、３社又は２社は、共同して、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、この行為はいずれも不当な取引制限に該当する。

(2) 被審人の主張

ア 本件各合意は「共同して…相互にその事業活動を拘束」するものではないこと

自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては、受注予定者を決定して要求仕様値（等）を調整しても受注予定者が受注できるわけではなかった。そのため、３社又は２社は、受注予定者や要求仕様値（等）について話し合いをしても、そこで話し合われたことが必ず守られるとは考えておらず、また、受注意欲を示したサプライヤー候補も他のサプライヤー候補も、話し合われた要求仕様値（等）のとおりには見積回答しないということが横行していた。

したがって、本件各合意は、相互に３社又は２社の事業活動を拘束するものとはいえず、不当な取引制限に該当しない。

イ 本件各合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するものではないこと

(ア) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件を充足するためには、取引条件を自由に左右することができる状態をもたらす「高度の蓋然性」が必要であること

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを認定するには、ある合意により競争の排除や価格等の支配が引き起こさ

れる可能性の程度が、「必然ではないが容易に現出し得る」という単なる蓋然性の程度では足りず、より「必然」に近い程度の高い蓋然性を要する。このことは、公正取引委員会が公表している「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第3の1(2)で、「競争を実質的に制限することとなる」との要件が課される企業結合審査の場合は、「こととなる」との表現が採用されていない不当な取引制限（独占禁止法第3条，同第2条第6項）の成立要件とは異なり，「必然ではないが容易に現出し得る状況がもたらされることで足りる」とされていることの反対解釈から明確である。

- (イ) 単に要求仕様値（等）を調整するという内容の本件各合意では競争を実質的に制限することができないこと

本件各合意の内容は、受注予定者を決定し要求仕様値（等）を調整するというものであるから、要求仕様値（等）以外は3社又は2社が自由に決めることができることとなる。そして、自動車メーカー5社等は、自動車メーカー5社等の特定自動車用ランプの見積り合わせにおいて、要求仕様値（等）だけで受注者を決めていたわけではないから、単に要求仕様値（等）を調整するだけで受注予定者が受注できるようにすることはできず、本件各合意によって競争を実質的に制限することはできない。

また、要求仕様値（等）と受注者を決定するための見積価格とは異なるものであり、要求仕様値（等）を調整するだけでは、見積価格を左右することもできないから、単に要求仕様値（等）を調整するという内容の本件各合意では、競争を実質的に制限することはできない。

- (ウ) 本件各合意の内容が審査官の主張するようなものであったとしても、抽象的な内容であるため競争を実質的に制限できないこと

仮に、本件各合意の内容が、審査官の主張するように、要求仕様値（等）の調整を中心として、臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力するというものであったとしても、このような抽象的な内容の合意では競争を実質的に制限することはできない。

- (エ) 自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプは民間企業が発

注するものであって、本件各合意では受注結果を左右することはできず、競争を実質的に制限することはできないこと

- a 見積り合わせは、入札手続と異なり、様々な要素を考慮して、発注者の裁量によって受注者及び見積価格が決まる手続であること

自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの調達手続は、民間企業による発注手続であり、公共入札と異なり、単に価格が最も低くなる者を受注者として選定する手続ではなく、受注者の選定の要素として、価格のほか、V E 提案、発注者との交渉、見積回答の再提出、発注者からの指値の提示があり、価格以外の技術、品質、デザイン等の各種要素も重視して受注者を選定するというものであって、審査官の主張するような「価格競争をさせることによって、低価格の部品調達を実現する」手続ではない。実際、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの調達手続では、見積依頼をする以前から発注者の意中とするサプライヤー候補が事実上存在したり、見積り合わせの過程で特定のサプライヤー候補にだけ密かに指値の提示がされたりすることがあること、最初の見積回答後に、発注者側の裁量で、V E 提案や技術提案を踏まえて低減した価格の再提出が認められたり、値引きに関する交渉が行われたりすることなど、発注者の自由な経営判断に基づく様々な要素を踏まえて受注者の選定が行われていた点で、法的に発注者側の裁量が排除される公の調達の場合とは全く異なる受注者選定が実施されていた。

- b 最終的な受注価格である量産価格は、見積り合わせとは別の手続で決定されること

受注者選定時の見積仕様は概括的なものであるか、基本的な仕様しか設定されておらず、受注者が確定した後、発注者と受注者との間で、量産仕様を２ないし３年かけて検討し、同仕様が確定した後、同仕様を基に改めて価格交渉が行われ、初めて最終的な受注価格である量産価格が決定される。そして、量産価格は、量産仕様に基づく価格の一からの積上げと、自動車メーカー５社等の目標とする価格を前提とする厳しい価格低減に向けた交渉と

いう過程を経た上で決定されるものであって、見積価格の影響を一切受けない。

- c 本件各合意によっては受注結果を左右することができないこと
- 自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの発注手続は、手続のプロセスや受注者選定のための考慮要素が事前にはおよそ不透明、不確実であり、各サプライヤー候補が受注予定者や要求仕様値（等）を調整することをあらかじめ取り決めたとしても、その取決めにより、およそ、「必然的に」受注者及び見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすとの高度の蓋然性が認められないから、本件各合意は競争を実質的に制限するものということとはできない。

そして、本件各合意が競争を実質的に制限するものとはなり得ないことは、審査官の主張する受注予定者が受注していない物件が存在すること、サプライヤー候補が発注者から指名を受けて受注した物件が存在すること、サプライヤー候補が発注者から提示された指値を要求仕様値とした物件が存在することなどからも明らかである。

また、量産価格は、見積り合わせで受注者が確定した後、発注者と受注者の間で、量産仕様を基に価格交渉が行われることによって初めて最終的な価格が決定されるから、本件各合意によって最終的な量産価格を左右することも認められない。

審査官は、本件各合意が、これらの受注結果を左右し得たことを示す証拠や根拠を示せていない。

3 争点 3（本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当するか、被審人が受注した別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件は当該商品に該当するか）について

(1) 審査官の主張

ア 本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当すること

本件各違反行為は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、要求仕様値（等）を調整することによって、受注予定者が受注できるようにするというものであり、商品の価格を制限するものであるから、商品の対価に係るものに該当す

る。

イ 別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件が「当該商品」に該当すること

(7) 「当該商品」の意義

独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項所定の課徴金の対象となる当該商品とは、基本合意の対象とされた商品であって、基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいう。

(イ) 別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件について、本件各合意に基づき受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したこと

a 日産自動車等発注の特定自動車用ランプ

本件対象期間 1 に被審人が受注した物件 3-1, 物件 3-4, 物件 3-6, 物件 3-10, 物件 3-23 ないし物件 3-25, 物件 3-27, 物件 3-29, 物件 3-31 及び物件 3-32 (以下「別紙 3 の課徴金対象物件」という。) については、本件合意 1 に基づく受注調整が行われており、具体的な競争制限効果が発生している。

仮に、別紙 3 の課徴金対象物件について受注調整が行われたと認めるに足りる証拠がなかったとしても、①本件合意 1 の対象となる日産自動車等発注の特定自動車用ランプは、その発注時期、車種等について特に限定されていないこと、②3 社は、ヘッドランプ等について、価格下落の回避や現装メーカーの取引の維持を目的として、本件合意 1 に基づき、営業担当者が集まる会合を開催し、又は電話で連絡を取り合うなどの方法により、長年にわたり、継続的に受注調整を行ってきたこと、③実際の受注状況をみても、本件対象期間 1 にソーシングが実施された 34 物件の全てを 3 社のうちのいずれかが受注している上、受注調整が行われていないことが明らかな物件 (独自の技術又はデザインを織り込んで見積回答することが求められるソーシングであったために受注調整できなかった 5 物件、及び受注希望が重なるなどの事情により調整がまとまらなかった 4 物件) を除いた 25 物件中 21 物件は現行車種が存在する車種のヘッドランプ等であるところ、そのうち 12 物件を現装メーカーが受注していることからすると、

日産自動車等発注の特定自動車用ランプについては、当該物件が本件合意 1 に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意 1 に基づく受注調整が行われたことが推認される。

別紙 3 の課徴金対象物件は、いずれも日産自動車等発注の特定自動車用ランプに該当することから、当該物件が本件合意 1 に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意 1 に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

b トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ

本件対象期間 2 に被審人が受注した物件 4－2 ないし物件 4－6，物件 4－8 ないし物件 4－11，物件 4－13 及び物件 4－14（以下「別紙 4 の課徴金対象物件」という。）については、本件合意 2 に基づく受注調整が行われており、具体的な競争制限効果が発生している。

仮に、別紙 4 の課徴金対象物件について受注調整が行われたと認めるに足りる証拠がなかったとしても、①本件合意 2 の対象となるトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプは、その発注時期、車種等について特に限定されていないこと、②3 社は、ヘッドランプ等について、価格下落の回避や現装メーカーの取引の維持を目的として、本件合意 2 に基づき、営業担当者が集まる会合を開催し、又は電話で連絡を取り合うなどの方法により、長年にわたり、継続して受注調整を行ってきたこと、③実際の受注状況をみても、本件対象期間 2 に競合発注が実施された 17 物件の全てを 3 社のうちのいずれかが受注している上、受注調整が行われていないことが明らかな 1 物件を除いた 16 物件中 11 物件は現行車種が存在する車種のヘッドランプ等であるところ、そのうち 8 物件を現装メーカーが受注していることからすると、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについては、当該物件が本件合意 2 に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意 2 に基づく受注調整が行われたことが推認される。

別紙４の課徴金対象物件は、いずれもトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに該当することから、当該物件が本件合意２に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意２に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

c 富士重工業発注の特定自動車用ランプ

本件対象期間３に被審人が受注した物件５－６，物件５－８，物件５－９，物件５－１１ないし物件５－１３，物件５－１６及び物件５－１９（以下「別紙５の課徴金対象物件」という。）については、本件合意３に基づく受注調整が行われており、具体的な競争制限効果が発生している。

仮に、別紙５の課徴金対象物件について受注調整が行われたと認めるに足りる証拠がなかったとしても、①本件合意３の対象となる富士重工業発注の特定自動車用ランプは、その発注時期、車種等について特に限定されていないこと、②３社は、ヘッドランプ等について、価格下落の回避や現装メーカーの取引の維持を目的として、本件合意３に基づき、営業担当者が集まる会合を開催し、又は電話で連絡を取り合うなどの方法により、長年にわたり、組織的かつ継続的に受注調整を行ってきたこと、③実際の受注状況をみても、本件対象期間３に競合が実施された２６物件のほぼ全てを３社のうちのいずれかが受注している上、受注調整が行われていないことが明らかな７物件を除いた１９物件中１０物件は現行車種が存在する車種のヘッドランプ等であるところ、そのうち７物件を現装メーカーが受注していることからすると、富士重工業発注の特定自動車用ランプについては、当該物件が本件合意３に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意３に基づく受注調整が行われたことが推認される。

別紙５の課徴金対象物件は、いずれも富士重工業発注の特定自動車用ランプに該当することから、当該物件が本件合意３に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意３に基づく受注調整が行われ、具体的な競

争制限効果が発生したと推認される。

d 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ

本件対象期間4に被審人が受注した物件6-3, 物件6-6, 物件6-8, 物件6-12及び物件6-13（以下「別紙6の課徴金対象物件」という。）については、本件合意4に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生している。

仮に、別紙6の課徴金対象物件について、受注調整が行われたと認めるに足りる証拠がなかったとしても、①本件合意4の対象となる三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプは、その発注時期、車種等について特に限定されていないこと、②2社は、ヘッドランプ等について、価格下落の回避や現装メーカーの取引の維持を目的として、本件合意4に基づき、営業担当者が集まる会合を開催し、又は電話で連絡を取り合うなどの方法により、長年にわたり、組織的かつ継続的に受注調整を行ってきたこと、③実際の受注状況をみても、本件対象期間4に見積り合わせが実施された13物件のほとんどを2社のうちのいずれかが受注している上、受注調整が行われていないことが明らかな3物件を除いた10物件中9物件は現行車種が存在する車種のヘッドランプ等であるところ、そのうち6物件を現装メーカーが受注していることからすると、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについては、当該物件が本件合意4に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意4に基づく受注調整が行われたことが推認される。

別紙6の課徴金対象物件は、いずれも三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプに該当することから、当該物件が本件合意4に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意4に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

e マツダ発注の特定自動車用ランプ

本件対象期間5に被審人が受注した物件7-5及び物件7-6（以下「別紙7の課徴金対象物件」という。）については、本件合意5に基づく受注調整が行われており、具体的な競争制限効

果が発生している。

仮に、別紙 7 の課徴金対象物件について受注調整が行われたと認めるに足りる証拠がなかったとしても、①本件合意 5 の対象となるマツダ発注の特定自動車用ランプは、その発注時期、車種等について特に限定されていないこと、② 2 社は、ヘッドランプ等について、価格下落の回避や現装メーカーの取引の維持を目的として、本件合意 5 に基づき、営業担当者が集まる会合を開催し、又は電話で連絡を取り合うなどの方法により、長年にわたり、組織的かつ継続的に受注調整を行ってきたこと、③実際の受注状況をみても、本件対象期間 5 にコンペが実施された 18 物件の全てを 2 社のうちのいずれかが受注している上、受注調整がまとまらなかった 8 物件を除いた 10 物件中 6 物件は現行車種が存在する車種のヘッドランプ等であるところ、うち 5 物件を現装メーカーが受注していることからすると、マツダ発注の特定自動車用ランプについては、当該物件が本件合意 5 に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意 5 に基づく受注調整が行われたことが推認される。

別紙 7 の課徴金対象物件は、いずれもマツダ発注の特定自動車用ランプに該当することから、当該物件が本件合意 5 に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件合意 5 に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

(2) 被審人の主張

ア 審査官が主張する本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当しないこと

前記 2 (2)イ(エ)のとおり、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの見積り合わせでは、受注者選定の基準が価格に限られず、各種要素による競争も相まって受注者が決定されることからすると、審査官の主張する本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当しない。

イ 別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件が当該商品に該当しないこと

別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件は、前記 1 (2)アないしオの各(イ)

で指摘した物件について受注予定者が決定されていないほか、特に以下の個別物件について、各記載の理由により、当該商品に該当しない。

(7) 審査官の主張する受注予定者が受注していない物件

日産自動車等発注の物件 3-1, 物件 3-10, 物件 3-24, 物件 3-29 及び物件 3-32, トヨタ自動車発注の物件 4-4 及び物件 4-9 は、審査官の主張する受注予定者ではない被審人が受注している。

上記各物件については、審査官の主張する受注予定者が受注していないことから、受注調整が存在又は成立しなかったことは明らかであり、当該商品に該当しない。

また、上記各物件については、3社の行為によって受注結果を左右できなかったのであるから、具体的な競争制限効果は発生しておらず、当該商品に該当しない。

(イ) 3社が受注調整を行っていないことが明らかな物件

日産自動車等発注の物件 3-1, 物件 3-10 及び物件 3-24, トヨタ自動車発注の物件 4-9, 富士重工業発注の物件 5-11 は、3社が価格のやり取りをした客観的証拠が存在せず、3社が受注調整を行わなかったことは明らかであるから、当該商品に該当しない。

(ウ) 3社又は2社が見積回答をしていない物件

トヨタ自動車発注の物件 4-8, マツダ発注の物件 7-5 及び物件 7-6 は、3社又は2社が自動車メーカーから見積回答を求められておらず、見積回答をしていないから、要求仕様値に関して3社又は2社が調整を行う必要がなく、実際にも受注調整は行われていないから、当該商品に該当しない。

(エ) 価格競争又は（及び）発注者との価格交渉の結果により受注者が決まった物件

a 日産自動車等発注の物件 3-1, 物件 3-23, 物件 3-27, 物件 3-31 及び物件 3-32, トヨタ自動車発注の物件 4-4 及び物件 4-9 は、サプライヤー候補によって価格競争が行われていることから、受注調整が成立していないことは明らかであり、当該商品に該当しない。

また、上記各物件について、実際に価格競争が行われている以

上、具体的な競争制限効果が発生しなかったことは明らかであり、当該商品に該当しない。

- b 日産自動車等発注の物件 3－1 及び物件 3－3 2，トヨタ自動車発注の物件 4－4 は，発注者からサプライヤー候補に対して，価格の提示がされ，当該サプライヤー候補がその価格を要求仕様値（等）としたものであり，受注調整は行われていないから，当該商品に該当しない。

また，上記各物件については，3 社の行為によって受注結果（受注価格）を左右することはできなかったから，具体的な競争制限効果が発生しなかったことは明らかであり，当該商品に該当しない。

- (オ) 要求仕様値の最も低くなる者が受注者として選定されていない物件

日産自動車等発注の物件 3－1，物件 3－1 0，物件 3－2 9，物件 3－3 1 及び物件 3－3 2，トヨタ自動車発注の物件 4－4 及び物件 4－9，富士重工業発注の物件 5－1 1 は，要求仕様値（等）又は見積価格の最も低くなる者が受注者として選定されていない。

公正取引委員会は，本件各排除措置命令において，一定の取引分野における対象商品について，自動車メーカー 5 社等が，それぞれ，見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ等と画定し，その受注者選定手続の具体的内容として，「見積価格が最も低くなる者を受注者として選定する手続」であると定義していたことからすると，要求仕様値（等）又は見積価格の最も低くなる者が受注者として選定されていない物件は，そもそも「一定の取引分野」に含まれず，当該商品に該当しない。

また，上記各物件は，見積回答における価格の高低で受注者が選定されていない以上，3 社がいくら要求仕様値（等）を調整したとしても受注結果を左右することができないということになり，3 社の行為と受注結果との間の因果関係が遮断され，具体的な競争制限効果が及ばないから，当該商品に該当しない。

- (カ) 価格以外の要素を考慮して受注者が選定された物件

日産自動車等発注の物件 3－1，物件 3－1 0，物件 3－2 3，

物件３－２４，物件３－２７，物件３－２９，物件３－３１及び物件３－３２，トヨタ自動車発注の物件４－４及び物件４－９，富士重工業発注の物件５－１１，マツダ発注の物件７－５及び物件７－６は，市光工業の品質問題や３社又は２社の技術力，ＶＥ提案の内容，従前の取引実績，シェアバランス等の価格以外の要素を考慮して受注者が選定されており，要求仕様値（等）又は見積価格が最も低くなる者を受注者として選定していないから，「一定の取引分野」に含まれず，当該商品に該当しない。

また，上記各物件は，要求仕様値（等）の高低で受注者が選定されていない以上，３社又は２社がいくら要求仕様値（等）を調整したとしても受注結果を左右することができないということになるから，３社又は２社の行為と受注結果との間の因果関係が遮断され，具体的な競争制限効果が及ばないから，当該商品に該当しない。

(※) 受注調整が拒否された物件，発注者の強い意向によって受注者が決定された物件，話合いの前提が失われた物件，被審人に対する発注意向が発注者から事前に示されていた物件

a 日産自動車等発注の物件３－３１は，価格調整が他のサプライヤー候補によって明確に拒否されたため，受注調整が成立しておらず，当該商品に該当しない。

b 日産自動車等発注の物件３－２４及び物件３－２９は，受注意欲がなかった被審人が発注者から指名を受けて受注したものであり，受注予定者を決める余地がなく，３社の行為によって受注結果を左右することはできなかったから，３社による受注調整によって受注したものとはいえず，当該商品に該当しない。

c 日産自動車等発注の物件３－３２は，ソーシングの途中で受注者選定方法がヘッドランプとのセット発注に変更されたものであり，３社での話合いの前提が失われており，受注調整が存在しない状態となったか，又は，３社の行為と受注結果との間の因果関係が遮断されて３社の行為では受注結果を左右し得ない状態となったから，３社の受注調整によって受注したものではなく，当該商品に該当しない。

d マツダ発注の物件７－５及び物件７－６は，事前にマツダから

被審人に対して発注意向が示されたものであり、「二以上の事業者が」（独占禁止法第2条第4項）対象のヘッドランプ等を受注することができる状況になく、競争制限の前提となる「競争」（同項）状態が存在しないため、具体的な競争制限効果は発生しておらず、当該商品に該当しない。

- e 日産自動車等が発注した物件3-23及び物件3-27について、被審人のLEDヘッドランプの製造に係る技術力や先行開発への協力などが評価され、被審人があらかじめ受注者に指名されていたものであり、3社の受注調整によって受注したものではないから、当該商品に該当しない。

(ク) 1社希望の物件

日産自動車等発注の物件3-6は、被審人が現装メーカーであり、被審人1社しか受注を希望しなかったため、被審人が受注したにすぎず、3社の受注調整によって受注したものではないから、当該商品に該当しない。

(ケ) マイナーチェンジ後の物件

日産自動車等発注の物件3-1及び物件3-10、マツダ発注の物件7-5及び物件7-6は、これらの車種のマイナーチェンジ後のヘッドランプ等の受注についても、フルモデルチェンジ時のヘッドランプ等に係る受注調整に基づく具体的な競争制限効果が発生しているとして、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等の売上額まで課徴金算定の基礎に含まれている。

独占禁止法は、商品の対価に係る不当な取引制限があった場合に、その違反行為の対象となった当該商品の売上額に課徴金を賦課する旨定めているところ、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等は、本件各違反行為の成立が主張されているフルモデルチェンジ時のヘッドランプ等とは全く別の商品である。このことは、そもそも、ある特定の車種のヘッドランプ等について、当該車種のマイナーチェンジが行われるかということ自体が不明であることのほか、それぞれのランプに異なる型式が振られ、異なる量産価格が存在し、売上額も別個のヘッドランプ等として別々に計上されることや、マイナーチェンジの実施が見込まれる段階になると、フルモデルチェ

ンジ時のヘッドランプ等とは別に一から仕様検討及び開発が行われ、仕様が固まった段階で改めて見積依頼が行われた上で、発注者との間での価格の検討、交渉を経た上で指名発注に至ること、その量産価格もヘッドランプ等の仕様が固まった段階で改めて発注者と受注者の間で検討して決められることなどから明らかである。

このように、フルモデルチェンジ時のヘッドランプ等とマイナーチェンジ後のヘッドランプ等は別の商品であり、現装メーカーであるというだけで直ちにマイナーチェンジ後のヘッドランプ等の指名発注を受けることができるわけではなく、また、フルモデルチェンジの際の見積り合わせにおいて要求仕様値（等）の調整をしたとしても、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等の量産価格を左右することはできないから、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等に具体的な競争制限効果が発生することはない。

したがって、上記各物件に係るマイナーチェンジ後のヘッドランプ等の売上額は課徴金算定の基礎に含まれない。

(3) 個別物件に係る被審人の主張に対する審査官の反論

前記(1)イ(イ)のとおり、別紙3ないし7の課徴金対象物件は、いずれも、本件各合意の対象として「一定の取引分野」に含まれるものであり、受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと認められる。

被審人が当該商品に該当しないと主張する個別物件についても、以下のとおり、具体的な競争制限効果が発生したものと認められるから、上記各物件がいずれも課徴金の対象となる当該商品に該当しないとする被審人の主張はいずれも誤りである。

ア 審査官の主張する受注予定者が受注していないという物件について

前記(2)イ(ア)記載の各物件について、審査官の主張する受注予定者ではない者（被審人）が受注した物件であることは認める。

しかし、上記各物件は、日産自動車等又はトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに該当し、3社は、上記各物件についても、本件合意1又は本件合意2に基づいて受注予定者を決定し、受注予定者が受注することができるよう協力しており、これによって当該物件の見積り合わせでは独立して意思決定を行う競争者が減少し

たのであるから、具体的な競争制限効果が発生したことは明らかである。

イ 3社が受注調整を行っていないことが明らかであるという物件について

前記(2)イ(ウ)記載の各物件についても、関係各証拠により、受注調整が行われたことが認定できる。

ウ 3社又は2社が見積回答をしていないという物件について

前記(2)イ(ウ)記載の各物件についても、関係各証拠から、受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと認定できる。そうでなくても、トヨタ自動車又はマツダ発注の特定自動車用ランプに該当するから、3社又は2社によって本件合意2又は本件合意5に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

エ 価格競争又は（及び）発注者との価格交渉の結果により受注者が決まったという物件について

(ア) 前記(2)イ(エ) a 記載の各物件について

上記各物件についても、関係各証拠から、受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと認定できる。そうでなくても、日産自動車等又はトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに該当するから、3社によって本件合意1又は本件合意2に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

被審人は、上記各物件について、3社の間で価格競争が行われたと主張するが、3社が、上記各物件について受注調整の結果に従うことをやめてヘッドランプ等の受注を目指していたということを、相互に認識していたということもない以上、当該物件の見積り合わせにおいて、独立して意思決定を行う競争者が減少した状態に変わりはなく、これによって具体的な競争制限効果が発生したことは明らかである。

(イ) 前記(2)イ(エ) b 記載の各物件について

日産自動車等又はトヨタ自動車からサプライヤー候補に対して価格の提示がされたことは認める。しかし、3社は、上記各物

件についても、本件合意 1 又は本件合意 2 に基づいて受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力していたのであるから、当該物件の見積り合わせでは独立して意思決定を行う競争者が減少し、これによって具体的な競争制限効果が発生したことは明らかである。

オ 要求仕様値（等）の最も低くなる者が受注者として選定されていない物件について

前記(2)イ(オ)記載の各物件は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野である一定の取引分野に含まれる。

また、上記各物件についても、3 社によって本件合意 1、本件合意 2 又は本件合意 3 に基づく受注調整が行われて具体的な競争制限効果が発生したものと認められるから、結果的に要求仕様値（等）又は見積価格が最も低くなる者が受注者として選定されなかったとしても、上記の受注調整によって発生した具体的な競争制限効果は左右されるものではない。

カ 価格以外の要素を考慮して受注者が選定された物件について

前記(2)イ(カ)記載の各物件は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野である一定の取引分野に含まれる。

また、上記各物件についても、3 社又は 2 社によって受注調整が行われており、それによって当該物件の見積り合わせでは独立して意思決定を行う競争者が減少しているから、具体的な競争制限効果が発生したことは明らかである。

キ 受注調整が拒否された物件、発注者の強い意向によって受注者が決定された物件、話合いの前提が失われた物件、被審人に対する発注意向が発注者から事前に示されていた物件について

(ア) 前記(2)イ(キ) a 記載の物件について

上記物件は、関係各証拠により、受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したものと認定できる。そうでなくても、日産自動車等発注の特定自動車用ランプに該当するから、本件合意 1 に基づく受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと推認される。

(イ) 前記(2)イ(キ) b 記載の各物件について

上記各物件は、関係各証拠により、受注調整が行われて具体的な競争制限効果が発生したものと認定できる。そうでなくても、日産自動車等発注の特定自動車用ランプに該当するから、本件合意 1 に基づいて受注調整が行われ、当該物件のソーシングにおいて独立して意思決定を行う競争者が減少することにより、具体的な競争制限効果が発生したことが推認される。

(ウ) 前記(2)イ(キ) c 記載の物件について

上記物件について、被審人が主張するところのセット発注の方式への変更によってヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの受注者を別々に選定する手続自体が変更されたとはいえないから、3社の受注調整の前提が崩れたとはいえないし、セット発注後の調整行為の有無にかかわらず、受注調整が行われたことに変わりはない。

(エ) 前記(2)イ(キ) d 記載の各物件について

上記各物件について、マツダによってコンペの前の段階で被審人への発注が決められていたとは認められず、被審人の主張の前提となる事実自体が認定できない。

(オ) 前記(2)イ(キ) e 記載の各物件について

上記各物件について、日産自動車等によるソーシングによらずに発注されたというわけではなく、実際に複数のサプライヤー候補も選定されていることからすると、被審人があらかじめ受注者に指名されていたとは認められず、被審人の主張の前提となる事実自体が認定できない。

ク 1 社しか受注を希望しなかった物件について

前記(2)イ(ク)の物件についても、日産自動車等によるソーシングによらずに発注されたというわけではなく、実際に複数のサプライヤー候補も選定されていることからすると、被審人が現装メーカーであることを主張して受注予定者に決定されたこと、要求仕様値等の調整も行われていることから、具体的な競争制限効果が発生したものと認められる。

ケ マイナーチェンジ後の物件について

前記(2)イ(ケ)記載の各物件について、日産自動車等又はマツダは、

現行車種のマイナーチェンジを行う場合には、通常、当該現行車種に搭載されたヘッドランプ等を対象とする見積り合わせにおいて受注者に選定された者に対して発注しており、3社又は2社もそのように認識していたことからすると、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等は、新規開発又はフルモデルチェンジ時の見積り合わせの結果に従って、その後に受注することになるものとして、本件合意1及び本件合意5の対象に含まれていたというべきである。

よって、新規開発又はフルモデルチェンジ時の見積り合わせにおいて、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等が本件各合意に基づく受注調整の対象から除外されていない限り、本件各合意に基づき受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生したと認められる。

したがって、上記各物件に係るマイナーチェンジ後のヘッドランプ等の売上額も課徴金算定の基礎となる。

第6 審判官の判断

1 争点1（3社又は2社は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて本件各排除措置命令書記載の合意をしていたか）について

(1) 日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて

ア 本件排除措置命令1において違反行為とされた合意の内容と本件合意1の内容について

審査官は、本件排除措置命令1において違反行為とされた合意が本件合意1であるとし、その内容として、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値等を調整することであること、これには、受注予定者が受注できるように協力することも当然に含まれることを主張する。

これに対し、被審人は、本件排除措置命令1において違反行為とされた合意の内容には受注予定者が受注できるように協力することは含まれておらず、審査官が最終的に主張する本件合意1は、本件排除措置命令1において違反行為とされた基本合意の内容と異なるものであり、審査官は主張を変遷させていると主張する。

しかし、本件排除措置命令 1 で違反行為とされた合意の内容は、「受注予定者が受注できるように」要求仕様値等を調整することとされていること、本件合意 1 に基づく受注調整として、3 社が、受注予定者を決定して、要求仕様値等を決定する「こと等により」、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとされていること、また、法令の適用においても、違反行為として「受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、日産自動車等発注の特定自動車用ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの取引分野における競争を実質的に制限していたものであ」とされていることからすると、本件排除措置命令 1 において違反行為とされた合意の内容には、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定して、要求仕様値等を調整するというだけでなく、受注予定者が受注できるように協力するということが当然に含まれていたことは明らかであり、審査官も、当初から、このような趣旨の主張をしていたものと認められる。（実際に上記のような「受注予定者が受注できるように協力する」ということを本件合意 1 の内容として 3 社の間で合意したと認定できるかどうかについては、後記イ以下において検討する。）

したがって、本件排除措置命令 1 において違反行為とされた合意の内容に係る被審人の主張は前提において誤りであり、本件合意 1 の内容と本件排除措置命令 1 において違反行為とされた合意の内容は一致しているということになるから、本件合意 1 に係る審査官の主張に変遷がある、また、審査官の主張する合意は本件排除措置命令 1 において違反行為とされた合意の内容と異なるといった被審人の主張はいずれも失当であり、採用することはできない。

なお、被審人は、本件合意 2 ないし本件合意 5 についても同様の主張をするが、上記と同旨の理由により、いずれも採用できない。本件排除措置命令書 2 ないし本件排除措置命令書 5 では、合意の内容として、「受注予定者が受注できるように・・・要求仕様値等を調整する」ではなく、「受注予定者が受注できるように・・・要求仕様値を調整する」と記載されているが、本件各排除措置命令で違反行為とされた合意の内容は「等」の記載があることのみから認定されるものではな

いから、上記の記載の差異によって前記判断は左右されない。

そこで、本件排除措置命令 1 において違反行為とされた合意と本件合意 1 がその内容において一致しており、また、その内容が、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値等を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）ものであることを前提として、以下、本件合意 1 の成立が認められるかについて検討する。

イ 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 従前の発注状況

日産自動車等は、従前から、ヘッドランプ等について、同社の系列関係にあった市光工業に対して指名発注をすることが多く、販売台数の多いセダンタイプのヘッドランプ等については市光工業に対して発注し、販売台数の少ない自動車のヘッドランプ等については系列関係になかった被審人及びスタンレー電気に発注していた。本件対象期間 1 当時の日産自動車等発注のヘッドランプ等のおおよそのシェアは、金額ベースで市光工業が 70 パーセント、被審人が 20 パーセント、スタンレー電気が 10 パーセントであった。

日産自動車は、経営の悪化により、平成 11 年頃、フランスの自動車メーカーであるルノーと提携することとなり、同年 10 月頃、日産リバイバルプランと称する事業再建計画を発表し、これを機にヘッドランプ等の発注方法を変更して、新規車種及びフルモデルチェンジ時のヘッドランプ等についてはソーシングを実施することとした。

（査 A 1 ないし査 A 3、査 A 1 2）

(イ) 見積回答提出後の日産自動車等とサプライヤー候補の間の交渉及び受注者の選定並びに受注者選定後の量産に向けた価格の決定

日産自動車等又は R N P O は、ソーシングにおいて、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、V E 提案等の採否、仕様変更及び値引きに関する交渉を行っていた。サプライヤー候補は、各種提案等が採用された場合にはその結果を

反映させた価格を見積価格とし、採用されない場合には、要求仕様値を見積価格としていた。日産自動車等又はR N P Oは、通常、最初に提出された見積回答のみを根拠に受注者を選定することではなく、交渉内容を踏まえた見積回答の提出を数回にわたって要求していた。また、日産自動車等又はR N P Oは、上記のような交渉の過程で、特定のサプライヤー候補に対し、一定の価格を通知し、当該サプライヤー候補から当該価格での見積回答を得られれば、当該サプライヤー候補への発注を約束するといった形の提示を行うこともあった（以下「指値の提示」という。トヨタ自動車及び富士重工業も同様である。）。日産自動車等又はR N P Oは、上記のような交渉を経て、サプライヤー候補から最終的に提出された見積回答を比較、評価した上で受注者を選定し、又は推薦するなどしていた。

日産自動車等は、ヘッドランプ等について受注者を選定すると、その者との間で、当該ヘッドランプ等の量産に向け、量産仕様及び量産価格の決定のための交渉を行った。受注者選定時の要求仕様は概括的なものであったため、この交渉では、まず、量産可能な形の仕様について交渉して量産用図面を確定し、その後、受注者選定時の見積価格に受注者選定時の見積仕様と量産用図面の仕様差を反映させた価格を基準として、量産価格を決定していた。そして、実際に決定した量産価格は、数量の変更、構成部品の変更、加工費の増加、工程の増加等に左右されるため、受注者選定時の価格と一致していたわけではなかった。

（査A 1ないし査A 3，査A 5，査A 1 2）

（ウ）個別物件に係る受注調整

3社は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、技術提案による性能の向上が求められる一方で価格の引下げも要求されたことなどから、量産価格の低落防止等を図るため、別紙8の第1及び別紙9の第1で認定したとおり、本件対象期間1にソーシングが実施された34物件のうちの25物件について、それぞれR F Qの内容等を社内で検討した上で、3社の各営業担当者による会合を持つなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行った。なお、3社

は、上記会合において、当該車種が現行車種のいずれに対応するか、現装メーカーはいずれのメーカーであるか等について確認し、自社が受注を希望するか、現行車種において受注実績があるか等を主張し、フルモデルチェンジの場合には原則として現装メーカーを受注予定者としていた。新規車種の場合には、3社は、基になった車種があるときは原則としてその車種の現装メーカーを受注予定者とし、基になった車種が複数あるときは、それらの車種の現装メーカー間での話し合い等により、受注予定者を決定していた。

上記の受注予定者の決定及び要求仕様値の調整に加え、3社は自社が受注予定者となった場合には、見積回答において、確実に受注できるように積極的にV E 提案による原価低減提案をする一方で、他のサプライヤー候補が受注予定者となっている場合には、見積回答において、積極的にV E 提案による原価低減提案をしないようにしていた。また、3社は、自動車の量産が開始された後における各年度の値引率（以下「プロダクティビティ」という。）についても、これを反映した受注予定者の見積回答の価格が他のサプライヤー候補より低くなるように調整していた。さらに、3社は、見積回答後の日産自動車等又はR N P O との交渉においても、原則として、自社が受注予定者となっている場合には積極的に値引きを提案し、他のサプライヤー候補は積極的な折衝を行わず、日産自動車等から値引き要請があった場合には、どのような内容の要請であったかについて、情報交換をしていた。その一方で、3社は、V E 提案については、技術に関わるものであり、提案することができる内容がある程度決まっており、原価低減できる金額に差があるわけではなかったことから、調整しなくても見積価格の順位が入れ替わることはないと考え、特段情報交換等はしていなかった。

このようにして、3社は、上記25物件について、受注調整を行った。

そして、その結果、別紙3のとおり、受注調整が行われた25物件について、その全てを3社のうちのいずれかが受注し、そのうちの11物件を被審人が受注した。また、上記のように受注調整が行われた25物件のうちの18物件については、受注調整において決

定された受注予定者が現に受注した。受注調整が行われなかった9物件についても3社のうちのいずれかが受注しており、結局、本件対象期間1にソーシングが実施された34物件の全てを3社のうちのいずれかが受注した。

(査A1ないし査A3，査A10ないし査A12，査A15ないし査A17。これらの供述調書の信用性については、後記ウ(イ)aで判断する。)

(エ) 3社の各営業担当者

被審人において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、日産自動車等に対する営業を行っていた東京支店厚木営業所の従業員等であり、営業所長及び主管補が中心であった。営業所長は、平成9年4月から平成19年3月まではY1（以下「被審人のY1」という。）、同年4月から平成23年12月まではY2（以下「被審人のY2」という。）、主管補は、平成15年4月から平成17年3月まではY3（以下「被審人のY3」という。）、同年4月から平成20年3月まではY4（以下「被審人のY4」という。）であった。

市光工業において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、日産自動車等に対する営業を行っていた営業本部第一営業部営業第一課の従業員等であり、課長が中心であった。課長は、平成13年7月から平成17年6月まではA1，同年7月から平成19年6月まではA2（以下「市光工業のA2」という。）であった。

スタンレー電気において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、日産自動車等に対する営業を行っていた四輪第二事業部の従業員等であり、部門長、課責長が中心であった。部門長は、平成13年4月から平成18年3月まではB1，同年4月から平成23年4月まではB2（以下「スタンレー電気のB2」という。）であり、課責長は、平成13年4月から平成20年3月まではB3（以下「スタンレー電気のB3」という。）であった。

(査A1ないし査A3，査A10ないし査A12，査A15ないし査A17)

ウ 本件合意1の成立について

(ア) 本件合意1の成立について

前記イ(ウ)で認定したとおり、3社は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、本件対象期間1にソーシングが実施された34物件のうちの25物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値等の調整をして見積回答の提出を行うなど受注調整を行っていた。そして、3社の各営業担当者（被審人のY1、被審人のY2、被審人のY3、被審人のY4、市光工業のA1、市光工業のA2、スタンレー電気のB2、スタンレー電気のB3）は、日産自動車等がソーシングを行って発注する日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、3社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるように見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している（査A1ないし査A3、査A10、査A12、査A15ないし査A17）。これらのことからすると、3社は、遅くとも平成15年2月頃以降、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値等を調整することとしていたものと認められる。

また、前記第3の3(3)イ(ア)及び前記イ(イ)のような日産自動車等発注の特定自動車用ランプのソーシングによる受注者選定の手続からすると、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値等を調整するのみならず、その後のソーシングの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、前記イ(ウ)で認定したとおり、3社は、個別物件のソーシングにおいて、必要に応じて、受注予定者は積極的にVE提案による原価低減提案をし、他のサプライヤー候補は積極的にVE提案による原価低減提案をしない、プロダクティビティについて受注予定者の見積価格より低くなるように調整する、見積回答後の日産自動車等又はRNPOとの交渉においても受注予定者は積極的に提案し、他のサプライヤーは積極的な提案をしない、日産自動車等からの値引き要請について情報交換するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたこと

からすると、３社は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値等を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、３社は、遅くとも平成１５年２月頃までに、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値等を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）旨の本件合意１をしたものと認められる。

(イ) 被審人の主張に対する判断

- a 被審人は、本件合意１を認定した証拠とされたほか、前記イ(ウ)において受注調整を認定した証拠とされた３社の各営業担当者の供述調書の信用性を争い、特に被審人の営業担当者の供述調書について、当該従業員が説明した内容が記載されておらず、事実と異なる点が多数あったが、多数の供述調書が作成されたので、一つずつ確認する余裕がなかったために、かかる供述調書に署名押印してしまったものであるなどと主張し、この主張に沿うような当該担当者作成の陳述書を提出する（審Ａ１ないし審Ａ４，審Ａ６ないし審Ａ８，審Ａ１５，審Ａ１９，審Ａ２０）。

しかし、上記各供述調書の内容は、市光工業及びスタンレー電気が見積回答をする価格についての情報が記載された被審人のＹ１作成の平成１５年３月１１日付けの「日産 次期セレナ（Ｌ／Ｏ ０５／５ 月／７，０００台）競合見積り価格提出並びに他社価格情報入手に係る件」と題する文書（査Ａ２０）等の客観的証拠の内容に符合するほか、前記(ア)のとおり、３社の各営業担当者が供述する内容もおおむね一致している。これらに加えて、３社の各営業担当者が事実と異なる供述をすべき理由も認められないことに照らせば、上記各供述調書の信用性は優に認めることができる。したがって、被審人の主張は採用できない。

- b 被審人は、審査官の主張する受注予定者が受注していない物件が存在するという事実等を挙げ、これらの事実は本件合意１が成

立していないことの証左であるなどとも主張している。

しかし、本件合意 1 が成立していることと、受注予定者が受注できなかった個別物件等が存在することとは、品質問題等により、発注者が当該サプライヤー候補を受注者としないことはあり得たことからすると、何ら相容れないものではないから、被審人が挙げる上記事実は、本件合意 1 の成立の認定を妨げるものではなく、被審人の主張を採用することはできない（被審人は、本件合意 2 ないし 4 に関しても、同様の主張をするが、いずれも採用することができない。）。

(2) トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

ア 本件排除措置命令 2 において違反行為とされた合意の内容と本件合意 2 の内容について

前記(1)アで説示したとおり、本件排除措置命令 2 において違反行為とされた合意の内容と本件合意 2 の内容は一致しており、また、その内容は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）ものであるから、これを前提として、以下、本件合意 2 の成立が認められるかについて検討する。

イ 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 従前の発注状況

トヨタ自動車は、従前から、ヘッドランプ等について、被審人に発注することが多かった。平成 20 年頃におけるトヨタ自動車発注のヘッドランプ等のおおよそのシェアは、金額ベースで、被審人が 60 パーセント、市光工業が 30 パーセント、スタンレー電気が 10 パーセントであり、平成 23 年頃のおおよそのシェアは、被審人が 70 パーセント、市光工業が 10 パーセント、スタンレー電気が 20 パーセントとなっていた。

（査 B 1 ないし査 B 4、査 B 10）

(イ) 見積回答提出後のトヨタ自動車とサプライヤー候補の間の交渉及

び受注者の選定並びに受注者選定後の量産に向けた価格の決定

トヨタ自動車は、競合発注において、サプライヤー候補から要求仕様値、V E 提案がされた場合にはその価格（V E 査定価格）を含む見積回答を受領した後、サプライヤー候補が行うプレゼンテーションを踏まえ、調達部門及び技術部門において見積内容を精査するとともに、V E 提案等の提案内容やその実現可能性について審査し、当該提案により実現する原価低減額を査定していた。そして、トヨタ自動車は、基本的に、これらの価格に加え、サプライヤー候補の品質、技術力、供給能力等を考慮して、受注者を選定していた。なお、トヨタ自動車から特定のサプライヤー候補に対して指値の提示が行われる場合もあった。

また、トヨタ自動車における受注者選定後の量産価格の決定方法については、前記(1)イ(イ)とおおむね同様であった。

（査B 1 ないし査B 4，査B 1 0）

(ウ) 個別物件に係る受注調整

3社は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、技術提案による性能の向上が求められる一方で価格の引下げも要求されたことなどから、量産価格の低落防止等を図るため、別紙8の第2及び別紙9の第2で認定したとおり、本件対象期間2に競合発注が実施された17物件のうちの16物件について、それぞれ見積依頼書等の内容等を社内で検討した上で、3社の各営業担当者による会合を持つなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行った。なお、3社は、上記会合において、当該車種が現行車種のいずれに対応するか、現行車種において実績があるか等について確認し、現装メーカーが受注を希望することについて、他のサプライヤー候補に対し了解を求めるなどし、フルモデルチェンジの場合には、原則として現装メーカーを受注予定者としていた。新規車種の場合には、3社は、基になった車種があるときは原則としてその車種の現装メーカーを受注予定者とし、基になった車種が複数あるときはそれらの車種の現装メーカーの間で話し合い等により、受注予定者を決定していた。

上記の受注予定者の決定及び要求仕様値の調整に加え、３社は、自社が受注予定者となっている場合には、見積回答において、確実に受注できるように積極的にＶＥ提案による原価低減提案をする一方で、他のサプライヤー候補が受注予定者となっている場合には、見積回答において、積極的にＶＥ提案による原価低減提案をしないようにしていた。

このようにして、３社は、上記１６物件について、受注調整を行った。

そして、その結果、別紙４のとおり、受注調整が行われた１６物件について、その全てを３社のうちのいずれかが受注し、そのうちの１１物件を被審人が受注した。また、上記の受注調整が行われた１６物件のうちの１３物件については、受注調整において決定された受注予定者が現に受注した。受注調整が行われなかった１物件についてもスタンレー電気が受注しており、結局、本件対象期間２に競合発注が実施された１７物件の全てを３社のうちのいずれかが受注していた。

（査Ｂ１ないし査Ｂ３、査Ｂ７ないし査Ｂ１５。これらの供述調書の信用性については、後記ウ(イ)で判断する。）

(エ) ３社の各営業担当者

被審人において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、トヨタ自動車に対する営業を行っていた豊田支店の営業担当者等であり、組織変更（平成１７年に第一営業部及び第二営業部ができ、第一営業部がトヨタ自動車、第二営業部が三菱自動車工業を担当することとなった。）の後は、第一営業部の営業担当者であり、主管（次長クラス）及び課長が中心となっていた。主管は、平成１３年４月から平成１６年３月まではＹ５（以下「被審人のＹ５」という。）、同年４月から平成２１年３月まではＹ６（以下「被審人のＹ６」という。）、平成２１年４月から平成２２年３月まではＹ７（以下「被審人のＹ７」という。）であり、課長は、平成１４年４月から平成１６年３月までは被審人のＹ６、平成１７年１０月から平成２１年３月（平成１８年１月の組織変更により、それ以降は第一営業部第２営業課〔レクサスブランド担当〕となった。）までは被審人のＹ

7, 平成18年1月から平成20年3月までは第一営業部第1営業課（同組織変更により設けられた。トヨタブランド担当。）のY8（以下「被審人のY8」という。）であった。

市光工業において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、トヨタ自動車に対する営業を行っていた中部支店営業第4課の従業員等であり、課長が中心であった。課長は、平成16年2月から平成19年7月まではA3, 同年7月から平成20年12月までは市光工業のA2であった。

スタンレー電気において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、トヨタ自動車に対する営業を行っていた四輪第二事業部第一営業部名古屋営業二課の従業員等であり、課責長が中心であった。課責長は、平成16年4月から平成20年3月まではB4, 同年4月から平成23年3月まではスタンレー電気のB3であった。

（査B1ないし査B3, 査B7ないし査B11）

ウ 本件合意2の成立について

(ア) 本件合意2の成立

前記イ(ウ)で認定したとおり、3社は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、本件対象期間2に競合発注が実施された17物件のうちの16物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、3社の各営業担当者（被審人のY5, 被審人のY6, 被審人のY7, 被審人のY8, 市光工業のA3, 市光工業のA2, スタンレー電気のB4, スタンレー電気のB3）は、トヨタ自動車が発注を行って納入業者を選定するトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、3社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している（査B1ないし査B3, 査B7ないし査B10, 査B12）。これらのことからすると、3社は、遅くとも平成19年2月以降、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整するこ

ととしていたものと認められる。

また、前記第3の3(3)イ(イ)及び前記イ(イ)のようなトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプの競合発注による受注者選定の手続からすると、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の競合発注の様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、前記イ(ウ)で認定したとおり、3社は、個別物件の競合発注において、必要に応じて、VE提案による原価低減提案を調整するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、3社は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、3社は、遅くとも平成19年2月頃までに、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の本件合意2をしたものと認められる。

(イ) 被審人の主張に対する判断

被審人は、本件合意2を認定した証拠とされたほか、前記イ(ウ)において受注調整を認定した証拠とされた3社の各営業担当者の供述調書の信用性を争い、特に被審人の営業担当者の供述調書について、当該従業員が説明した内容が記載されておらず、事実と異なる点が多数あったなどと主張し、この主張に沿うような当該従業員作成の陳述書を提出する（審B1ないし審B3、審B9）。

しかし、上記各供述調書の内容は、見積回答の提出期限の前の懇談会において、3社の各営業担当者が受注予定者を決定して見積回答の価格を調整したことを記載したものと認められる被審人の豊橋支店の営業担当者作成の件名「懇談会」、区分「議事録」という文書（査B17）等の客観的証拠の内容に符合するほか、前記(ア)の

とおり、３社の各営業担当者が供述する内容もおおむね一致している。これらに加え、３社の各営業担当者が事実と異なる供述をすべき理由も認められないことに照らせば、上記各供述調書の信用性は優に認めることができる。したがって、被審人の主張は採用できない。

(3) 富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

ア 本件排除措置命令３において違反行為とされた合意の内容と本件合意３の内容について

前記(1)アで説示したとおり、本件排除措置命令３において違反行為とされた合意の内容と本件合意３の内容は一致しており、また、その内容は、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）ものであるから、これを前提として、以下、本件合意３の成立が認められるかについて検討する。

イ 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 従前の発注状況

平成１８年頃における富士重工業発注のヘッドランプ等のおおよそのシェアは、金額ベースで、市光工業が７０パーセント、被審人が２０パーセントほどであり、その後、ヘッドランプについては、被審人が６０パーセント、スタンレー電気が２０パーセント、市光工業が１０パーセントとなり、リアコンビネーションランプについては、被審人が７０パーセント、ヒュンダイが２０パーセント、市光工業が１０パーセントとなった。

（査Ｃ１ないし査Ｃ３、査Ｃ５、査Ｃ７）

(イ) 見積回答提出後の富士重工業とサプライヤー候補の間の交渉及び受注者の選定並びに受注者選定後の量産に向けた価格の決定

富士重工業は、競合において、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、テックレビューと称する見積回答の説明を受けていた。富士重工業は、その後、サプライヤー候補との間で、要求仕様値、

(サプライヤー候補から提案された場合には) V E 提案の採否、仕様変更及び値引きに関する交渉を行っていた。富士重工業は、交渉において、特定のサプライヤー候補に対して指値の提示をすることもあった。富士重工業は、上記のような交渉を経て、サプライヤー候補から最終的に提出された見積回答を比較、評価した上で、受注者を選定していた。

また、富士重工業における受注者選定後の量産価格の決定方法については、前記(1)イ(イ)とおおむね同様であった。

(査C 1 ないし査C 3、査C 5、査C 7)

(ウ) 個別物件に係る受注調整

3社は、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、技術提案による性能の向上が求められる一方で価格の引下げも要求されたことなどから、量産価格の低落防止等を図るため、別紙8の第3及び別紙9の第3で認定したとおり、本件対象期間3に競合が行われた26物件のうちの19物件について、それぞれ見積依頼書及び要求仕様図の内容等を社内で検討した上で、3社の各営業担当者による会合を持つなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行った。なお、3社は、上記会合において、当該車種が現行車種のいずれに対応するか、現行車種において実績があるか等について確認し、自社が受注を希望する場合にはその旨、現行車種において受注実績がある場合にはその旨等を主張し、フルモデルチェンジの場合には、原則として現装メーカーを受注予定者としていた。新規車種の場合には、3社は、基になった車種があるときは原則としてその車種の現装メーカーを受注予定者とし、基になった車種が複数あるときはそれらの車種の現装メーカーの間で話し合い等により、受注予定者を決定していた。

上記の受注予定者の決定及び要求仕様値の調整に加え、3社は、富士重工業からの要請等によってV E 提案をする場合、受注予定者以外の者がV E 提案を反映した見積価格が受注予定者よりも低くなってしまいうようであれば、その旨受注予定者に連絡するようにしていた。また、3社は、見積回答後における富士重工業との交渉に

において、仕様の変更等に伴って、受注予定者の見積価格を下回る価格を回答せざるを得なくなるような場合、その旨受注予定者に連絡するなどして、受注予定者が当該価格よりも更に低い価格を回答することができるようにしていた。さらに、3社は、富士重工業によって半年に1回行われていた過去半年分の取引価格の見直しに伴う値引き要請の際にも、要請された値引率及び回答した値引率について情報交換を行っていた。

このようにして、3社は、上記19物件について、受注調整を行った。

そして、その結果、別紙5のとおり、受注調整が行われた19物件について、そのうちの18物件を3社のうちのいずれかが受注し、そのうちの8物件を被審人が受注した。また、上記のように受注調整が行われた19物件のうちの16物件については、受注調整において決定された受注予定者が現に受注した。受注調整が行われなかった7物件についても、3社のうちのいずれかが受注しており、結局、本件対象期間3に競合が実施された26物件のうちの25物件を3社のうちのいずれかが受注していた。

なお、富士重工業発注の特定自動車用ランプについては、3社のほか、ヒュンダイ、ミツバ、三立産業、TYC、ビステオン及び今仙がサプライヤー候補になる場合があったものの、3社は、いずれも、これらのメーカーの技術力や品質面等に問題があったことから、それぞれ実質的な競争相手ではないと認識していた。実際にも、本件対象期間3に競合が実施された富士重工業発注の特定自動車用ランプのうち、3社以外のサプライヤー候補が受注したのは、ヒュンダイの1物件のみであった。

(査C1、査C7、査C8、査C11ないし査C19。これらの供述調書の信用性については、後記ウ(イ)で判断する。)

(エ) 3社の各営業担当者

被審人において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、富士重工業に対する営業活動を行っていた東京支店太田営業所の従業員等であり、同営業所長及び同副所長が中心となっていた。営業所長は、平成9年4月から平成22年3月まではY9（以下「被審人のY9」

という。），同年４月から平成２４年３月までは被審人のＹ４，副所長は，平成７年４月から平成９年３月までは被審人のＹ９，平成２０年４月から平成２２年３月までは被審人のＹ４であった。

市光工業において前記（ウ）の受注調整を行っていたのは，富士重工業に対する営業活動を行っていた第一営業部大泉営業所の営業担当者であり，平成１３年２月から平成１８年２月まではＡ４，同年２月から平成２４年５月まではＡ５（以下「市光工業のＡ５」という。）であった。

スタンレー電気において前記（ウ）の受注調整を行っていたのは，富士重工業に対する営業活動を行っていた四輪第二事業部第三営業部（平成１８年以降は四輪第二事業部第四営業部）の営業担当者であり，課責長が中心となっていた。課責長は，平成１５年３月から平成１８年３月まではＢ５，同年４月から平成２３年８月まではＢ６（以下「スタンレー電気のＢ６」という。）であった。

（査Ｃ１ないし査Ｃ３，査Ｃ７，査Ｃ８，査Ｃ１２）

ウ 本件合意３の成立について

（ア）本件合意３の成立

前記イ（ウ）で認定したとおり，３社は，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，量産価格の低落防止等を図るため，本件対象期間３に競合が実施された２６物件のうちの１９物件について，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして，３社の各営業担当者（被審人のＹ９，被審人のＹ４，市光工業のＡ４，市光工業のＡ５，スタンレー電気のＢ６）は，富士重工業が競合を行って納入業者を選定する富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，３社の各営業担当者が集まって，受注予定者を決め，受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨，おおむね一致して供述している（査Ｃ１，査Ｃ７，査Ｃ８，査Ｃ１１，査Ｃ１３）。これらのことからすると，３社は，遅くとも平成１４年７月頃以降，富士重工業発注の特定自動車用ランプについて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるように３社の要求仕様値を調整することとしていた

ものと認められる。

また、前記第3の3(3)イ(ウ)及び前記イ(イ)のような富士重工業発注の特定自動車用ランプの競合による受注者選定の手続からすると、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の競合の様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、前記イ(ウ)で認定したとおり、3社は、個別物件の競合において、必要に応じて、VE提案を反映した見積価格の情報、見積回答後における富士重工業との交渉において再提出した見積価格の情報を連絡するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、3社は、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、3社は、遅くとも平成14年7月頃までに、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の本件合意3をしたものと認められる。

(イ) 被審人の主張に対する判断

被審人は、本件合意3を認定した証拠とされたほか、前記イ(ウ)において受注調整を認定した証拠とされた3社の各営業担当者の供述調書の信用性を争っている。

しかし、上記各供述調書の内容は、市光工業の見積回答の価格と被審人の見積回答の価格とを比較した結果を記載したものと認められる被審人のY9作成の平成17年6月13日付けの「ZR-1原価／売価状況表」と題する文書（査C30）等の客観的証拠の内容に符合するほか、前記(ア)のとおり、3社の各営業担当者が供述する内容もおおむね一致している。これらに加え、3社の各営業担当者が事実と異なる供述をすべき理由も認められないことに照らせ

ば、上記各供述調書の信用性は優に認めることができる。したがって、被審人の主張は採用できない。

(4) 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて

ア 本件排除措置命令4において違反行為とされた合意の内容と本件合意4の内容について

前記(1)アで説示したとおり、本件排除措置命令4において違反行為とされた合意の内容と本件合意4の内容は一致しており、また、その内容は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）ものであるから、これを前提として、以下、本件合意4の成立が認められるかについて検討する。

イ 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 従前の発注状況

三菱自動車工業発注のヘッドランプ等のシェアは、ヘッドランプにおいて、スタンレー電気が60パーセント、被審人が40パーセントであり、リアコンビネーションランプにおいて、スタンレー電気が50ないし60パーセント、被審人が15パーセントであり、その他には今仙などが受注することもあったが、その受注量は少なかった。

(イ) 見積回答提出後の三菱自動車工業とサプライヤー候補の間の交渉及び受注者の選定並びに受注者選定後の量産に向けた価格の決定

三菱自動車工業は、見積り合わせにおいて、サプライヤー候補から見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、仕様変更及び値引きに関する交渉を行い、自社が目標とする購入価格を下回るよう、必要に応じて、見積回答の再提出を数回にわたって要求していた。三菱自動車工業は、上記のような交渉を経て、サプライヤー候補から提出された最終的な見積回答を比較、評価した上で、受注者を選定していた。

また、三菱自動車工業における、受注者選定後の量産価格の決定

方法については、前記(1)イ(イ)とおおむね同様であった。

(査D 1 ないし査D 3，査D 5，査D 6，査D 1 0 ないし査D 1 2)

(ウ) 個別物件に係る受注調整

2社は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、技術提案による性能の向上が求められる一方で価格の引下げも要求されたことなどから、量産価格の低落防止等を図るため、別紙8の第4で認定したとおり、本件対象期間4に見積り合わせが実施された13物件のうちの10物件について、それぞれ見積依頼書、概略図及び設計構想書の内容等を社内で検討した上で、2社の各営業担当者による会合を持つなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行った。なお、2社は、上記会合において、当該車種が現行車種のいずれに対応するか、現行車種において実績があるか等について確認し、自社が受注を希望するか、現行車種において受注実績があるか等を主張し、フルモデルチェンジの場合には、原則として現装メーカーを受注予定者としていた。新規車種の場合には、2社は、基になった車種があるときは原則としてその車種の現装メーカーが受注予定者となり、基になった車種が複数あるときはそれらの車種の現装メーカーの間で話し合い等により、受注予定者を決定していた。

上記の受注予定者の決定及び要求仕様値の調整に加え、2社は、見積回答後の三菱自動車工業との交渉において見積回答の再提出を求められた場合、この見積回答の再提出に先立って、再度、見積回答の価格の調整を行うことなどもしていた。一方で、2社は、VE提案について、三菱自動車工業から特に要請がある場合や、受注したい物件がある場合には提出することがあったものの、採用されることはほとんどなかったことから、調整を行う必要はないと考えていた。

このようにして、2社は、上記10物件について、受注調整を行った。

そして、その結果、別紙6のとおり、受注調整が行われた10物

件について、そのうちの7物件を受注調整において受注予定者と決定された2社のうちのいずれかが受注し、そのうちの5物件を被審人が受注した。受注調整が行われなかった3物件のうちの2物件もスタンレー電気が受注しており、結局、本件対象期間4に見積り合わせが実施された13物件のうちの9物件を2社のうちのいずれかが受注していた。

なお、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについては、2社のほか、今仙、サカエ、AL及びヒュンダイがサプライヤー候補となる場合があったものの、2社は、いずれも、今仙及びサカエについては高度な技術を要しない軽自動車程度の単純なリアコンビネーションランプしか製造できない、また、AL及びヒュンダイについては品質等の面で受注者に選定されることはないと考えていたことから、それぞれ実質的な競争相手ではないと認識していた。実際にも、本件対象期間4に見積り合わせが実施された三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについては、被審人がサプライヤー候補に選定されなかった3物件を除く10物件のうち、今仙が受注したのは、高度な技術を要しないリアコンビネーションランプであり、AL及びヒュンダイが受注したのは、三菱自動車工業が見積価格のレベルを下げるために当該2社をサプライヤー候補に加えた最初の見積り合わせの対象であった物件6－9及び物件6－10だけであり、AL及びヒュンダイはそれ以降の見積り合わせにおいて受注者に選定されなかった。

(査D1ないし査D6，査D10，査D11，査D13，査D14。これらの供述調書の信用性については、後記ウ(イ)で判断する。)

(エ) 2社の各営業担当者

被審人において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、三菱自動車工業に対する営業活動を行っていた豊田支店第2営業課の従業員等であり、課長が中心となっていた。課長は、平成8年4月から平成13年8月までは被審人のY5，同年9月から平成17年10月まではY10（以下「被審人のY10」という。），平成20年4月から平成23年8月まではY11であった。なお、平成17年10月から平成20年3月は、課長は空席であったが、引き続き、

被審人のY10が営業責任者であった。

スタンレー電気において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、三菱自動車工業に対する営業活動を行っていた自動車機器事業本部四輪第二事業部第三営業部の営業担当者であり、課責長及び部門長が中心となっていた。課責長は、平成12年4月から平成15年3月まではB7（以下「スタンレー電気のB7」という。）、同年4月から平成21年3月まではB8、同年4月から平成23年8月まではB9であり、部門長は、平成15年4月から平成18年3月まではスタンレー電気のB7、平成18年4月から平成23年8月まではB10であった。

（査D1，査D2，査D4ないし査D6，査D10，査D11）

ウ 本件合意4の成立について

(ア) 本件合意4の成立

前記イ(ウ)で認定したとおり、2社は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、本件対象期間4に見積り合わせが実施された13物件のうちの10物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、2社の各営業担当者（被審人のY5，被審人のY10，被審人のY11，スタンレー電気のB7，スタンレー電気のB8，スタンレー電気のB9，スタンレー電気のB10）は、三菱自動車工業が見積り合わせを行って納入業者を選定する三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、2社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるように見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している（査D1，査D2，査D4ないし査D6，査D10，査D11）。これらのことからすると、2社は、遅くとも平成16年6月頃以降、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、前記第3の3(3)イ(エ)及び前記イ(イ)のような三菱自動車工

業発注の特定自動車用ランプの見積り合わせによる受注者選定の手続からすると、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の見積り合わせの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、2社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、前記イ(ウ)で認定したとおり、2社は、個別物件の見積り合わせにおいて、必要に応じて、見積回答の再提案について調整するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、2社は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、2社は、遅くとも平成16年6月頃までに、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の本件合意4をしたものと認められる。

(イ) 被審人の主張に対する判断

被審人は、本件合意4を認定した証拠とされたほか、前記イ(ウ)において受注調整を認定した証拠とされた2社の各営業担当者の供述調書の信用性を争っている。

しかし、上記各供述調書の内容は、被審人とスタンレー電気の見積回答における価格を比較して調整した結果が記載されたものと認められる被審人の豊田支店の営業担当者作成の平成16年7月5日付けの「GS41／44SX」と題する表が記載された文書（査D23）等の客観的証拠の内容に符合するほか、前記(ア)のとおり、2社の各営業担当者が供述する内容もおおむね一致している。これらに加え、2社の各営業担当者が事実と異なる供述をすべき理由も認められないことに照らせば、上記各供述調書の信用性は優に認めることができる。したがって、被審人の主張は採用できない。

(5) マツダ発注の特定自動車用ランプについて

ア 本件排除措置命令 5 において違反行為とされた合意の内容と本件合意 5 の内容について

前記(1)アで説示したとおり、本件排除措置命令 5 において違反行為とされた合意の内容と本件合意 5 の内容は一致しており、また、その内容は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）ものであるから、これを前提として、以下、本件合意 5 の成立が認められるかについて検討する。

イ 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 従前の発注状況

マツダ発注のヘッドランプ等は従前は 3 社が受注していたが、そのうちの市光工業は、平成 17 年頃までに、同社の広島工場を閉鎖し、マツダ発注のヘッドランプ等の受注業務から撤退した。これにより、マツダ発注のヘッドランプ等を受注する自動車用ランプメーカーは 2 社となったが、そのシェアはスタンレー電気の方が大きかった。

（査 E 1 ないし査 E 3、査 E 6）

(イ) 見積回答提出後のマツダとサプライヤー候補の間の交渉及び受注者の選定並びに受注者選定後の量産に向けた価格の決定

マツダは、コンペにおいて、サプライヤー候補から要求仕様値、VE 提案による価格等を含む見積回答を受領した後、サプライヤー候補との間で、VE 提案の採否、仕様変更、値引きに関する交渉を行い、必要に応じて見積回答を再提出することを認めていた。マツダは、上記のような交渉を経て、サプライヤー候補から提出された最終的な見積回答を比較、評価した上で、マツダが要求する見積仕様、品質、供給能力等を満たすサプライヤー候補を受注者として選定していた。

また、マツダにおける受注者選定後の量産価格の決定方法については、前記(1)イ(イ)とおおむね同様であった。

(査E 1 ないし査E 3, 査E 6)

(ウ) 個別物件に係る受注調整

2社は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、技術提案による性能の向上が求められる一方で価格の引下げも要求されたことなどから、量産価格の低落防止等を図るため、別紙8の第5及び別紙9の第4で認定したとおり、本件対象期間5にコンペが実施された18物件のうちの10物件について、それぞれ見積依頼書及び要求仕様図の内容等を社内で検討した上で、2社の各営業担当者による会合を持つなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行った。なお、2社は、上記会合において、当該車種が現行車種のいずれに対応するか、現行車種において実績があるか等について確認し、自社が受注を希望するか、現行車種において受注実績があるか等を主張し、フルモデルチェンジの場合には、原則として現装メーカーを受注予定者としていた。新規車種の場合には、2社は、基になった車種があるときは原則としてその車種の現装メーカーを受注予定者とし、基になった車種が複数あるときはそれらの車種の現装メーカーの間で話し合い等により、受注予定者を決定していた。

上記の受注予定者の決定及び要求仕様値の調整に加え、2社は、見積回答後におけるマツダとの交渉においても、自社が受注予定者とならなかった場合には、マツダから他のサプライヤー候補との交渉材料にするために再度の見積回答を求められても、再度の見積回答には応じないようにしたり、見積回答時に調整した受注予定者の要求仕様値を下回らない範囲でしか値下げに応じないようにしたりしていた。一方、2社は、VE提案については、マツダから提出を求められてはいたものの、自動車用ランプの技術の成熟度から、その提案によって差がそれほど出るものではないとして、調整を行ってはいなかった。(査E 1, 査E 2, 査E 6。これらの供述の信用性については、後記ウ(イ)で判断する。)

このようにして、2社は、上記10物件について、受注調整を行った。

そして、その結果、別紙7のとおり、受注調整が行われた10物

件について、その全てを受注調整によって受注予定者と決定された2社のうちのいずれかが受注し、そのうちの2物件を被審人が受注した。受注調整が行われなかった8物件についても、全て2社のうちのいずれかが受注しており、結局、本件対象期間5にコンペが実施された18物件の全てを2社のうちいずれかが受注していた。

なお、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、2社のほかにALがサプライヤー候補となる場合があったものの、2社は、ALは日本国内に生産拠点がなく安定供給が困難である等の理由から実質的な競争相手ではないと認識していた。実際にも、本件対象期間5の期間中にALの受注実績はなかった。

(査E1, 査E2, 査E6, 査E7, 査E11。これらの供述の信用性については、後記ウ(イ)で判断する。)

(エ) 2社の各営業担当者

被審人において、前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、マツダに対する営業活動を行っていた広島支店の従業員であり、課長が中心となっていた。課長は、平成14年4月から平成22年3月まではY12（以下「被審人のY12」という。）であった。なお、被審人のY12の後任の課長は、マツダに対する営業は担当しておらず、引き続き、被審人のY12が営業責任者であった。また、平成20年4月からは、主事のY13（以下「被審人のY13」という。）が、被審人のY12とともに営業を担当していた。

スタンレー電気において前記(ウ)の受注調整を行っていたのは、マツダに対する営業活動を行っていた四輪第二事業部第二営業部広島営業一課の営業担当者であり、課責長及び係責長が中心であった。課責長は、平成13年4月から平成19年3月まではB11（以下「スタンレー電気のB11」という。）、同年4月から平成21年5月まではB12、同年6月からはB13（以下「スタンレー電気のB13」という。）であり、係責長は、平成17年3月まではスタンレー電気のB6、同年4月から平成21年3月まではスタンレー電気のB13であった。

(査E1, 査E2, 査E6)

ウ 本件合意5の成立について

(ア) 本件合意 5 の成立

前記イ(ウ)で認定したとおり、2社は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、本件対象期間5にコンペが実施された18物件のうちの10物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、2社の各営業担当者等（被審人のY12、被審人のY13、スタンレー電気のB11、スタンレー電気のB13）は、マツダがコンペを行って納入業者を選定するマツダ発注の特定自動車用ランプについて、2社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している（査E1、査E2、査E6、査E7）。これらのことからすると、2社は、遅くとも平成16年6月頃以降、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、前記第3の3(3)イ(オ)及び前記イ(イ)のようなマツダ発注の特定自動車用ランプのコンペによる受注者選定の手続からすると、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後のコンペの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、2社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、前記イ(ウ)で認定したとおり、2社は個別物件のコンペにおいて、必要に応じて、見積回答後におけるマツダとの交渉において、再度の見積回答を求められても、再度の見積回答には応じない、見積回答時に調整した受注予定者の要求仕様値を下回らない範囲でしか値下げに応じないなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、2社は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、2社は、遅くとも平成16年6月頃までに、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の本件合意5をしたものと認められる。

(イ) 被審人の主張に対する判断

被審人は、本件合意5を認定した証拠とされたほか、前記イ(ウ)において受注調整を認定した証拠とされた2社の各営業担当者の供述調書の信用性を争っている。

しかし、上記各供述調書の内容は、被審人とスタンレー電気の見積回答における価格の調整が行われた結果が記載されたものと認められるスタンレー電気のB11による平成16年11月頃作成の「J61A 見積り」と題する文書（査E8の1枚目）等の客観的証拠の内容に符合するほか、前記(ア)のとおり、2社の各営業担当者が供述する内容もおおむね一致している。これらに加え、2社の各営業担当者が事実と異なる供述をすべき理由も認められないことに照らせば、上記各供述調書の信用性は優に認めることができる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

2 争点2（争点1の各合意は不当な取引制限に該当するか）について

(1) 本件各合意が不当な取引制限に該当すること

本件各合意は、3社又は2社が、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて、話し合い等によって受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者が受注することができるように協力するという内容の取決めであり、本件各合意の参加者は、本来的には自由に見積価格等を定めることができるはずのところを、このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件各合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。

また、本件各合意の成立により、3社又は2社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるとい意思の連絡が形成されたものといえるから、本件各合意は、同項に

いう「共同して…相互に」の要件も充足する。（最高裁判所第一小法廷平成24年2月20日判決・民集第66巻第2号796頁・公正取引委員会審決集第58巻第2分冊148頁〔株式会社新井組ほか3名による審決取消請求事件。以下「多摩談合事件最高裁判決」という。〕参照）

さらに、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件各合意のような受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの見積り合わせの手續に係る各市場における受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される（多摩談合事件最高裁判決参照）。

そして、本件各合意の参加者並びにその対象となった自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの取引の内容及びその範囲に加え、前記1(1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、①本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについては、そのほぼ全ての物件について、3社又は2社の中から当該発注手續のサプライヤー候補が選定されていたこと、②本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについては、その大部分の物件について、3社又は2社が、本件各合意の内容に沿った受注調整を行って、受注予定者を決定し、受注予定者が受注することができるように協力していたこと、③本件各合意は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの量産価格の低落防止等を目的とするものであったところ、3社又は2社が、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて4年以上の期間にわたって継続的に個別物件において要求仕様値（等）を調整し受注に協力する旨の受注調整を行っていたという事実は、3社又は2社において、要求仕様値（等）を調整することで量産価格を左右できると考えていた証左といえることなどを併せ考慮すれば、本件各合意は、上記の状態をもたらし得るものであったといえる。しかも、前記1(1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、本件各対象期間に見積り合わせが実施された自

自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては、そのほとんど全ての物件を３社又は２社のうちのいずれかが受注し、受注調整が行われた物件については、その大部分の物件を受注調整で受注予定者と決定された者が現に受注していたことからすると、本件各合意は、本件各対象期間中、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野において、事実上の拘束力をもって有効に機能し、３社又は２社がその意思で上記各取引分野における受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたものと認めるのが相当である。

したがって、本件各合意は、独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

加えて、このような本件各合意が、独占禁止法第２条第６項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば、本件各合意は不当な取引制限に該当するものと認められる。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 本件各合意は「共同して…相互にその事業活動を拘束」するものではないとの主張について

被審人は、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプについては、要求仕様値（等）を調整しても受注予定者が受注できるわけではなかったため、３社又は２社は話をしても、そこで話し合われたことが必ず守られるとは考えていなかったとか、話し合われた要求仕様値（等）のとおりには見積回答しないということが横行していたなどとして、本件各合意は相互に３社又は２社の事業活動を拘束するものではなかったと主張する。

しかし、前記１(1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、３社又は２社は、本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの大部分について、受注予定者を決定して、要求仕様値（等）を調整して見積回答をするとともに、受注予定者が受注することができるように協力するなどという受注調整を、相当の期間にわたって継続的に行っていたところ、上記の受注調整は、本件各合意の内容に沿うものであるこ

とからすると、3社又は2社の間で本件各合意が守られていたことは明らかであり、本件各合意は3社又は2社の事業活動を拘束するものであったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 本件各合意は一定の取引分野における競争を実質的に制限するものではないとの主張について

(7) 「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件を充足するためには、取引条件を自由に左右することができる状態をもたらす「高度の蓋然性」が必要であるとの主張について

被審人は、基本合意の成立により、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件が充足されるためには、競争の排除や価格等の支配が引き起こされる可能性の程度が、「必然ではないが容易に現出し得る」という単なる蓋然性の程度では足りず、より「必然」に近い程度の高い蓋然性を要する旨主張する。

しかし、独占禁止法第2条第6項における「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件を充足するために、被審人が主張するような「必然的に」価格を自由に左右することができる状態をもたらすといえるような高度の蓋然性を要件とするものとは解されない。被審人は、公正取引委員会が公表する「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」において、企業結合審査の場合、「こととなる」との要件が採用されており、その意味するところについて「必然ではないが容易に現出し得る状況がもたらされることで足りる」とされていることの反対解釈から、「こととなる」を要件に含まない不当な取引制限においては、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件が充足されるためには、必然ではないが容易に現出し得る状況がもたらされることでは足りず、上記のような高度の蓋然性が必要であるとする。確かに、企業結合と不当な取引制限では要件が異なるが、だからといって、直ちに、被審人が主張するような反対解釈により、不当な取引制限の要件充足のために「高度の蓋然性」まで要するものと解することはできない。また、被審人は多摩談合事件最高裁判決が上記のような高度の蓋然性を要件としているかのように指摘するが、同判決が競争

の実質的制限の要件が充足されるために被審人の主張するような高度の蓋然性が必要であるという立場に立っていると解することもできない。

したがって、被審人の主張は失当である。

- (イ) 単に要求仕様値（等）を調整するという内容の本件各合意では競争を実質的に制限することができないとの主張について

まず、被審人は、本件各合意が要求仕様値（等）のみを調整するものであるということを前提として、要求仕様値（等）を調整するだけでは受注予定者が受注することができるようにすることはできないから、本件各合意は競争を実質的に制限するものとはいえないと主張するが、本件各合意の内容が、単に要求仕様値（等）を調整するだけのものではないことは前記 1 において認定したとおりであるから、被審人の主張は、その前提において誤っている。

また、被審人は、要求仕様値（等）と見積価格は異なるものであるから、要求仕様値（等）を調整するという本件各合意によって受注者を決定するための見積価格を左右することはできず、本件各合意によって競争を実質的に制限することはできないと主張するが、上記のとおり、本件各合意は、3 社又は 2 社が要求仕様値（等）を調整することだけでなく、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力するというものであるから、同じく、被審人の主張は、その前提において誤っている。

したがって、本件各合意が単に要求仕様値（等）を調整するものにすぎないということを前提として競争を実質的に制限するものではないとする被審人の主張は、いずれも採用できない。

- (ウ) 本件各合意の内容が審査官の主張するようなものであったとしても、抽象的な内容であるために競争を実質的に制限できないという主張について

被審人は、仮に、本件各合意の内容が、審査官の主張するように、要求仕様値（等）の調整を中心として、臨機応変な対応により受注予定者が受注できるように協力するというものであったとしても、このような抽象的な内容の合意では競争を実質的に制限すること

はできないと主張する。

しかし、前記 1 (1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、3 社又は 2 社は、見積り合わせの実情を踏まえて、受注予定者が受注することができるように、様々な状況を想定して、具体的な対応を行っていたのであるから、本件各合意も、このような具体的な対応を前提にしたものであったと認められるのであって、その内容が競争を実質的に制限することのできないような抽象的なものであるとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(エ) 自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプは民間企業が発注するものであって、本件各合意では受注結果を左右することはできず、競争を実質的に制限することはできないとの主張について

a 被審人は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプについて実施される見積り合わせが、入札手続とは異なり、様々な要素を考慮して、発注者の裁量によって受注者及び見積価格が決定される手続であって、本件各合意によって競争を実質的に制限することはできないと主張する。

しかし、自動車メーカー 5 社等の担当者の供述や 3 社の各営業担当者の供述等の証拠（査 A 1 ないし査 A 3，査 A 5 ないし査 A 7，査 A 1 0，査 A 1 2，査 A 3 6，査 B 1 ないし査 B 4，査 B 7 ないし査 B 1 0，査 B 1 8，査 C 1 ないし査 C 3，査 C 5，査 C 7，査 D 2，査 D 3，査 D 5，査 D 1 0，査 D 1 2，査 E 1 ないし査 E 3，査 E 6，査 E 1 2）によれば、自動車メーカー 5 社等は、いずれも、競争による調達コストの低減のために見積り合わせを行っていたこと、自動車メーカー 5 社等は、見積り合わせにおいて、原則として最終的に最も低い見積価格を提出したサプライヤー候補を受注者に選定することとしており、このことは 3 社又は 2 社においても認識していたことが認められ、また、そのため、3 社又は 2 社は、前記 1 (1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値を調整していたことが認められる。さらに、自動車メーカー 5 社

等は、提出された見積回答が自動車メーカー５社等の予定する価格よりも高い場合等においては、見積価格を再度提出させるなどしていたが、３社又は２社は、自動車メーカー５社等から値引き提案があれば、情報を交換するなどし、また、ＶＥ提案による原価低減提案においても、受注予定者は積極的に提案する一方で、受注予定者以外のサプライヤー候補は積極的にＶＥ提案しないようにすることなどにより、単に要求仕様値（等）を調整していただけではなく、受注予定者が最終的に提出することになる見積価格が可能な限り低減することがないように協力していたことが認められる。

これらの事実によれば、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの受注者選定において採用された見積り合わせは、サプライヤー候補に価格競争をさせるための手続であったと認められるから、自動車メーカー５社等が要求仕様値や見積価格に関係なく受注者を選定していたとは認められない。

したがって、本件各合意は、受注者及びその最終的に提出される見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすものであったと認めるのが相当である。

なお、前記(1)のとおり、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」という要件を充足するためには、競争を完全に排除するとか、価格等を完全に支配することまで必要なわけではなく、その意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することができる状態をもたらすことで足りるのであるから、自動車メーカー５社等発注の特定自動車用ランプの一部について、受注予定者が受注することができていなかったり、見積価格が最も低くなる者が受注者として選定されていなかったりすることがあったとしても、上記認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

- b 被審人は、本件調達手続において、最終的な受注価格である量産価格は、見積り合わせとは別の手続で決定されることからすると、本件各合意によって左右することはできないと主張する。

しかし、前記 1 (1)ないし(5)の各イ(イ)で認定したとおり、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの量産価格は、要求仕様値や受注者選定段階での見積価格と全く同じではないとしても、要求仕様値を基礎とする受注者選定の際の見積価格に、受注者選定の際の見積仕様と量産用図面の仕様との差を反映させた価格を基準として決定されるものであって、全く無関係に決定されるわけではないから、要求仕様値やこれを基礎とする見積価格が最終的な量産価格に影響を及ぼすものであったといえることができる。

そして、前記 1 (1)ないし(5)の各イ(ウ)で認定したとおり、本件各合意は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの量産価格の低落防止等を目的とするものであるところ、3 社又は 2 社が、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプについて、4 年以上の期間にわたって継続的に受注調整を行っていたという事実は、3 社又は 2 社において、本件各合意に基づく要求仕様値（等）の調整により、受注者や見積価格といった受注結果とともに、最終的な契約価格である量産価格を左右できると考えていたことの証左ということもできる。

このような事実に鑑みれば、本件各合意は、量産価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすものであったと認めるのが相当である。

したがって、被審人の主張は採用できない。

- c 被審人は、審査官が、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの受注結果を左右し得たことを示す証拠や根拠を示せていないと主張する。

しかし、上記 a 及び b で認定したとおり、本件各合意が受注結果を左右し得たことは明らかであるところ、実際の見積り合わせにおいて受注者及び見積価格並びに量産価格を具体的に左右したことは、受注結果を左右し得たことを基礎付ける事情の一つにすぎず、必ずしもこれらの事実が明らかにされなければならないわけではないし、被審人が提出した証拠をもってしても、受注結果を左右し得なかったことが明らかとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

3 争点3（本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当するか、被審人が受注した別紙3ないし7の課徴金対象物件は当該商品に該当するか）について

(1) 本件各違反行為は商品の対価に係るものに該当すること

本件各合意は、受注予定者を決定し、要求仕様値（等）を調整することによって受注予定者が受注できるように協力するというものであり、商品の価格を制限するものであるから、商品の対価に係るものに該当するものと認めるのが相当である。

この点、被審人は、調達手続における受注予定者選定の基準が価格に限られず、各種要素による競争も相まって受注者が決定されることからすると、本件各合意は商品の対価に係るものに該当しないと主張する。

しかし、そもそも、独占禁止法第7条の2第1項第1号は対価に「係る」と規定しており、対価そのものとは規定していない。また、被審人の主張するV E提案、発注者との交渉、見積回答の再提出、発注者からの指値の提示、その他価格以外の技術、品質、デザイン等の各要素は、いずれも、見積価格に影響するのであるから、被審人の主張は採用できない。

(2) 被審人が受注した別紙3ないし7の課徴金対象物件が当該商品に該当すること

ア 当該商品

不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると、当該商品とは、本件においては、本件各合意の対象とされた自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプであって、本件各合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。（多摩談合事件最高裁判決参照）

イ 別紙3ないし7の課徴金対象物件が当該商品に該当すること

(ア) 別紙3の課徴金対象物件

別紙3の課徴金対象物件は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって、本件合意1の対象商品であり、別紙8の第1及び別

紙 9 の第 1 で認定した受注調整が本件合意 1 の内容に沿ったものであったことからすると、上記各物件については、本件合意 1 に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると、別紙 3 の課徴金対象物件は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 1 に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

(イ) 別紙 4 の課徴金対象物件

別紙 4 の課徴金対象物件は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 2 の対象商品であり、別紙 8 の第 2 及び別紙 9 の第 2 で認定した受注調整が本件合意 2 の内容に沿ったものであったことからすると、上記各物件については、本件合意 2 に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると、別紙 4 の課徴金対象物件は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 2 に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

(ウ) 別紙 5 の課徴金対象物件

別紙 5 の課徴金対象物件は、富士重工業発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 3 の対象商品であり、別紙 8 の第 3 及び別紙 9 の第 3 で認定した受注調整が本件合意 3 の内容に沿ったものであったことからすると、上記各物件については、本件合意 3 に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると、別紙 5 の課徴金対象物件は、富士重工業発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 3 に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

(エ) 別紙 6 の課徴金対象物件

別紙 6 の課徴金対象物件は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 4 の対象商品であり、別紙 8 の第 4 で認定した受注調整が本件合意 4 の内容に沿ったものであったことからすると、上記各物件については、本件合意 4 に基づいて受注調整

が行われたものと認められる。そうすると、別紙 6 の課徴金対象物件は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 4 に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

(オ) 別紙 7 の課徴金対象物件

別紙 7 の課徴金対象物件は、マツダ発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 5 の対象商品であり、別紙 8 の第 5 及び別紙 9 の第 4 で認定した受注調整が本件合意 5 の内容に沿ったものであったことからすると、上記各物件については、本件合意 5 に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると、別紙 7 の課徴金対象物件は、マツダ発注の特定自動車用ランプであって、本件合意 5 に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

ウ 被審人の主張について

別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件について本件各合意に基づく受注調整が行われたものと認められることは、前記イのとおりであるが、被審人は、特に以下の物件について、当該商品に該当しないと主張するので、判断する。

(ア) 審査官の主張する受注予定者が受注していないという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3－1，物件 3－10，物件 3－24，物件 3－29 及び物件 3－32，トヨタ自動車発注の物件 4－4 及び物件 4－9 について、3 社による受注調整において受注予定者と決定された者が受注していないのであるから、受注調整が存在又は成立しなかったことは明らかであるし、また、受注結果を左右することができなかったのであるから、具体的な競争制限効果が発生しておらず、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、上記各物件について 3 社によって本件合意 1 又は本件合意 2 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)及び(イ)（前記 1 の(1)及び(2)の各イ(ウ)及び別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。そして、上記のような受注調整が行われてその効果が発生した後に、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由

に見積提出することとするなどにより、受注調整の影響が実際に除去され、本件合意 1 又は本件合意 2 に拘束されることなく、自由な意思によって見積り合わせが行われたといった事情も認められないから、上記認定は左右されない。そうすると、受注調整で受注予定者とされたサプライヤー候補が受注できなかったとしても、本来であればサプライヤー候補全員の間で行われるべき価格競争が行われない状況で見積り合わせが行われたという事実は否定されることにはならないから、受注予定者が受注できなかったことをもって、具体的な競争制限効果が発生しなかったとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(イ) 3 社が受注調整を行っていないことが明らかであるという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3－1、物件 3－10 及び物件 3－24、トヨタ自動車発注の物件 4－9、富士重工業発注の物件 5－11 は、3 社が価格のやりとりをした客観的証拠が存在せず、3 社が受注調整を行っていないことは明らかであるから、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、上記各物件について 3 社によって本件合意 1、本件合意 2 又は本件合意 3 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)ないし(ウ)（前記 1 (1)ないし(3)の各イ(ウ)及び別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。

被審人は、特に物件 3－24（フェアレディ Z〔W53D〕のリアコンビネーションランプ）について、日産自動車等は、平成 17 年 12 月 19 日に開始したソーシングに基づいて市光工業を受注者と決定して当該ソーシングの手続を終了し、市光工業との間で当該ランプの開発を進めていたが、市光工業が他の車種に供給していたヘッドランプ等に品質問題を生じさせていたため、市光工業への発注を取りやめることとし、平成 18 年 9 月に改めてソーシングを開始し、被審人に転注（発注）したものであって、再度のソーシングは当初のソーシングとは全くの別物であり、再度のソーシングについては受注調整が行われたことの証拠がないと主張する。

しかし、別紙 9 の第 1 の 6 (1)で認定したとおり、物件 3－24 の

ソーシングにおいて、当初は市光工業が受注者とされたこと、その後、市光工業に対する発注が取りやめられて、被審人に発注されることになったものの、日産自動車等が当初のソーシングを終了して全く別のソーシングを新たに開始したのであれば、別途R F Qが発出されるのが通常であるところ、そのようなR F Qが発出された形跡がないことなどからすると、平成18年9月に行われた見積依頼は、被審人の主張するような当初のソーシングとは全く別のソーシングであったとはいえず、平成17年12月19日のソーシングに係る一連のものと解するのが相当である。そして、一連のソーシングでは、3社が本件合意1に基づいて行った受注調整において調整された要求仕様値等を前提に被審人を転注先（発注先）に選定したものと認められることからすると、物件3-24（フェアレディZ〔W53D〕のリアコンビネーションランプ）については、受注調整の効果が発生した後に、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、受注調整の影響が実際に除去され、本件合意1に拘束されることなく、自由な意思によってソーシングが行われたといった事情も認められないからこの認定は左右されない。さらに、ソーシングを経ることなく当初から被審人に対して指名発注した場合と同視することもできない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(ウ) 3社又は2社が見積回答をしていないという物件について

被審人は、トヨタ自動車発注の物件4-8、マツダ発注の物件7-5及び物件7-6について、3社又は2社が見積回答をしておらず、受注調整は行われていないから、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、まず、トヨタ自動車発注の物件4-8（レクサスCT〔080A〕のヘッドランプ）について、別紙9の第2の3で認定したとおり、当該物件自体についての見積回答はされなかったようであるが、当該物件は物件4-6（プリウスα〔030A〕のヘッドランプ）と同じメーカーに発注するものとされ、同物件の見積回答だけすればよいとされており、物件4-6（プリウスα〔030A〕のヘッドランプ）の見積回答がされれば物件4-8（レクサスCT

〔０８０Ａ〕のヘッドランプ)の見積回答もされたと評価することができるから、物件４－８（レクサスＣＴ〔０８０Ａ〕のヘッドランプ）について見積回答がされたといえる。したがって、３社は、トヨタ自動車指定した仕様に対する要求仕様値を調整した上で見積回答を提出したものといえる。

また、マツダ発注の物件７－５及び物件７－６（アテンザ〔Ｊ６１Ａ〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）についても、別紙９の第４で認定したとおり、２社が、上記各物件のコンペの際に、現行車種であるアテンザ（Ｊ５６Ａ）（以下この項において「現アテンザ」という。）の仕様を前提とした見積回答をしており、アテンザ（Ｊ６１Ａ）（同じく「新アテンザ」という。）の仕様を前提とした見積回答をしていないことは確かであるが、これは、発注者であるマツダが、現アテンザの仕様を前提とした見積回答を指示し、かつ、それで足りるとしたからであって、現アテンザの価格の見積りを求めたのではなく、新アテンザの見積りのために現アテンザの仕様を利用したにすぎないから、新アテンザのヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについての見積回答をしたものといえる。

そして、上記各物件について、３社又は２社によって本件合意２又は本件合意５に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(イ)及び(オ)（前記１(2)及び(5)の各イ(ウ)並びに別紙９の該当物件に係る部分）で認定したとおりであり、上記の受注調整の効果が発生した後に、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、受注調整の影響が実際に除去され、本件合意２又は本件合意５に拘束されることなく、自由な意思によって見積り合わせが行われたといった事情も認められないからこの認定は左右されない。

加えて、要求仕様値の調整が量産価格に影響を与えることは前記２(2)イ(エ)で説示したとおりであるところ、基準とされた物件４－６（プリウスα〔０３０Ａ〕のヘッドランプ）の見積提出において要求仕様値が調整されている以上、これが、物件４－８（レクサスＣＴ〔０８０Ａ〕のヘッドランプ）の量産価格にも影響を及ぼして

いるといえる。また、被審人は、現アテンザの仕様を前提とした見積回答における要求仕様値の調整をしたとしても、新アテンザのヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの量産価格に影響を与えることはできないとも主張するが、発注者であるマツダが、現アテンザの仕様を前提とした見積回答を指示し、かつ、それで足りるとしたものであるから、現アテンザの仕様を前提とした見積提出において提出された要求仕様値の調整が、新アテンザのヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの量産価格に影響を与えるといえるのであって、要求仕様値の調整が量産価格に影響を与える認められることは、上記のとおりである。

このようなことから、上記各物件については、受注調整によって具体的な競争制限効果が発生したものと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(エ) 価格競争又は（及び）発注者との価格交渉の結果により受注者が決まったという物件について

a 価格競争が行われていたという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3-1、物件 3-23、物件 3-27、物件 3-31 及び物件 3-32、トヨタ自動車発注の物件 4-4 及び物件 4-9 は、3 社のサプライヤー候補のうちの 2 社以上の者によって価格競争が行われている以上、受注調整が成立していないことが明らかであり、また、実際に価格競争が行われているので、具体的な競争制限効果が発生しなかったことも明らかであるから、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、上記各物件について、3 社によって本件合意 1 又は本件合意 2 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)及び(イ)（前記 1(1)及び(2)の各イ(ウ)並びに別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。

そして、価格競争が行われている旨の被審人の主張を前提とするとしても、3 社において、改めて当該物件について自由競争とすることを明示的又は黙示的に合意したという事実も認められず、また、受注調整の効果が発生した後に、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、受

注調整の影響が実際に除去され、上記各合意に拘束されることなく、自由な意思によって見積り合わせが行われたといった事情も認められないからこの認定は左右されない。したがって、具体的な競争制限効果が発生したということができる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

b 指値の提示があったという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3-1 及び物件 3-32、トヨタ自動車発注の物件 4-4 については、被審人に対して指値の提示がされ、被審人がその価格を要求仕様値としたものであるから、受注調整は行われておらず、また、3社の行為によって受注結果（受注価格）を左右することはできなかったから、具体的な競争制限効果が発生しておらず、当該商品には該当しないと主張する。

しかし、上記各物件について、3社によって本件合意 1 又は本件合意 2 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)及び(イ)（前記 1(1)及び(2)の各イ(ウ)並びに別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。そして、指値の提示における価格は、自社の予算等を前提とするものであるとしても、サプライヤー候補から提出された当初の見積回答における要求仕様値（等）と無関係に示されるものではなく、これを考慮した上で提示されるものといえる。そうすると、指値の提示における価格自体に受注調整の影響が及んでおり、サプライヤー候補が受け入れた価格も自らが行った受注調整の影響が及んだものと認められるから、上記各物件について、指値の提示がされたことをもって、受注調整によって発生した具体的な競争制限効果が左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(オ) 要求仕様値の最も低くなる者が受注者として選定されていないという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3-1、物件 3-10、物件 3-29、物件 3-31 及び物件 3-32、トヨタ自動車発注の物件 4-4 及び物件 4-9、富士重工業発注の物件 5-11 について、

要求仕様値（見積価格）の最も低くなる者が受注者として選定されていないから、本件排除措置命令 1 ないし本件排除措置命令 3 において「一定の取引分野」とされている「見積価格が最も低くなる者を受注者として選定するヘッドランプ等の取引分野」に含まれないし、また、3 社がいくら要求仕様値（等）を調整したとしても受注結果を左右することができないため、上記の調整によって具体的な競争制限効果が発生することもないから、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、上記各排除措置命令において「一定の取引分野」とされているのは、日産自動車等、トヨタ自動車又は富士重工業発注の特定自動車用ランプの各取引分野、すなわち、上記各自動車メーカーが発注するヘッドランプ等のうち日本国内で製造されるものであって、上記各自動車メーカー又はこれらから見積り合わせの委託を受けた会社が自ら又は他の自動車メーカーと共同して見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ等の各取引分野であるから、そもそも、被審人の主張は、上記各排除措置命令で認定された「一定の取引分野」の理解を誤るものである。そうすると、ヘッドランプ等の見積り合わせにおいて要求仕様値が最も低くなる者が受注者として選定されたか否かは、当該ヘッドランプ等の取引が「一定の取引分野」に含まれるか否かを左右するものではないから、上記各物件について、要求仕様値、あるいは見積価格の最も低くなる者が受注者として選定されていなかったとしても、「一定の取引分野」に含まれるものと認められる。被審人は、「一定の取引分野」についての審査官の主張に変遷があるなどとも主張するが、本件各排除措置命令において画定された「一定の取引分野」は上記のとおりであり、審査官が審判手続において主張するところと齟齬はなく、被審人の主張は前提を欠くものである。

また、上記各物件についても、3 社によって本件合意 1、本件合意 2 又は本件合意 3 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)ないし(ウ)（前記 1 (1)ないし(3)の各イ(ウ)及び別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。そして、受注調整が行われた場合には、本来であれば参加者全員の間で行われるべき価格競争

が行われないことになり、具体的な競争制限効果の発生が認められるのであって、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、受注調整の影響が実際に除去され、本件合意 1，本件合意 2 又は本件合意 3 に拘束されることなく、自由な意思によって競争を行うこととしたなどの事情が認められない限り、この認定は左右されない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(カ) 価格以外の要素を考慮して受注者が選定されたという物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3－1，物件 3－10，物件 3－23，物件 3－24，物件 3－27，物件 3－29，物件 3－31 及び物件 3－32，トヨタ自動車発注の物件 4－4 及び物件 4－9，富士重工業発注の物件 5－11，マツダ発注の物件 7－5 及び物件 7－6 は、市光工業の品質問題や 3 社又は 2 社の技術力、VE 提案の内容、従前の取引実績、シェアバランス等の価格以外の要素を考慮して受注者が選定されており、要求仕様値（等）又は見積価格が最も低くなる者が受注者として選定されていないから、「一定の取引分野」に含まれず、また、3 社又は 2 社がいくら要求仕様値（等）を調整したとしても受注結果を左右することができないから、具体的な競争制限効果が及んでおらず、当該商品に当たらないと主張する。

しかし、上記各排除措置命令において「一定の取引分野」とされているのは、日産自動車等、トヨタ自動車、富士重工業又はマツダ発注の特定自動車用ランプの各取引分野、すなわち、見積り合わせを実施して受注者を選定するヘッドランプ等（上記各自動車メーカー等発注の特定自動車用ランプ）の各取引分野であるから、上記各物件は「一定の取引分野」に含まれるものと認められる。

また、上記各物件について、3 社又は 2 社によって本件合意 1，本件合意 2，本件合意 3 又は本件合意 5 に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)ないし(ウ)及び(オ)（前記 1 (1)ないし(3)及び(5)の各イ(ウ)並びに別紙 9 の該当物件に係る部分）で認定したとおりである。そして、上記のような受注調整が行われた場合には、本

来であれば参加者全員の間で行われるべき価格競争が行われないことになるから、上記各物件について、日産自動車等、トヨタ自動車、富士重工業又はマツダが価格以外の要素を考慮して受注者を選定したとしても、受注調整によって一旦発生した具体的な競争制限効果が左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(キ) 受注調整が拒否されたという物件、発注者の強い意向によって受注者が決定されたという物件、話合いの前提が失われたという物件、被審人に対する発注意向が発注者から事前に示されていたという物件について

a 前記第5の3(2)イ(キ)a記載の物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件3-31は、価格調整が他のサプライヤー候補によって拒否されたため、受注調整は成立していないとして、当該商品には該当しないと主張する。

しかし、上記物件について3社の間で受注調整が行われたことは、前記イ(ア)(前記1(1)イ(ウ)及び別紙9の第1の10)で認定したとおりである。

したがって、被審人の主張は採用できない。

b 前記第5の3(2)イ(キ)b記載の各物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件3-24及び物件3-29は、受注意欲のなかった被審人が発注者である日産自動車等から指名を受けて受注したものであり、受注予定者を決める余地がなく、被審人らの行為によっては受注結果を左右することはできなかったから、3社による受注調整によって受注したものとはいえず、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、上記各物件について、3社によって本件合意1に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)(前記1(1)イ(ウ)及び別紙9の該当物件に係る部分)で認定したとおりである。そして、上記のような受注調整が行われれば、本来であれば参加者全員の間で行われるべき価格競争が行われないことになるから、上記各物件について、ソーシングの途中で日産自動車等によって受注者の指名がされたとしても、受注調整によって一旦発生した具体的

な競争制限効果が左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

c 前記第5の3(2)イ(キ)c記載の物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件3-32（セレナ〔J32Q〕のリアコンビネーションランプ）は、ソーシングの途中で受注者選定方法が物件3-31（セレナ〔J32Q〕のヘッドランプ）とのセット発注に変更されたことにより、3社で話し合いを行った際の前提が失われており、受注調整が存在しない状態となったか、又は、3社の行為と受注結果との間の因果関係が遮断されて3社の行為では受注結果を左右し得ない状態となったから、当該商品に該当しないと主張する。

この点、物件3-32（セレナ〔J32Q〕のリアコンビネーションランプ）が、開発の途中の段階で物件3-31（セレナ〔J32Q〕のヘッドランプ）とのセット発注に切り替わったことは、別紙9の第1の10で認定したとおりである。

しかし、上記物件について、3社によって本件合意1に基づいて受注調整が行われたことは、前記イ(ア)（前記1(1)イ(ウ)及び別紙9の第1の10）で認定したとおりである。そして、上記のような受注調整が行われた場合には、本来であれば参加者全員の間で行われるべき価格競争が行われないことになるから、上記物件について、日産自動車等が、ソーシングの途中で、被審人の指摘するようなヘッドランプとのセット発注に変更したとしても、受注調整によって一旦発生した具体的な競争制限効果が左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

d 前記第5の3(2)イ(キ)d記載の各物件について

被審人は、マツダ発注の物件7-5及び物件7-6について、マツダは、コンペを形式上は実施しているものの、コンペの実施前から被審人に上記各ランプを発注する意向を固めており、その旨を被審人に（及びおそらくスタンレー電気にも）伝えていたから、実際には、被審人に対して指名発注を行ったにほかならないのであって、当該商品には該当しないことは明らかであるし、受

注結果を左右することはできないから、具体的な競争制限効果は発生しておらず、当該商品に該当しないと主張する。

しかし、関係各証拠によれば、マツダは、社内において目標コストを設定しており、サプライヤー候補の提出する見積価格をこれに近づけさせたいと考え、サプライヤー候補に対し発破をかけることはあったものの、特定のサプライヤー候補に対し、発注の意向を示すということはなかったものと認められる（査E 1 2）。そして、実際、被審人の主張の前提となる被審人が上記各ランプの受注者と決められていたという事実を認めることができないことは、別紙9の第4で説示したとおりである。しかも、仮に、マツダが、上記各ランプについて、コンペの実施前から被審人に発注する意向を有していたとしても、2社によって本件合意5に基づいて受注調整が行われていたのであるから、前記bのように見積り合わせの途中で受注者の指名がされた場合と同様、受注調整が行われると、それにより具体的な競争制限効果の発生が認められるのであって、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、本件合意5に拘束されることなく、自由な意思によって競争を行うこととしたなどの事情が認められない限り、この認定は左右されない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

e 前記第5の3(2)イ(キ)e記載の各物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件3-23及び物件3-27について、LEDヘッドランプの技術力や先行開発への協力などが評価され、被審人があらかじめ受注者に指名されていたと主張し、これに沿う証拠として被審人の従業員の陳述書（審A4，審A15等）を提出する。

しかし、上記の各陳述書は、これを裏付ける客観的証拠がなく、にわかに信用できない。その他、上記各物件について、日産自動車等が、ソーシングを実施していたにもかかわらず、見積回答をする以前の段階からあらかじめ被審人を受注者に決めていたという事実を証する証拠はなく（物件3-27については、別紙9の第1の8(2)エで個別に説示したとおりである。）、このような

事実は認められない。

仮に、上記各物件について、日産自動車等が被審人に発注するという意向を有していたとしても、これらの物件も3社によって本件合意1に基づいて受注調整が行われているのであるから、前記bのようにソーシングの途中で受注者の指名がされた場合と同様、受注調整が行われると、それにより具体的な競争制限効果の発生が認められるのであって、受注調整を白紙に戻して参加者全員が自由に見積提出することとするなどにより、本件合意1に拘束されることなく、自由な意思によって競争を行うこととしたなどの事情が認められない限り、この認定は左右されない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(ク) 1社しか受注を希望しなかった物件について

被審人は、日産自動車等発注の物件3－6について、現装メーカーである被審人だけしか受注を希望しなかったため、被審人が受注したにすぎず、受注調整に基づいて受注したわけではないから当該商品に該当しないと主張する。

この点、日産自動車等は、上記物件のソーシングにおいて、3社をサプライヤー候補として選定しており、3社が同物件を提供することができる能力を有するものとして、3社の間において価格競争が行われることを予定してソーシングを行ったものと認められる。そして、上記物件について、結果的に受注を希望するサプライヤー候補が初めから1社しかいなかったとしても、当該サプライヤー候補がソーシングの前に他に受注希望者がいないことを確実に知ることは通常は不可能であるから、サプライヤー候補の間では公正かつ自由な価格競争が行われることになる。

しかし、前記イ(ア)(前記1(1)イ(ウ)及び別紙9の第1の3)で認定したとおり、上記物件については、3社によって本件合意1に基づいて受注調整が行われているところ、仮に、被審人が主張するとおり、上記物件の受注を希望していたのが現装メーカーである被審人1社であったとしても、被審人は、上記の受注調整により、あらかじめ他に受注希望者がいないことを知り、他のサプライヤー候補が当該リアコンビネーションランプの受注を目指して競争的な行

動を行うことはなく、受注予定者となった自社に他のサプライヤー候補が協力すると認識することができることになる。そして、その結果、被審人は、当該リアコンビネーションランプを自社の希望する価格に近い価格で受注することが可能となるのであるから、上記の受注調整により、公正かつ自由な価格競争が行われなかったことは明らかであり、具体的な競争制限効果が発生したものと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

(ケ) マイナーチェンジ後のヘッドランプ等について

被審人は、日産自動車等発注の物件 3-1 及び物件 3-10、マツダ発注の物件 7-5 及び物件 7-6 については、いずれも、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等が被審人に対して指名発注されているところ、それらの売上額も課徴金算定の基礎に含まれているが、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等は、受注調整が成立したとされているフルモデルチェンジ時のヘッドランプ等とは全く別の商品であり、現装メーカーであるというだけで、直ちにマイナーチェンジ後のヘッドランプ等の指名発注を受けることができるわけではないし、フルモデルチェンジの際の見積り合わせにおいて要求仕様値（等）の調整をしたとしても、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等の受注価格を左右することもできないから、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等には具体的な競争制限効果が生じることはないし、また、当該商品に該当しないから、その売上額を課徴金算定の基礎とすることはできないと主張する。

しかし、証拠（査 A 1 ないし査 A 3、査 A 5、査 A 10 ないし査 A 12、査 E 1 ないし査 E 3、査 E 6、査 E 7、査 E 9、査 E 10、査 E 12）によれば、日産自動車等及びマツダは、現行車種のマイナーチェンジを行う場合には、通常、当該現行車種に搭載されたヘッドランプ等を受注した事業者によりマイナーチェンジ後のヘッドランプ等を発注していたこと、3社は、新規開発又はフルモデルチェンジされた車種に搭載されるヘッドランプ等を対象とする見積り合わせにおいて受注者に選定されれば、その後に行われる当該車種のマイナーチェンジに際しても引き続き受注できるものと認

識していたこと、現に、上記各物件に係る車種のマイナーチェンジ後のヘッドランプ等についても、改めて見積り合わせを実施することなく、現装メーカーである被審人が受注していたことが認められる。これらの事実によれば、日産自動車等発注の特定自動車用ランプ及びマツダ発注の特定自動車用ランプの受注調整においては、その後にマイナーチェンジが行われた場合、そのヘッドランプ等についても引き続き受注することができることが前提となっていたものと認められる。

したがって、上記各物件には、それぞれのマイナーチェンジ後のヘッドランプ等も含むものとして、本件合意 1 又は本件合意 5 に基づいて受注調整が行われたものであり、マイナーチェンジ後のヘッドランプ等を含む上記各物件に具体的な競争制限効果が生じているものと認められる。

なお、日産自動車等においても、マツダにおいても、ヘッドランプ等のマイナーチェンジの際の量産価格は、受注者との間において、現行車種の量産価格をベースとして交渉することにより決定されていたこと、現行車種の量産価格は、新規に車種を開発する際又はフルモデルチェンジをする際の見積り合わせにおいて、受注者との間において、サプライヤー候補が提出した見積価格を基準として交渉することにより決定されていたことから、その見積価格には、新規に車種を開発する際又はフルモデルチェンジをする際の要求仕様値（等）が影響を及ぼしているものと認められる（査 A 5，査 E 1，査 E 2）。このような価格相互の関係からすると、被審人が指摘するように、マイナーチェンジを実施するか否かはフルモデルチェンジの時点では必ずしも確定していないことや、フルモデルチェンジからマイナーチェンジまでに 2，3 年の間隔があることを考慮しても、新規に車種を開発する際又はフルモデルチェンジをする際の見積り合わせにおいて、受注調整によって要求仕様値（等）を調整すると、ヘッドランプ等のマイナーチェンジの際の量産価格にもその影響が及ぶものと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 小括

以上によれば、別紙 3 ないし 7 の課徴金対象物件は、いずれも当該商品に該当するものとして、その売上額が課徴金算定の基礎となる。

4 結論

(1) 本件各排除措置命令

被審人は、前記 2 のとおり、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、これらはいずれも不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものと認められる。

また、本件各違反行為は既に消滅しているが、本件各違反行為は長期間にわたり行われていたこと、被審人は自主的に本件各違反行為を取りやめたものではないこと等の事情が認められ、これらの事情を総合的に勘案すれば、本件各排除措置命令の時点において被審人は本件各違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあったと認められ、特に排除措置を命ずる必要がある（独占禁止法第 7 条第 2 項）と認められる。

よって、本件各排除措置命令は相当である。

(2) 本件各課徴金納付命令

ア 課徴金に係る違反行為

本件各違反行為がいずれも商品の対価に係るものであることは、前記 3 (1) で説示したとおりである。

イ 課徴金の計算の基礎となる事実

(ア) 事業者

被審人は、自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプの製造業を営んでいた者である。（争いが無い。）

(イ) 実行期間

a 本件課徴金納付命令 1 及び本件課徴金納付命令 3

被審人が本件排除措置命令 1 及び本件排除措置命令 3 に係る各違反行為の実行としての事業活動を行った日は、いずれも平成 20 年 12 月 22 日以前であると認められる。また、スタンレー電気は、課徴金減免申請を平成 23 年 12 月 22 日までにし、同日以降、上記各違反行為を取りやめている。市光工業は、課徴金

減免申請を平成２３年１２月２３日までにし、同日以降、上記各違反行為を取りやめている。このため、被審人も、同日以降、上記各違反行為を行っていないから、同日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、上記各違反行為の実行としての事業活動を行った日から同違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため、独占禁止法第７条の２第１項の規定により、実行期間はいずれも平成２０年１２月２３日から平成２３年１２月２２日までの３年間となる。

b 本件課徴金納付命令２

被審人が本件排除措置命令２に係る違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成２０年５月２３日以前であると認められる。また、被審人は、市光工業との間で上記違反行為を取りやめる旨申し合わせたことから、平成２３年５月２４日以降、上記違反行為を取りやめており、同月２３日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、上記違反行為の実行としての事業活動を行った日から同違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため、独占禁止法第７条の２第１項の規定により、実行期間は平成２０年５月２４日から平成２３年５月２３日までの３年間となる。

c 本件課徴金納付命令４及び本件課徴金納付命令５

被審人が本件排除措置命令４及び本件排除措置命令５に係る各違反行為の実行としての事業活動を行った日は、いずれも平成２０年８月２１日以前であると認められる。また、スタンレー電気は、課徴金減免申請を平成２３年８月２２日までにし、同日以降、上記各違反行為を取りやめている。このため、被審人も、同日以降、上記各違反行為は行っていないから、同月２１日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、上記各違反行為の実行としての事業活動を行った日から同違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が３年を超えるため、独占禁止法第７条の２第１項の規定に

より、実行期間はいずれも平成20年8月22日から平成23年8月21日までの3年間となる。

(ウ) 売上額

被審人の前記(イ)の各実行期間における自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプに係る売上額を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」という。）第5条第1項の規定に基づき算定すると、各自動車用ランプの対価の額は別紙3ないし7の各「被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み、円）」欄記載の金額となり、売上額は上記各別紙の上記欄の「合計」欄記載の金額となる。

(エ) 課徴金減免申請

被審人は、独占禁止法第7条の2第12項第1号の規定により、公正取引委員会による調査開始日である平成24年3月13日以後、課徴金減免規則第5条に規定する期日までに、課徴金減免規則第4条及び第6条に定めるところにより、単独で、公正取引委員会に本件各違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（既に公正取引委員会によって把握されている事実に係るものを除く。）を行なった者であり、当該報告及び資料の提出を行なった日以後において当該違反行為をしていた者でない。また、当該違反行為について、独占禁止法第7条の2第10項第1号又は第11項第1号から第3号までの規定による報告及び資料の提出を行なった者の数は5に満たないところ、これらの規定による報告及び資料の提出を行なった者の数と、同条第12項第1号の規定による報告及び資料の提出を行なった者（以下「調査開始日以後の申請事業者」という。）であって被審人より先に課徴金減免規則第4条第1項に規定する報告書の提出を行なった者の数を合計した数は5に満たず、かつ、調査開始日以後の申請事業者であって被審人より先に同項に規定する報告書の提出を行なった者の数を合計した数は3に満たない。

したがって、被審人は、独占禁止法第7条の2第12項の規定の適用を受ける事業者である。

(オ) 課徴金の額

以上によれば、被審人が国庫に納付すべき課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、別紙3ないし7の各「被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み、円）」欄の「合計」欄記載の金額に100分の10を乗じて得た額から、同条第12項の規定により当該額に100分の30を乗じて得た額を減額し、同条第23項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算出された、13億8001万円（日産自動車等発注の特定自動車用ランプに係る事件）、2億7133万円（トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに係る事件）、8億696万円（富士重工業発注の特定自動車用ランプに係る事件）、2億2270万円（三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプに係る事件）及び7億4759万円（マツダ発注の特定自動車用ランプに係る事件）である。

ウ 結論

よって、被審人に対して前記イ(ウ)のとおり算出された金額と同額の課徴金の納付を命じた本件各課徴金納付命令は相当である。

第7 法令の適用

以上によれば、本件各排除措置命令及び本件各課徴金納付命令はいずれも相当であり、これらの命令に係る被審人の各審判請求はいずれも理由がないから、独占禁止法第66条第2項の規定により、主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成30年3月30日

公正取引委員会事務総局

審判官 酒 井 紀 子

審判長審判官山門優及び審判官南雅晴は転任のため署名押印できない。

審判官 酒 井 紀 子

番号	用語	定義
1	ヘッドランプ	自動車用ランプのうち、自動車の前面に搭載される前照灯，車幅灯，方向指示器等が組み合わされたもの
2	リアコンビネーションランプ	自動車用ランプのうち、自動車の後面に搭載される後退灯，尾灯，制動灯，方向指示器等が組み合わされたもの
3	ヘッドランプ等	ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ
4	日産自動車等発注の特定自動車用ランプ	日産自動車株式会社又は日産車体株式会社が発注するヘッドランプ等のうち日本国内で製造されるものであって，同社らが見積り合わせを委託した会社が見積り合わせを実施して受注者を選定するもの
5	トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ	トヨタ自動車株式会社が発注するヘッドランプ等であって，同社が見積り合わせを実施して受注者を選定するもの
6	富士重工業発注の特定自動車用ランプ	富士重工業株式会社が発注するヘッドランプ等であって，同社が自ら又は他の自動車メーカーと共同して見積り合わせを実施して受注者を選定するもの
7	三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ	三菱自動車工業株式会社が発注するヘッドランプ等であって，同社が見積り合わせを実施して受注者を選定するもの
8	マツダ発注の特定自動車用ランプ	マツダ株式会社が発注するヘッドランプ等であって，同社が見積り合わせを実施して受注者を選定するもの
9	自動車メーカー 5 社等発注の特定自動車用ランプ	日産自動車等発注の特定自動車用ランプ，トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ，富士重工業発注の特定自動車用ランプ，三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ及びマツダ発注の特定自動車用ランプ

審判請求の趣旨目録

番号	事件番号	審判請求の趣旨
1	平成 2 5 年（判）第 1 1 号	平成 2 5 年（措）第 1 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
2	平成 2 5 年（判）第 1 2 号	平成 2 5 年（納）第 1 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
3	平成 2 5 年（判）第 1 3 号	平成 2 5 年（措）第 2 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
4	平成 2 5 年（判）第 1 4 号	平成 2 5 年（納）第 3 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
5	平成 2 5 年（判）第 1 5 号	平成 2 5 年（措）第 3 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
6	平成 2 5 年（判）第 1 6 号	平成 2 5 年（納）第 5 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
7	平成 2 5 年（判）第 1 7 号	平成 2 5 年（措）第 4 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
8	平成 2 5 年（判）第 1 8 号	平成 2 5 年（納）第 7 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
9	平成 2 5 年（判）第 1 9 号	平成 2 5 年（措）第 5 号排除措置命令の全部の取消しを求める。
1 0	平成 2 5 年（判）第 2 0 号	平成 2 5 年（納）第 8 号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

ソーシング一覧（日産自動車等）

番号	ソーシング 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	ソーシング 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被審人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み、円) (注3)
1	H15. 2. 3	セレナ	J 3 2 J	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	被審人	3, 942, 588, 864
2	H15. 2. 3	セレナ	J 3 2 J	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
3	H15. 4. 17	ノート	X 1 1 E	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	市光工業	市光工業	
4	H15. 4. 17	ノート	X 1 1 E	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	被審人	被審人	626, 006, 229
5	H15. 9. 19	ウイングロード ／ADバン	X 1 1 D	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
6	H15. 9. 19	ウイングロード ／ADバン	X 1 1 D	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	512, 266, 586
7	H15. 10. 24	スカイライン	L 5 3 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	—	被審人	
8	H15. 10. 24	スカイライン	L 5 3 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	—	市光工業	
9	H16. 4. 2	エクストレイル	P 3 2 E	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
10	H16. 4. 27	エクストレイル	P 3 2 E	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	被審人	2, 310, 933, 282
11	H16. 11. 17	スカイラインクーペ	D 5 3 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
12	H16. 11. 17	スカイラインクーペ	D 5 3 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
13	H16. 12. 24	G T R	D 5 2 E	ヘッドランプ	被審人 市光工業	(市光工業)	—	被審人	
14	H16. 12. 24	G T R	D 5 2 E	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業	(市光工業)	—	市光工業	
15	H16. 12. 24	ムラーノ	P 4 2 D	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	—	被審人	
16	H17. 4. 11	ムラーノ	P 4 2 D	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	市光工業	
17	H17. 3. 18	ローグ	P 3 2 K	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	市光工業	市光工業	
18	H17. 3. 18	ローグ	P 3 2 K	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	市光工業	市光工業	

番号	ソーシング 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	ソーシング 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被害人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み、円) (注3)
19	H17. 5. 13	インフィニティE X	P 5 3 B	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(被審人) (注4)	—	被審人	
20	H17. 5. 13	インフィニティE X	P 5 3 B	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(市光工業) (注4)	—	スタンレー電気	
21	H17. 9. 12	インフィニティF X / F X 4 5	P 5 3 C	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
22	H17. 9. 12	インフィニティF X / F X 4 5	P 5 3 C	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
23	H17. 12. 19	フェアレディZ	W 5 3 D	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	1, 778, 061, 280
24	H17. 12. 19	フェアレディZ	W 5 3 D	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	被審人	1, 083, 352, 885
25	H18. 10. 25	エルグランド / クエスト	J 4 2 H / R 4 2 H	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人 N A L	被審人	被審人	1, 792, 358, 289
26	H18. 10. 25	エルグランド / クエスト	J 4 2 H / R 4 2 H	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業 ヴァレオ	市光工業	スタンレー電気	
27	H19. 4. 26	フーガ	L 5 3 E	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	スタンレー電気	被審人	被審人	2, 454, 893, 082
28	H19. 4. 26	フーガ	L 5 3 E	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	スタンレー電気	スタンレー電気	
29	H19. 6. 29	パトロール / インフィニティQ X	P 6 1 G / N 6 1 G	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 A L	市光工業 ビステオン	市光工業	被審人	2, 501, 513, 868
30	H19. 6. 29	パトロール / インフィニティQ X	P 6 1 G / N 6 1 G	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 A L	市光工業 ヴァレオ	市光工業	市光工業	
31	H20. 2. 4	セレナ	J 3 2 Q	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 A L	被審人	被審人	被審人	1, 860, 763, 914
32	H20. 2. 4	セレナ	J 3 2 Q	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 A L	市光工業	市光工業	被審人	851, 690, 782
33	H20. 6. 20	リーフ	X 1 2 G	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	—	市光工業	
34	H20. 6. 20	リーフ	X 1 2 G	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	—	市光工業	
								合計	19, 714, 429, 061

(注1) 受注者が決まったソーシングのR F Q発行年月日若しくは日産自動車又は日産車体からの報告書記載の見積依頼年月日を記載している。

(注2) 「—」は、受注調整が行われなかったことを示す。

(注3) マイナーチェンジ後の売上額も含む。

(注4) インフィニティE Xについて、3社はステージAの後継車種であると捉えていたところ、ステージAの現装メーカーはヘッドランプが被審人、リアコンビネーションランプが市光工業であった。

競合発注一覧（トヨタ自動車）

番号	競合発注 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	競合発注 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被害人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み, 円)
1	H19. 1. 17	i Q	6 3 0 L	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	市光工業	市光工業	
2	H19. 7. 10	マーク X	7 3 0 L	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	807, 962, 609
3	H20. 3. 24	レクサス G S	9 2 0 L	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	0
4	H20. 6. 26	ヴィッツ	8 3 0 L	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	被審人	707, 353, 922
5	H20. 6. 26	ヴィッツ	8 3 0 L	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	310, 007, 759
6	H20. 7. 3	プリウス α	0 3 0 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	被審人	被審人	65, 183, 792
7	H20. 7. 3	プリウス α	0 3 0 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	スタンレー電気	スタンレー電気	
8	H20. 7. 3	レクサス C T	0 8 0 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	被審人	被審人	1, 478, 997, 721
9	H20. 7. 3	レクサス C T	0 8 0 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	市光工業	被審人	506, 664, 301
10	H20. 9. 3	カムリ	0 5 0 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	0
11	H20. 9. 3	カムリ	0 5 0 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	0
12	H21. 7. 21	オーリス	1 3 2 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
13	H21. 7. 21	オーリス	1 3 2 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	0
14	H21. 11. 25	クラウン	4 3 0 A	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	スタンレー電気	被審人	被審人	0
15	H22. 3. 23	R A V 4	4 1 0 A	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	スタンレー電気	
16	H22. 3. 23	R A V 4	4 1 0 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
17	H22. 4. 22	クラウン	4 3 0 A	リアコンビネーション ランプ	市光工業 スタンレー電気	市光工業	—	スタンレー電気	
合計									3, 876, 170, 104

(注 1) 受注者が決まった競合発注の見積依頼書等発行年月日を記載している。

(注 2) 「—」は、受注調整が行われなかったことを示す。

競合一覧 (富士重工業)

番号	競合 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	競合 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被害人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み、円) (注3)
1	H14.6.18	R 2	1 1 K	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	(市光工業) (注4)	市光工業	市光工業	
2	H14.6.18	R 2	1 1 K	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気 ミツバ	(スタンレー電気) (注4)	スタンレー電気	スタンレー電気	
3	H15.3.6	R 1	1 2 J	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気 ミツバ	(市光工業) (注5)	市光工業	市光工業	
4	H15.4.23	R 1	1 2 J	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	(市光工業) (注5)	市光工業	市光工業	
5	H15.11.14	フォレスター	8 5 D	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
6	H15.12.3	フォレスター	8 5 D	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	被害人	被害人	被害人	99,732,643
7	H16.4.7	インプレッサ	4 6 V	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	市光工業	
8	H16.4.12	インプレッサ	4 6 V	リアコンビネーション ランプ (セダン)	被害人 市光工業 スタンレー電気	被害人	被害人	被害人	55,749,094
9	H16.4.12	インプレッサ	4 6 V	リアコンビネーション ランプ (ワゴン)	被害人 市光工業 スタンレー電気 ミツバ	ミツバ	被害人	被害人	25,006,924
10	H17.5.25	ステラ	UK 1	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	(市光工業) (注6)	市光工業	市光工業	
11	H17.夏頃	インプレッサ	Z R 1	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業 三立産業 TYC ビステオン	被害人	被害人	被害人	2,475,949,233
12	H18.4.14 (説明会)	レガシィ	E Z 5	ヘッドランプ	被害人 市光工業	被害人	被害人	被害人	6,660,335,728
13	H18.4.14 (説明会)	レガシィ	E Z 5	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業	被害人	被害人	被害人	2,211,287,445
14	H18.4.24	エクシーガ	YS 4	ヘッドランプ	被害人 市光工業	(新規車種)	市光工業	市光工業	
15	H18.4.24	エクシーガ	YS 4	リアコンビネーション ランプ	被害人 市光工業	(新規車種)	市光工業	市光工業	
16	H21.2.2	BRZ	E 8 8 /BS 8 /AS 1	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	(新規車種)	被害人	被害人	0
17	H21.2.6	インプレッサ	MF 1	ヘッドランプ	被害人 市光工業 スタンレー電気	市光工業	市光工業	スタンレー電気	
18	H21.3.17	インプレッサ	MF 1	リアコンビネーション ランプ	被害人 スタンレー電気 今仙 ヒュンダイ	被害人	被害人	ヒュンダイ	

番号	競合 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	競合 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被審人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み, 円) (注3)
19	H21. 3. 17	B R Z	E 8 8 / B S 8 / A S 1	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 今仙 ヒュンダイ	(新規車種)	スタンレー電気	被審人	0
20	H22. 2. 26	フォレスター	F M 5	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	市光工業	—	被審人	
21	H22. 4. 5	フォレスター	F M 5	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	被審人	—	市光工業	
22	H23. 7. 4	レガシィ	B F 4	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	被審人	—	被審人	
23	H23. 7. 5	レガシィ	B F 4	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	被審人	—	被審人	
24	H23. 9. 27	インプレッサ	M E 2-H	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	ヒュンダイ	—	スタンレー電気	
25	H23. 10. 17	不明	V L 9	ヘッドランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	(新規車種)	—	市光工業	
26	H23. 10. 17	不明	V L 9	リアコンビネーション ランプ	被審人 市光工業 スタンレー電気 ヒュンダイ	(新規車種)	—	市光工業	
								合計	11, 528, 061, 067

(注1) 受注者が決まった競合の見積依頼書発行年月日又は富士重工業からの報告書記載の見積依頼年月日を記載している。

(注2) 「—」は、受注調整が行われなかったことを示す。

(注3) マイナーチェンジ後の売上額も含む。

(注4) R 2について、被審人ら3社はプレオの後継車種であると捉えていたところ、プレオの現装メーカーはヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプがスタンレー電気であった。

(注5) R 1について、被審人ら3社はプレオネスタの後継車種であると捉えていたところ、プレオネスタの現装メーカーはヘッドランプ及びリアコンビネーションランプともに市光工業であった。

(注6) ステラについて、被審人ら3社はプレオの後継車種であると捉えていたところ、プレオのヘッドランプの現装メーカーは市光工業であった。

見積り合わせ一覧（三菱自動車工業）

番号	見積り合わせ 実施年月日 (注1)	車種名	型式記号	ランプの種類	見積り合わせ 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被審人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み、円) (注3)
1	H16. 6. 4	ギャランフォルティス/ ギャランフォルティス・ スポーツバック	3 H 4 1 / 3 H 4 4 S	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	(スタンレー電気) (注4)	スタンレー電気	スタンレー電気	
2	H16. 6. 4	ギャランフォルティス	3 H 4 1	リアコンビネーション ランプ	スタンレー電気 今仙	(スタンレー電気) (注4)	—	スタンレー電気	
3	H17. 9. 23	ギャランフォルティス・ スポーツバック	3 H 4 4 S	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 今仙	(被審人) (注4)	被審人	被審人	1, 004, 641, 609
4	H17. 2. 7	e k ワゴン / e k スポーツ	3 Q 0 0	ヘッドランプ	スタンレー電気 A L	A L スタンレー電気	—	スタンレー電気	
5	H17. 2. 10	e k ワゴン / e k スポーツ	3 Q 0 0	リアコンビネーション ランプ	スタンレー電気 今仙 サカエ	サカエ	—	サカエ	
6	H17. 2. 25	デリカ D 5	3 H 4 5 W	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	(被審人) (注5)	被審人	被審人	1, 694, 896, 723
7	H17. 4. 12	デリカ D 5	3 H 4 5 W	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 今仙	(被審人) (注5)	被審人	今仙	
8	H19. 5. 14	パジェロミニ	2 M 0 0	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	481, 994, 571
9	H22. 1. 11	アウトランダー	4 B 4 5 X	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L ヒュンダイ	スタンレー電気	スタンレー電気	ヒュンダイ	
10	H22. 3. 3	アウトランダー	4 B 4 5 X	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 今仙 サカエ A L ヒュンダイ	被審人	被審人	A L	
11	H22. 5. 8	ミニキャブ	2 N 0 0	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L ヒュンダイ	スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	
12	H22. 5. 8	ミニキャブ	2 N 0 0	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 今仙 サカエ A L ヒュンダイ	被審人	被審人	被審人	0
13	H22. 10. 27	パジェロ	3 M 0 0 X	ヘッドランプ	スタンレー電気 被審人 A L ヒュンダイ	被審人	被審人	被審人	0
								合計	3, 181, 532, 903

(注1) 受注者が決まった見積り合わせの見積依頼書発行年月日又は三菱自動車工業からの報告書記載の見積依頼年月日を記載している。

(注2) 「—」は、受注調整が行われなかったことを示す。

(注3) マイナーチェンジ後の売上額も含む。

(注4) 被審人ら2社は、ギャランフォルティスがランサーの後継車種又はランサーとギャランの統合車種であり、ギャランフォルティス・スポーツバックがランサー又はランサーワゴンの後継車種であると捉えていたところ、ランサーのヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの現装メーカーはスタンレー電気、ランサーワゴンのリアコンビネーションランプの現装メーカーは被審人であった。

(注5) デリカ D 5 について、被審人ら2社はデリカスペースギアの後継車種であると捉えていたところ、デリカスペースギアの現装メーカーはヘッドランプ及びリアコンビネーションランプともに被審人であった。

コンペ一覧 (マツダ)

番号	コンペ 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	コンペ 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被審人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み, 円) (注3)
1	H16. 5. 17	C X-9	J 5 0 C	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	(新規車種)	スタンレー電気	スタンレー電気	
2	H16. 5. 17	C X-9	J 5 0 C	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気	(新規車種)	スタンレー電気	スタンレー電気	
3	H16. 6. 9	デミオ	J 6 4 F	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	
4	H16. 6. 9	デミオ	J 6 4 F	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	
5	H16. 11頃	アテンザ	J 6 1 A	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	A L	被審人	被審人	7,918,978,636
6	H16. 11頃	アテンザ	J 6 1 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気	被審人	被審人	被審人	2,760,989,637
7	H17. 10. 11	ビアンテ	J 2 3 A	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気	(新規車種)	スタンレー電気	スタンレー電気	
8	H17. 10. 11	ビアンテ	J 2 3 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気	(新規車種)	スタンレー電気	スタンレー電気	
9	H17. 11. 10	アクセラ	J 6 8 C	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L	スタンレー電気	—	被審人	
10	H17. 11. 10	アクセラ	J 6 8 C	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 A L	スタンレー電気	—	スタンレー電気	
11	H19. 7. 25	プレマシー	J 7 3 A	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L	スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	
12	H19. 7. 25	プレマシー	J 7 3 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 A L	スタンレー電気	スタンレー電気	スタンレー電気	
13	H21. 10. 9	C X-5	J 5 3 C	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L	(新規車種)	—	スタンレー電気	
14	H21. 10. 9	C X-5	J 5 3 C	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 A L	(新規車種)	—	スタンレー電気	
15	H22. 3. 3	アテンザ	J 7 1 E	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L	被審人	—	被審人	
16	H22. 3. 3	アテンザ	J 7 1 E	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 A L	被審人	—	被審人	
17	H23. 4. 4	アクセラ	J 3 6 A	ヘッドランプ	被審人 スタンレー電気 A L	被審人	—	スタンレー電気	

番号	コンペ 実施年月日 (注1)	車種名	開発コード	ランプの種類	コンペ 参加業者	現装メーカー	受注予定者 (注2)	受注者	被審人の課徴金算定 の基礎となる売上額 (税込み, 円) (注3)
18	H23. 4. 25	アクセラ	J 3 6 A	リアコンビネーション ランプ	被審人 スタンレー電気 A L	スタンレー電気	—	被審人	
合計									10, 679, 968, 273

(注1) 受注者が決まったコンペの見積依頼書発行年月日又はマツダからの報告書記載の見積依頼年月日等を記載している。

(注2) 「—」は、受注調整が行われなかったことを示す。

(注3) マイナーチェンジ後の売上額も含む。

受注調整が行われた物件（別紙 9 記載の物件を除く）

第 1 日産自動車等発注の特定自動車用ランプ

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
3-11 3-12	スカイライン ーペ (D53A)	ヘッドランプ リアコンビネー ションランプ	ソーシングのサプライヤー候補は3社であり、現装メーカーはいずれも市光工業であった。 3社の各営業担当者は、平成16年11月17日に発 出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、 受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が 受注できるように各社の要求仕様値等の調整をして見積 回答の提出を行うなどした。 その後、いずれも市光工業が受注した。	査A3 査A12 査A17 査A19 査A23 査A40 査A41 査A81 査A91
3-17 3-18	ローグ (P32K)	ヘッドランプ リアコンビネー ションランプ	ソーシングのサプライヤー候補は3社であり、新規車 種であったため、現装メーカーはなかった。 3社の各営業担当者は、平成17年3月18日に発 出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受 注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受 注できるように各社の要求仕様値等の調整をして見積回 答の提出を行うなどした。 その後、いずれも市光工業が受注した。	査A3 査A16 査A17 査A24 査A26 査A42 査A43 査A73
3-21 3-22	インフィニティ FX/FX45 (P53C)	ヘッドランプ リアコンビネー ションランプ	ソーシングのサプライヤー候補は3社であり、現装メ ーカーはいずれも市光工業であった。 3社の各営業担当者は、平成17年9月12日に発 出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受 注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受 注できるように各社の要求仕様値等の調整をして見積回 答の提出を行うなどした。 その後、いずれも市光工業が受注した。	査A3 査A16 査A24 査A26 査A45 査A96

第 2 トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
4-1	iQ (630L)	リアコンビネー ションランプ	競合発注のサプライヤー候補は3社であり、新規車種 であったため、現装メーカーはなかった。 3社の各営業担当者は、平成19年1月17日に発 出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受 注予定者を市光工業に決定し、受注予定者が受注できる ように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を 行うなどした。 その後、市光工業が受注した。	査B7 査B12 査B14 査B27 査B31 査B32 査B33 査B34 査B50
4-2	マークX (730L)	リアコンビネー ションランプ	競合発注のサプライヤー候補は2社であり、現装メ ーカーは被審人であった。 2社の各営業担当者は、平成19年7月10日に発 出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受 注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるよ	査B12 査B14 査B29 査B41 査B51

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
			うに各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、被審人が受注した。	査B52 査B53
4-10 4-11	カムリ (050A)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合発注のサプライヤー候補は3社であり、現装メーカーはいずれも被審人であった。 市光工業は、自社の品質問題から受注の見込みはないと判断し、見積り合わせを辞退したため、2社の各営業担当者は、平成20年9月3日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれも被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれも被審人が受注した。	査B12 査B13 査B15 査B21 査B47
4-15 4-16	RAV4 (410A)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合発注のサプライヤー候補は3社であり、現装メーカーはいずれも市光工業であった。 3社の各営業担当者は、平成22年3月23日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプはスタンレー電気が、リアコンビネーションランプは市光工業が、それぞれ受注した。	査B12 査B13 査B15 査B24 査B44 査B49

第3 富士重工業発注の特定自動車用ランプ

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
5-1 5-2	R2 (11K)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合のサプライヤー候補は、ヘッドランプが3社、リアコンビネーションランプが3社及びミツバの計4社であり、3社の各営業担当者は、R2はプレオの後継車種であると捉えていたところ、プレオの現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプがスタンレー電気であった。 3社の各営業担当者は、平成14年6月18日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、ヘッドランプの受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプの受注予定者をスタンレー電気に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプは市光工業が、リアコンビネーションランプはスタンレー電気が、それぞれ受注した。	査C8 査C15 査C19 査C37 査C67 査C68
5-3 5-4	R1 (12J)	リアコンビネーションランプ ヘッドランプ	競合のサプライヤー候補は、ヘッドランプが3社、リアコンビネーションランプが3社及びミツバの計4社であり、3社の各営業担当者は、R1はプレオネスタの後継車種であると捉えていたところ、プレオネスタの現装メーカーはいずれも市光工業であった。	査C8 査C15 査C19 査C37 査C69

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
			3社の各営業担当者は、ヘッドランプについて平成15年4月23日に、リアコンビネーションランプについて同年3月6日にそれぞれ発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれも市光工業が受注した。	
5-5 5-6	フォレスター (85D)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合のサプライヤー候補は3社であり、現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプが被審人であった。 3社の各営業担当者は、ヘッドランプについて平成15年11月14日に、リアコンビネーションランプについて同年12月3日にそれぞれ発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、ヘッドランプの受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプは市光工業が、リアコンビネーションランプは被審人が、それぞれ受注した。	査C8 査C15 査C19 査C37 査C38 査C70 査C71
5-7 5-8 5-9	インプレッサ (46V)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ(セダン) リアコンビネーションランプ(ワゴン)	競合のサプライヤー候補は、ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ(セダン)が3社であり、リアコンビネーションランプ(ワゴン)が3社及びミツバの計4社であるところ、現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプ(セダン)が被審人、リアコンビネーションランプ(ワゴン)がミツバであった。 3社の各営業担当者は、ヘッドランプについて平成16年4月7日に、リアコンビネーションランプ(セダン)及び同(ワゴン)について同月12日にそれぞれ発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、ヘッドランプの受注予定者を市光工業、リアコンビネーションランプ(セダン)及び同(ワゴン)の受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプは市光工業が、リアコンビネーションランプ(セダン)及び同(ワゴン)は被審人が、それぞれ受注した。	査C8 査C19 査C38 査C72 査C73
5-10	ステラ (UK1)	ヘッドランプ	競合のサプライヤー候補は3社であり、3社の各営業担当者は、ステラはプレオの後継車種であると捉えていたところ、プレオの現装メーカーは市光工業であった。 3社の各営業担当者は、平成17年5月25日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を市光工業に決定し、受注予定者が受注でき	査C8 査C14 査C28 査C38

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
			るように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、市光工業が受注した。	
5-12 5-13	レガシィ (EZ5)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合のサプライヤー候補は被審人及び市光工業であり、現装メーカーはいずれも被審人であった。 被審人及び市光工業の各営業担当者は、平成18年4月14日の説明会后、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれも被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれも被審人が受注した。	査C14 査C16 査C32 査C33 査C35 査C39
5-14 5-15	エクシーガ (YS4)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	競合のサプライヤー候補は被審人及び市光工業であり、新規車種であったため、現装メーカーはなかった。 被審人及び市光工業の各営業担当者は、平成18年4月24日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれも市光工業が受注した。	査C14 査C16 査C33 査C34 査C35 査C36 査C40

第4 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ

物件 番号	車種名 (型式記号)	ランプの種類	認定事実	証拠
6-1	ギャランフォルティス／ギャランフォルティス・スポーツバック (3H41／3H44S)	ヘッドランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は2社であり、2社の各営業担当者は、ギャランフォルティスはランサーの後継車種又はランサーとギャランの統合車種であり、ギャランフォルティス・スポーツバックはランサー又はランサーワゴンの後継車種であるとそれぞれ捉えていたところ、ランサーの現装メーカーはスタンレー電気であった。 2社の各営業担当者は、平成16年6月4日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をスタンレー電気に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、スタンレー電気が受注した。	査D13 査D14 査D15 査D17 査D22 査D23 査D37
6-3	ギャランフォルティス・スポーツバック (3H44S)	リアコンビネーションランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は2社及び今仙の計3社であり、2社の各営業担当者は、ギャランフォルティス・スポーツバックはランサー又はランサーワゴンの後継車種であると捉えていたところ、ランサーの現装メーカーはスタンレー電気、ランサーワゴンの現装メーカーは被審人であった。 2社の各営業担当者は、平成17年9月23日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるよ	査D13 査D14 査D15 査D17 査D24 査D25 査D39 査D47

物件 番号	車種名 (型式記号)	ランプの種類	認定事実	証拠
			うに各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、被審人が受注した。	
6-6 6-7	デリカD5 (3H45W)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は、ヘッドランプが2社、リアコンビネーションランプが2社及び今仙の計3社であり、2社の各営業担当者は、デリカD5はデリカスペースギアの後継車種であると捉えていたところ、デリカスペースギアの現装メーカーはいずれも被審人であった。 2社の各営業担当者は、ヘッドランプについて平成17年2月25日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 また、2社の各営業担当者は、リアコンビネーションランプについて同月28日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をした。 その後、リアコンビネーションランプの仕様変更に伴い、2社の各営業担当者は、同年4月12日に発出された再見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者が被審人であることを確認し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプは被審人が、リアコンビネーションランプは今仙が、それぞれ受注した。	査D13 査D14 査D15 査D17 査D26 査D27 査D28 査D42 査D43 査D44 査D45
6-8	パジェロミニ (2M00)	ヘッドランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は2社であり、現装メーカーは被審人であった。 2社の各営業担当者は、平成19年5月14日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、被審人が受注した。	査D13 査D14 査D16 査D17 査D21 査D29 査D46
6-9 6-10	アウトランダー (4B45X)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は、ヘッドランプが2社、AL及びヒュンダイの計4社、リアコンビネーションランプが2社、今仙、サカエ、AL及びヒュンダイの計6社であり、現装メーカーは、ヘッドランプがスタンレー電気、リアコンビネーションランプが被審人であった。 2社の各営業担当者は、ヘッドランプについて平成22年1月11日、リアコンビネーションランプについて同年3月3日にそれぞれ発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、ヘッドランプの受注予定者をスタンレー電気に、リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注	査D13 査D16 査D17 査D18 査D19 査D30 査D31 査D32 査D49 査D50 査D51

物件 番号	車種名 (型式記号)	ランプの種類	認定事実	証拠
			できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプはヒュンダイが、リアコンビネーションランプはALが、それぞれ受注した。	査D 5 2 査D 5 8 の 1
6-1 1 6-1 2	ミニキャブ (2 N 0 0)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は、ヘッドランプが2社、AL及びヒュンダイの計4社、リアコンビネーションランプが2社、今仙、サカエ、AL及びヒュンダイの計6社であり、現装メーカーは、ヘッドランプがスタンレー電気、リアコンビネーションランプが被審人であった。 2社の各営業担当者は、平成22年5月8日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、ヘッドランプの受注予定者をスタンレー電気に、リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、ヘッドランプはスタンレー電気が、リアコンビネーションランプは被審人が、それぞれ受注した。	査D 1 3 査D 1 6 査D 1 7 査D 1 8 査D 2 0 査D 3 3 査D 5 3 査D 5 4 査D 5 5
6-1 3	パジェロ (3 M 0 0 X)	ヘッドランプ	見積り合わせのサプライヤー候補は2社、AL及びヒュンダイの計4社であり、現装メーカーは被審人であった。 2社の各営業担当者は、平成22年10月27日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、被審人が受注した。	査D 1 3 査D 1 6 査D 1 7 査D 1 8 査D 3 4 査D 3 5 査D 3 6 査D 5 7

第5 マツダ発注の特定自動車用ランプ

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
7-1 7-2	CX-9 (J 5 0 C)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	コンペのサプライヤー候補は2社であり、新規車種であったため、現装メーカーはなかった。 2社の各営業担当者は、平成16年5月17日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれもスタンレー電気に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれもスタンレー電気が受注した。	査E 1 査E 6 査E 1 0 査E 1 4 査E 1 6 査E 1 7 査E 1 8 査E 1 9 査E 2 6
7-3 7-4	デミオ (J 6 4 F)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	コンペのサプライヤー候補は2社であり、現装メーカーはいずれもスタンレー電気であった。 2社の各営業担当者は、平成16年6月9日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれもスタンレー電気に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積	査E 6 査E 1 0 査E 2 0 査E 2 1 査E 2 7

物件 番号	車種名 (開発コード)	ランプの種類	認定事実	証拠
			回答の提出を行うなどした。 その後、いずれもスタンレー電気が受注した。	
7-7 7-8	ビアンテ (J 2 3 A)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	コンペのサプライヤー候補は2社であり、新規車種であったため、現装メーカーはなかった。 2社の各営業担当者は、平成17年10月11日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれもスタンレー電気に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれもスタンレー電気が受注した。	査E 2 査E 9 査E 1 0 査E 1 5 査E 2 2 査E 2 3 査E 2 4 査E 2 8
7-1 1 7-1 2	プレマシー (J 7 3 A)	ヘッドランプ リアコンビネーションランプ	コンペのサプライヤー候補は2社及びA Lの計3社であり、現装メーカーはいずれもスタンレー電気であった。 2社の各営業担当者は、平成19年7月25日に発出された見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、受注予定者をいずれもスタンレー電気に決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどした。 その後、いずれもスタンレー電気が受注した。	査E 3 査E 1 0 査E 1 3 査E 2 9 査E 3 0

受注調整が行われた物件（別紙 8 記載の物件を除く）

第 1 日産自動車等発注の特定自動車用ランプ

1 物件 3-1 及び物件 3-2（セレナ〔J 3 2 J〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア セレナ（J 3 2 J）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成 15 年 2 月 3 日、3 社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年 3 月 3 日であった。上記各ランプの現装メーカーは、いずれも市光工業であった。なお、上記ヘッドランプには、ハロゲンヘッドランプ（白熱電球を利用したもの）及びキセノンヘッドランプ（自然昼光電球を利用したもの）が含まれていたが、これらは同じ自動車用ランプメーカーに発注されることとされた。

イ 3 社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持つなどして、セレナ（J 3 2 J）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査 A 3、査 A 14、査 A 19、査 A 20、査 A 54）

ウ ところが、当時、市光工業について、他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題が生じていたため、日産自動車等は、セレナ（J 3 2 J）のヘッドランプを要求仕様値等が最も低かった市光工業に発注しないこととした。（査 A 14、査 A 19）

他方、被審人は、上記ヘッドランプについて、日産自動車等から見積価格が高いとの指摘を受けたことから、価格を下げた見積回答を再提出した。（査 A 64）

エ この結果、セレナ（J 3 2 J）のヘッドランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注し、リアコンビネーションランプは受注予定者であった市光工業が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、セレナ（J 3 2 J）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3 社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①市光工業及びスタンレー電気が見積回答をする価格についての情報が記載された被審人の Y 1 作成の平成 15 年 3 月 11 日付けの「日産 次期セレナ（L/O 05/5 月/7,000 台）競合見積り価格提出並びに他社価格情報入手に係る件」と題する文書（査 A 20）、②被審人が市光工業に対して上記各ランプを受注する機会を譲った旨が記載された被審人代表取締役副社長（当時）の Y 14 と被審人の Y 1 との間で交わされた電子メール（査 A 54）といった客観的証拠が存在する。また、被審人の Y 1 及び市光工業の A 2 が、3 社の各営業担当者が会合を持って、上記各ランプについて、受注予定者をいずれも現装メーカーである市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った旨おおむね一致して供述し（査 A 14、査 A 19）、スタンレー電気の B 3 も、3 社において受注調整を行った旨供述している（査 A 3）。これらのことからすると、3 社は、上記各ランプについて、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記の被審人の Y 1 作成の平成 15 年 3 月 11 日付けの文書（査 A 2

0)に記載されている市光工業及びスタンレー電気の見積回答の価格について、市光工業及びスタンレー電気から聞き出したものではなく、被審人のY1が日産車体の担当者から聞き出したものであるから、上記の記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張しており、被審人のY1の陳述書(審A2)中にはこれに沿う部分がある。

しかし、日産自動車等のソーシングを担当していたRNPOのC1(以下「RNPOのC1」という。)は、前任のRNPOのC2から引き継いだ自動車用ランプの調達方針等及び過去に自らが日産自動車等において関与してきた他の自動車部品の調達方針等に基本的に変わりがないとした上で、ソーシングではサプライヤー候補間の競争を重視するという調達方針が採られていたために、バイヤーに対して、サプライヤー候補から提出を受けた見積価格を、競争相手である他のサプライヤー候補にそのまま伝えてしまうことがないよう指導していたと述べている(査A36)。なお、RNPOのC1の上記供述について、被審人は、RNPOのC1が上記各ランプのソーシング時の事情について直接の経験や認識を有していないため、上記文書(査A20)記載の金額が日産自動車等の担当者から聞き出したものであることを否定する根拠にはなり得ないと主張するが、RNPOのC1は日産自動車等のソーシングの担当者として供述しているのであるし、上記の供述の具体性や内容に鑑みても、日産自動車等の実施するソーシングの実情に関する供述として信用することができる。

また、被審人のY1の陳述書(審A2)のほかには、日産自動車等の関係者が他のサプライヤー候補の見積回答の価格を被審人の営業担当者に教えたことを示す客観的証拠もない。さらに、被審人のY1も、審査官による事情聴取において、上記文書(査A20)に記載された市光工業及びスタンレー電気の見積回答の価格は各社の営業担当者から教えられたものであることを前提とした供述をしていることからすると(査A14)、上記文書(査A20)に記載された見積回答の価格は、被審人のY1が市光工業及びスタンレー電気の各営業担当者から教えられたものであったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、セレナ(J32J)のヘッドランプについて、市光工業の価格を下回るべく初回の見積回答後も価格低減を進め、最後は指値に応じて見積回答を差し替えて受注していることや、3社が、日産自動車等が提示していた目標価格を200円以上も下回る価格で見積回答したことは、3社が熾烈な価格競争を繰り広げていたことの証左にほかならず、このように価格競争が行われていたことは、上記ヘッドランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、3社が上記ヘッドランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人のY1作成の文書(査A20)が存在すること、被審人のY1、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3がおおむね一致して供述すること(査A3、査A14、査A19)から明らかである。

そして、被審人が主張するように、被審人が日産自動車等の要請に応じて価格の差し替え等を行ったり、3社が、日産自動車等が提示していた目標価格を200円以上も下回る価格で見積回答したりしていたという事実があったとしても、このような事実は、必ずしも、3社が受注予定者を決定して要求仕様値等を調整したものと両立しないものではなく、この認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、セレナ(J32J)のヘッドランプについて、ハロゲンヘッドランプとキセノン

ヘッドランプの各単価に1台に使用される個数及び自動車の企画台数を乗じた価格(「面積」と呼ばれる場合がある。)を合算して得た価格を調整したという審査官主張の調整方法が不合理であって、このような調整方法によって受注調整が行われたとは認められないと主張する。

しかし、日産自動車等は、1つの車種について複数の種類のヘッドランプを発注する場合、これらを別々の自動車用ランプメーカーに発注することではなく、1社にまとめて発注しており、その場合、ソーシングにおいて、「面積」を合算して得た価格をもって要求仕様値とし、この「面積」によってサプライヤー候補の見積回答の価格を比較しているところ(査A36)、このことはサプライヤー候補となる3社も認識していたものと認められることからすると、「面積」において最も低くなるように要求仕様値を調整することは調整方法として合理性を有するものと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 被審人は、セレナ(J32J)のヘッドランプについて、受注予定者に決定されたとされる市光工業が上記ヘッドランプを受注していないという事実は、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を決定していないことを示すものであると主張する。

しかし、3社が上記ヘッドランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人のY1作成の文書(査A20)が存在すること、被審人のY1、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3がおおむね一致して供述すること(査A3、査A14、査A19)から明らかである。また、上記ヘッドランプが民間企業によって発注されるものであり、受注調整が行われた後、発注者の事情によって、受注者が決まることもあるのであって、結果的に受注予定者が上記ヘッドランプを受注することができなかったからといって、受注調整が行われなかったということにはならない。

したがって、被審人の主張は採用できない(被審人は、物件3-10、物件3-24、物件3-29、物件3-32、物件4-4、物件4-9についても、これと同旨の主張をするが、上記と同様の理由により、いずれも採用できない。))。

2 物件3-3及び物件3-4(ノート[X11E]のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ)

(1) 認定事実

ア ノート(X11E)のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成15年4月17日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年5月23日であった。新規の車種であるため、上記各ランプの現装メーカーはなかった。なお、上記ヘッドランプには、ハロゲンヘッドランプ及びキセノンヘッドランプが含まれていたが、これらは同じメーカーに発注されることとされた。

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持つなどして、ノート(X11E)のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。(査A3、査A17、査A19、査A37、査A54)

ウ この結果、ノート(X11E)のヘッドランプは受注予定者であった市光工業が受注し、リアコンビネーションランプも受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

被審人は、ノート（X 1 1 E）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①上記各ランプに係るソーシングにおける被審人及び市光工業の見積回答の価格とその決定に係る経緯が記載されたものと認められる被審人の東京支店厚木営業所（被審人のY 1）作成の平成15年5月30日付けの「日産X 1 1 E（新コンパクトカー）競合見積り 提出の件」と題する文書（査A 3 7）、②被審人が市光工業に対してセレナ（J 3 2 J）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプを受注する機会を譲ったことの見返りにノート（X 1 1 E）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプは必ず譲ってもらいたい旨が記載された被審人の代表取締役副社長（当時）のY 1 4と被審人のY 1との間で交わされた電子メール（査A 5 4）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY 1（査A 1 4）、被審人のY 3、市光工業のA 2及びスタンレー電気のB 3が、上記各ランプについて、見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、3社の各営業担当者が会合を持って、ヘッドランプの受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値等を調整した旨おおむね一致して供述している（査A 3、査A 1 7、査A 1 9）。これらのことからすると、3社は、ノート（X 1 1 E）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記の東京支店厚木営業所（被審人のY 1）作成の平成15年5月30日付けの文書（査A 3 7）に記載された市光工業の見積提出の価格について、市光工業の営業担当者から教えられたものではなく、日産車体の設計担当者から聞き出したものであるから、上記の記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張しており、被審人のY 1の陳述書（審A 1）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、上記文書（査A 3 7）には「両社共、日産目標を意識しながら、2,500以下にセット。」「市光の当初売価案を部品費、型代共 引き上げさせた。」などという被審人が市光工業との間で見積回答の価格の調整を行ったことを示す記載があり、このような記載は、上記文書（査A 3 7）に記載された市光工業の見積回答の価格が市光工業の営業担当者から教えられたものであることを示すものといえる。また、RNPOのC 1は、前記1(2)アで認定したとおり、ソーシングの際に日産自動車等がサプライヤー候補から提出された見積価格をそのまま競争相手である他のサプライヤー候補に伝えないようにしていたと供述しており（査A 3 6）、被審人のY 1の陳述書（審A 1）のほかには、日産自動車等の関係者が他のサプライヤー候補の見積回答の価格を被審人の営業担当者に教えたことを示す客観的証拠もない。さらに、被審人のY 1も、上記文書（査A 3 7）に記載された市光工業に係る見積回答の価格は市光工業の営業担当者から報告を受けたものであると供述していることからすると（査A 1 4）、上記文書（査A 3 7）に記載された見積回答の価格は、被審人のY 1が市光工業の営業担当者から教えられたものであったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

3 物件3-5及び物件3-6（ウイングロード／ADバン〔X 1 1 D〕のヘッドランプ及びリアコ

ンコンビネーションランプ)

(1) 認定事実

ア ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成15年9月19日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年10月17日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプが被審人であった。上記ヘッドランプにはハロゲンヘッドランプ及びキセノンヘッドランプが含まれていたが、これらは同じメーカーに発注することとされた。日産自動車等は、同年9月23日、上記各ランプについて、説明会を開催した。（査A68）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持つなどして、ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A3、査A17、査A19、査A38、査A39）

ウ この結果、ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のヘッドランプは受注予定者であった市光工業が受注し、リアコンビネーションランプも受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①市光工業の見積回答の価格が被審人の価格よりも低くなるように調整された金額が記載された被審人の東京支店厚木営業所（被審人のY3）作成の平成15年10月16日付けの「X 1 1 D」で始まる文書（査A38）、②上記文書（査A38）に記載された数値と符合する3社の見積回答の価格が記載された市光工業のA2作成の「C 3 5 W 1 1 D R F Q 回答内容」と題する文書（査A39）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY3及び市光工業のA2が、上記各ランプについて、3社の各営業担当者が会合を持って、ヘッドランプについては市光工業を、リアコンビネーションランプについては被審人を、それぞれ受注予定者に決定し、見積価格の調整を行った旨おおむね一致して供述し（査A17、査A19）、スタンレー電気のB3も、スタンレー電気は受注意欲を有していなかったとした上、記憶が曖昧であるとはしつつも、この車種を調整の対象から除外した記憶はないので、他のサプライヤー候補から見積価格を聞き、それを上回るように見積価格を提出している旨供述している（査A3）。これらのことからすると、3社は、ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

イ 被審人は、ウイングロード／ADバン（X 1 1 D）のリアコンビネーションランプの見積回答における型費が被審人よりも市光工業の方が低かったことは、上記リアコンビネーションランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、ソーシングにおいて受注者を決定する際に比較の対象となるのは、個々の費用ではなく、量産期間における総発生費用であると認められることからすると（査A5）、仮に、

被審人が主張するように、上記リアコンビネーションランプの型費が被審人より市光工業の方が安かったとしても、3社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に決定したと矛盾するものではなく、この認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

4 物件3－9及び物件3－10（エクストレイル〔P32E〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア エクストレイル（P32E）のヘッドランプについて平成16年4月2日、リアコンビネーションランプについて同月27日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年6月11日であった。上記各ランプの現装メーカーは、いずれも市光工業であった。

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、エクストレイル（P32E）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A3、査A17、査A19、査A21、査A23）

ウ ところが、日産自動車等は、見積書の差し替えを行った市光工業の態度に不信感を持ったこと、市光工業が他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題が生じていたことから、エクストレイル（P32E）のリアコンビネーションランプを市光工業に発注しないこととした。（査A17、査A19、査A22）

エ この結果、エクストレイル（P32E）のヘッドランプは受注予定者であった市光工業が受注したが、リアコンビネーションランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、エクストレイル（P32E）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、見積回答期限よりも前の平成16年6月8日に市光工業から同社の見積回答の価格やプロダクティビティについての連絡を受けて、被審人の見積回答における価格を調整した結果を記載したものと認められる被審人の東京支店厚木営業所作成の平成16年6月30日付けの「P32E（次期エクストレイル、L/O：06／8、総19、500台／月、向先：全世界）RCL：競合見積検討一覧表」と題する文書（「RCL」は「リアコンビネーションランプ」を意味するものと認められる。以下、特段の断りがない限り、本別紙において同じ。）（査A21）といった客観的証拠が存在する。また、市光工業のA2が、3社において、受注予定者を市光工業に決定し、見積価格の調整を行った旨供述し（査A19）、スタンレー電気のB3も、上記各ランプの受注意欲を有していなかったため、被審人及び市光工業の指示に従って見積価格の調整を行っていた旨供述し（査A3）、被審人のY3も、3社の各営業担当者による会合において、受注予定者を市光工業とすることになり、見積価格の調整を行ったこと自体は認める旨供述をしている（査A17）。これらのことからすると、3社は、上記各ランプについて、受注予定者

をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記文書（査A21）に記載されている価格について、3社で調整したものではなく、日産自動車等の担当者から聞き出したものである、「6／8：市光連絡」として記載された「1,680」という金額は、採算割れぎりぎりのレベルの価格で見積回答を行うことについて社内の承認を得やすくするために、被審人の東京支店厚木営業所に所属するY15が市光工業から連絡を受けたことにした架空の価格であるなどとして、上記の記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張しており、被審人のY1の陳述書（審A3）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、上記文書（査A21）に記載された「6／8：市光連絡」という記載は、被審人の営業担当者が市光工業の営業担当者から連絡を受けたことを意味するものと解するのが自然である。また、RNPOのC1は、前記1(2)アで認定したとおり、ソーシングの際に日産自動車等がサプライヤー候補から提出された見積価格をそのまま競争相手である他のサプライヤー候補に伝えないようにしていたと供述しており（査A36）、被審人のY1の陳述書（審A3）のほかには、日産自動車等の関係者が他のサプライヤー候補の見積回答の価格を被審人の営業担当者に教えたことを示す客観的証拠もない。さらに、被審人のY1及び被審人のY3も、上記文書（査A21）に記載された市光工業の見積回答の価格は同社から得たものであると思われると供述している（査A17、査A23）。加えて、上記文書（査A21）に記載された市光工業の見積回答の金額が社内での承認を得やすくするための架空のものであるという説明も、結果的に被審人が上記金額よりも高い金額で見積回答していることに鑑みると（審A12の資料4の5枚目、6枚目）、合理的なものとは認め難く、上記文書（査A21）に記載された市光工業の見積回答の価格は、被審人の東京支店厚木営業所の営業担当者が市光工業の営業担当者から教えられたものであったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、エクストレイル（P32E）のリアコンビネーションランプについて、前記文書（査A21）の「4. その他懸案事項」にある「①立上り後の年次原低（日産からの要請▲2％／年以上、各社とも対応。）⇒当社も、▲2％／年で対応したい。」という記載を字義どおりに解釈すると、日産自動車等からプロダクティビティについて他のサプライヤー候補と同様に被審人も対応してほしいとの要請を受けたというものでしかないから、上記文書（査A21）の記載によって3社の間でプロダクティビティの調整を行ったと認定することはできないと主張する。

しかし、仮に上記のプロダクティビティに関する記載が日産自動車等から得た情報を前提とするものであったとしても、前記アのとおり、上記文書（査A21）のその余の記載のほか、被審人のY3、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3の各供述（査A3、査A17、査A19、査A23）からすると、3社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値等の調整を行ったという事実を優に認定することができる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、エクストレイル（P32E）のリアコンビネーションランプについて、前記文書（査A21）に「熾烈な価格競争が予想されます」と記載されていること、査A21に「6／8：市光連絡」として記載されている1680円及び7600万円という価格が、いずれも市光工業が実際に見積回答した価格（部品費：1781.29円、型費：7690万円）よりも

低かったこと、市光工業が見積回答前の段階で「無理しなくても受注できる」として見積価格を上方修正したこと（審Ａ３の資料１５）と見積回答後に不安を覚えて下方修正したことが相容れないことなどから、受注調整が行われたとは認められないと主張する。

しかし、３社が上記リアコンビネーションランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人の東京支店厚木営業所作成の文書（査Ａ２１、審Ａ１２の資料４の６枚目）といった客観的証拠が存在することに加え、被審人のＹ３、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３がおおむね一致して供述するところであるし（査Ａ３、査Ａ１７、査Ａ１９、査Ａ２３）、被審人が指摘する上記各事実についても、３社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値等を調整したと必ずしも両立しないものではなく、この認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 被審人は、エクストレイル（Ｐ３２Ｅ）のリアコンビネーションランプについて、エクストレイル（Ｐ３２Ｅ）のヘッドランプの見積回答期限は平成１６年５月１４日であったから、同日より前に３社の各営業担当者による会合が行われたはずであるが、上記リアコンビネーションランプの見積回答期限は同年６月１１日であって、上記の会合の１か月程度後であったことからすると、上記の会合において、上記リアコンビネーションランプの価格を話し合うのは不可能であり、この事実、上記リアコンビネーションランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、前記文書（査Ａ２１）は、上記リアコンビネーションランプについて記載された文書であると認められるところ、「６／８：市光連絡」と記載されており、３社がリアコンビネーションランプの見積価格を見積回答期限の１か月以上前に話し合っただけであるという被審人の主張の前提となる事実を認めることはできない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

５ 物件３－１６（ムラーノ〔Ｐ４２Ｄ〕のリアコンビネーションランプ）

（１）認定事実

ア ムラーノ（Ｐ４２Ｄ）のリアコンビネーションランプについて、平成１６年１２月２４日に説明会が開催された後、平成１７年４月１１日、３社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年５月１６日であった。上記ランプの現装メーカーは、被審人であった。（査Ａ９２）

イ ３社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、ムラーノ（Ｐ４２Ｄ）のリアコンビネーションランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った（査Ａ３、査Ａ１６、査Ａ２３、査Ａ２４、査Ａ４４）。

ウ しかし、市光工業が、上記の調整の結果よりも低い価格で見積回答の提出を行うなどしたため、ムラーノ（Ｐ４２Ｄ）のリアコンビネーションランプは、受注予定者であった被審人ではなく、市光工業が受注した。（査Ａ３、査Ａ１６、査Ａ２３、査Ａ２４、査Ａ７５）

（２）被審人の主張に対する判断

被審人は、ムラーノ（Ｐ４２Ｄ）のリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、３社が上記リアコンビネーションランプの受注調整を行ったことについては、被審

人のY4が、見積回答の提出前に、市光工業及びスタンレー電気が日産自動車等に見積回答するために実際に検討していた数値を踏まえて被審人の見積回答の価格が最も低くなるように調整し、その結果を記載したものと認められる被審人のY4作成の「P42D RCL・BULRFQ見積 原価／売価検討表」と題する文書（査A44）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY4、被審人のY1、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3は、上記リアコンビネーションランプについて、3社の各営業担当者が会合を持って、受注予定者を被審人に決定し、被審人が受注できるように見積価格の調整を行った旨おおむね一致して供述している（査A3、査A16、査A23、査A24）。これらのことからすると、3社は、上記リアコンビネーションランプについて、受注予定者を被審人に決定し、市光工業及びスタンレー電気は、受注予定者が受注できるように協力するため、各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行ったものと認められる。

この点、被審人は、上記文書（査A44）に記載された市光工業及びスタンレー電気の見積回答の価格について、当時の日産自動車等の担当者から教えられたものであるから、上記の価格の記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張しており、被審人のY1の陳述書（審A1）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、上記文書（査A44）には複数の時点において市光工業及びスタンレー電気が検討した見積回答の価格が記載されており、被審人の主張によれば、複数回にわたって日産自動車等の担当者が他のサプライヤー候補の見積価格を被審人の営業担当者に教えたことになるが、RNP OのC1は、日産自動車等が見積回答の提出前やソーシングの途中でサプライヤー候補から提出される見積価格をそのまま競争相手である他のサプライヤー候補に伝えないようにしていたと供述しており（査A36）、被審人のY1の陳述書（審A1）のほかには、日産自動車等の関係者が他のサプライヤー候補の見積回答の価格を被審人の営業担当者に教えたことを示す客観的証拠もない。また、被審人のY4も、上記文書（査A44）に記載された市光工業及びスタンレー電気に係る見積回答の価格は各社から聞いたものであると供述している（査A16）。これらのことからすると、上記文書（査A44）に記載された市光工業及びスタンレー電気に係る見積回答の価格は、被審人のY4が市光工業及びスタンレー電気の営業担当者から教えられたものであったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

6 物件3－23及び物件3－24（フェアレディZ〔W53D〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア フェアレディZ（W53D）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成17年12月19日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は平成18年1月27日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプが被審人、リアコンビネーションランプが市光工業であった。日産自動車等は、平成17年12月19日、説明会を開催し、上記ヘッドランプとしてLEDを使用したランプを搭載することを計画している旨説明した。（査A97）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、フェアレディZ（W53D）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受

注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A3、査A16、査A24ないし27、査A51）

ウ 日産自動車等は、フェアレディZ（W53D）のリアコンビネーションランプを一度は市光工業に発注することにしたものの、市光工業が他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題を生じさせていたため、市光工業への発注を取りやめた。（査A16、査A24、査A26、査A28）

また、被審人は、日産自動車等から上記リアコンビネーションランプの受注と価格の引下げを求められ、これを受け入れた。（査A16、査A26、査A28）

エ この結果、フェアレディZ（W53D）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注したが、リアコンビネーションランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

被審人は、フェアレディZ（W53D）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①平成18年1月25日頃に行われた3社の各営業担当者の会合において、スタンレー電気及び市光工業の各営業担当者の発言と調整した3社の見積回答の価格のほか、スタンレー電気の営業担当者が上記各ランプのどちらも受注を希望せず、他のサプライヤー候補の価格の指示に従う旨発言したこと、市光工業の営業担当者はフェアレディZ（W53D）のリアコンビネーションランプについて現装メーカーとして継続受注を希望する旨発言したことが記載された被審人のY1作成のノート（査A25）、②現装メーカーの見積回答の価格の方が低くなるように被審人の見積回答の価格を調整した経過を記載した被審人の東京支店厚木営業所の営業担当者作成の同年2月2日付けの「日産 次期フェアレディZ（W53D、L/O：08／7月／3、200台）RFQ 提出価格検討資料」と題する文書（査A27）、③市光工業及びスタンレー電気の見積回答の価格が記載された被審人の東京支店厚木営業所の営業担当者作成の同年4月18日付けの「W53D RFQ 提出価格 原価売価比較」と題する文書（査A51）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY4、被審人のY1、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3は、上記各ランプについて、3社の各営業担当者が会合を持って、受注予定者を現装メーカーに決定し、見積価格を調整した旨おおむね一致して供述している（査A3、査A16、査A24、査A26）。これらのことからすると、3社は、フェアレディZ（W53D）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記各文書（査A25、査A27、査A51）に記載された価格が一致しておらず、同年2月9日の実際の見積回答における上記各ランプの価格ともかけ離れているとして、上記各文書に記載された価格は実際の見積回答の価格とは異なる価格を情報交換したものにすぎないから、上記の各記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張する。

しかし、上記各文書（査A25、査A27、査A51）の体裁や内容からも明らかなように、被審人の営業担当者は、単に市光工業及びスタンレー電気の各営業担当者と見積回答の価格についての情報交換をただけではなく、その結果を社内に報告し、これを踏まえて見積価格を

決定していること、被審人のY 4及び被審人のY 1がおおむねこれを認める供述をしていること（査A 1 6，査A 2 6）に鑑みれば、3社の各営業担当者が、上記各ランプの見積回答の価格について、見積回答を予定していない架空の価格についての情報交換をしたにすぎないなどとは認められない。また、仮に上記各文書（査A 2 5，査A 2 7，査A 5 1）に記載された価格が一致していない、あるいは、結果的に3社の見積回答における価格との間に齟齬があるとしても、3社が上記各ランプの受注予定者を決定して要求仕様値等を調整した事実の認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

7 物件3－2 5及び物件3－2 6（エルグランド／クエスト〔J 4 2 H／R 4 2 H〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア エルグランド／クエスト（J 4 2 H／R 4 2 H）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成1 8年1 0月2 5日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年1 1月2 4日であった。エルグランドは、国内向け車種で開発コードは、「J 4 2 H」であり、クエストは、北米向け車種で開発コードは「R 4 2 H」であるところ、日産自動車等は、エルグランド、プレサージュ及びクエストを統合して日本で開発することとして（統合後の車種の開発コードは「X 4 2 H」）、ヘッドランプ及びリアコンビネーションランプのソーシングを行った。（査A 3，査A 2 6，査A 7 7，査A 1 0 0）

エルグランド（J 4 2 H）のヘッドランプの現装メーカーは被審人であり、リアコンビネーションランプの現装メーカーは市光工業であった。（査A 1 0 2）

クエスト（R 4 2 H）のヘッドランプの現装メーカーは被審人及び被審人の子会社であるNALであり、リアコンビネーションランプの現装メーカーは市光工業及び市光工業と関係のあるヴァレオであった。（査A 1 0 2）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、エルグランド／クエスト（J 4 2 H／R 4 2 H）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A 3，査A 2 4，査A 2 6，査A 4 6，査A 4 7の1，査A 4 8，査A 4 9，査A 1 0 1）

ウ ところが、市光工業が他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題を生じさせていたため、日産自動車等は、エルグランド／クエスト（J 4 2 H／R 4 2 H）のリアコンビネーションランプを市光工業に発注しないこととした。（査A 1 6，査A 2 4，査A 2 6，査A 1 0 2）

エ この結果、エルグランド／クエスト（J 4 2 H／R 4 2 H）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注したが、リアコンビネーションランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、後に市光工業より低い見積回答を提出したスタンレー電気が受注した。（査A 1 0 2）

(2) 被審人の主張に対する判断

被審人は、エルグランド／クエスト（J 4 2 H／R 4 2 H）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を

行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①3社の各営業担当者による会合においてホワイトボードに記載された3社が見積回答をする価格をプリントアウトしたものと認められるスタンレー電気のB3作成の「クエスト」と記載された文書（査A47の1）、②3社の各営業担当者が上記会合で述べた価格が記載されたものと認められる被審人の営業担当者作成の平成18年11月24日付けの「日産X42H HL&RCL 提出売価検討表」と題する文書（査A46。「HL」は「ヘッドランプ」を意味するものと認められる。以下、特段の断りがない限り、本別紙において同じ。）、③これと印字部分が同じで手書きで「H L K」、「RCL 市、S」などという記載が加えられた文書（査A101。「K」は被審人を、「市」は市光工業を、「S」はスタンレー電気を、それぞれ意味するものと認められる。以下、特段の断りがない限り、本別紙において同じ。）、④上記②及び③の各文書（査A46、査A101）に3社が最終的に見積回答をする価格及び市光工業が提出するプロダクティビティなどが記載されたものと認められる被審人の営業担当者作成の同年12月21日付けの「日産X42H HL&RCL 提出売価検討表」と題する文書（査A48）、⑤エルブランド／クエスト（J42H／R42H）のオプションレンズのコストについての市光工業及びスタンレー電気の情報が加えられたものと認められる被審人のY4作成の同日付けの「X42H オプションレンズ コスト情報」と題する文書（査A49）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY1、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3が、上記各ランプについて、3社の各営業担当者が会合を持って、受注予定者を現装メーカーに決定し、見積価格を調整した旨おおむね一致して供述している（査A3、査A24、査A26）。これらのことからすると、3社は、上記ヘッドランプについて受注予定者を被審人に、上記リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

8 物件3-27及び物件3-28（フーガ[L53E]のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア フーガ（L53E）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成19年4月26日、3社に対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年6月22日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプがスタンレー電気、リアコンビネーションランプが被審人であった。なお、日産自動車等は、上記ヘッドランプについて、当初はキセノンヘッドランプとしていたが、同年5月23日の技術トップミーティングにおいて、LEDヘッドランプとすることを決定した。（査A78、査A84、査A85）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、フーガ（L53E）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A3、査A11、査A18、査A24、査A30）

ウ この結果、フーガ（L53E）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注し、リアコンビネーションランプも受注予定者であったスタンレー電気が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、フーガ（Ｌ５３Ｅ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、３社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、見積回答の期限前である平成１９年５月末に開催された３社の各営業担当者の会合で得られた見積回答の価格等が記載された被審人のＹ２作成の同年６月６日付けの「Ｌ４３Ｅ 各社対応」と題する文書（査Ａ３０）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のＹ２、市光工業のＡ２、市光工業のＡ６（以下「市光工業のＡ６」という。）及びスタンレー電気のＢ３は、①３社の各営業担当者が会合を持った旨、②上記ヘッドランプの現装メーカーはスタンレー電気であったが、同ランプにＬＥＤランプが採用されたところ、スタンレー電気は、ＬＥＤヘッドランプについて、本田技研工業株式会社と共同開発を行っており、同社の自動車に搭載するに先立ち、他社（日産自動車）の自動車に搭載することはできなかったため、上記ヘッドランプを受注することができなかった旨、③そこで、上記リアコンビネーションランプの現装メーカーであった被審人を上記ヘッドランプの受注予定者に、上記ヘッドランプの現装メーカーであったスタンレー電気を上記リアコンビネーションランプの受注予定者に、それぞれ決定し、見積価格の調整を行った旨おおむね一致して供述している（査Ａ３、査Ａ１１、査Ａ１８、査Ａ２４）。これらのことからすると、３社は、上記ヘッドランプについては受注予定者を被審人に、上記リアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記文書（査Ａ３０）に記載された価格について、各社が検討している大まかな見積提出の価格を参考情報として伝え合ったものにすぎないから、上記の記載をもって受注調整が行われたと認定することはできないと主張するが、上記文書（査Ａ３０）の体裁や記載内容のほか、被審人のＹ２、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３の各供述（査Ａ３、査Ａ１８、査Ａ２４）からすると、上記文書（査Ａ３０）に記載された金額が、単に各社が検討している大まかな見積回答の価格を参考情報として伝え合ったものとは認め難い。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、フーガ（Ｌ５３Ｅ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、前記文書（査Ａ３０）に記載された金額が、被審人やスタンレー電気が実際に平成１９年６月２１日に提出した価格と一致していないことは、上記各ランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、仮に見積回答の提出前の一時点に作成された上記文書（査Ａ３０）に記載された価格と被審人やスタンレー電気が実際に同日に提出した価格との間に齟齬があったとしても、それをもって、３社が上記各ランプの受注予定者を決定して要求仕様値等を調整したことを左右するものではない。また、スタンレー電気が実際に同日に提出した価格として被審人が主張している価格は、被審人が推測するものすぎず、この点においても前記(1)イで認定した受注調整を否定する根拠になり得ない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、フーガ（Ｌ５３Ｅ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、前記文書（査Ａ３０）の作成後に見積提出の価格の調整が行われたことについての客観的証

拠が存在しないと主張する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、3社が提出期限前に見積回答する価格についての情報交換を行ったことを示す上記文書（査A30）といった客観的証拠が存在することに加え、被審人のY2、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3も受注調整の事実をおおむね一致して供述していることからすると（査A3、査A18、査A24）、最終的な見積回答における価格の調整を直接的に示す証拠がなかったとしても、受注調整の事実を認定することはできる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 被審人は、フーガ（L53E）のヘッドランプについて、ソーシングの初期段階から日産自動車等が被審人に発注する意向を事実上固めていると認識されていたため、市光工業及びスタンレー電気は受注意欲を示さず、被審人だけが受注意欲を示しており、そもそも各社の受注意欲が対立していなかったのであるから、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を決定したとはいえないと主張する。

しかし、日産自動車等は、現に、上記ヘッドランプについて、3社をサプライヤー候補としてソーシングを行っているところ、RNPOのC1が、ソーシングを実施している以上、当然にサプライヤー候補による競争を期待しているのであって、ソーシング実施前の段階からあらかじめサプライヤーを選定しているということはない旨供述している（査A36）。なお、RNPOのC1は、フーガ（L53E）のソーシングが実施された平成19年にはまだ日産自動車等のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの調達等に関与しておらず（査A3）、上記ヘッドランプのソーシング時の事情について直接の経験や認識を有していないものの、RNPOのC1の供述が十分に信用することができることは、前記1(2)アで説示したとおりである。

また、被審人が指摘するように被審人がLEDヘッドランプの先行開発に着手していたという事実があったとしても、そのことから直ちに日産自動車等がこの時点で被審人を受注者を選定していたとは認められない。被審人が自らの主張を裏付ける客観的証拠とする被審人の東京支店厚木営業所作成の「日産 LED・HL 開発協力要請に係る件」と題する文書（審A15の資料1）も、上記ヘッドランプ（LEDヘッドランプ）について被審人が開発協力を要請されていたことが記載されているだけで、事実上指名発注を受けていたことの根拠足り得ないものである。そして、他に日産自動車等が被審人を受注者を選定していたと認められる証拠はない。これらのことからすると、上記ヘッドランプについて、日産自動車等が、ソーシングを実施していたにもかかわらず、実施前からあらかじめ被審人を受注者に決めていたと認めることはできない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

9 物件3-29及び物件3-30（パトロール／インフィニティQX〔P61G／N61G〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア パトロール／インフィニティQX（P61G／N61G）について、平成19年6月29日、3社及びALに対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は、同年7月27日であった。パトロールは、従前、日本で生産されていたサファリの後継車であり、インフィニティQXは、従前、北米で生産されていたQX56の後継車であるが、

国内生産に変更された。両車のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプは、同じ仕様図に基づいて複数の車種のランプの見積回答を行うという方法により発注して同じ自動車用ランプメーカーに製造させる「バンドリング競合」とされた。サファリのヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの現装メーカーは、市光工業であった。一方、Q X 5 6は北米で生産されていたため、現装メーカーは海外の自動車用ランプメーカーであったところ、ヘッドランプはビステオンであり、リアコンビネーションランプは市光工業と関係のあるヴァレオであった。（査A 8 6）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、パトロール／インフィニティQ X（P 6 1 G／N 6 1 G）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A 3，査A 1 1，査A 1 8，査A 3 1，査A 5 0の1）

ウ ところが、日産自動車等は、市光工業における品質体制の改善が遅れているとして、パトロール／インフィニティQ X（P 6 1 G／N 6 1 G）のヘッドランプを市光工業に発注しないこととし、被審人に対して発注の意向を示して原価低減を求めた。（査A 1 1，査A 1 8，査A 8 7）

エ この結果、パトロール／インフィニティQ X（P 6 1 G／N 6 1 G）のヘッドランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注し、リアコンビネーションランプは受注予定者であった市光工業が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

被審人は、パトロール／インフィニティQ X（P 6 1 G／N 6 1 G）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①市光工業のA 6から見積回答の価格の情報を得て市光工業の価格が低くなるように被審人の価格を調整したことが記載されたものと認められる被審人の東京支店厚木営業所作成の平成19年7月31日付けの「日産X 6 1 G（サファリ／パトロール。インフィニティQ X 5 6）H L，R C L売価検討表」と題する文書（査A 3 1），②見積回答の価格について被審人との間で情報交換した結果を記載したものと認められる市光工業の営業担当者作成の「P 6 1 G，H／L」と書き出しの文書（査A 5 0の1）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY 2，市光工業のA 6及びスタンレー電気のB 3が、上記各ランプについて、3社の各営業担当者が会合を持って、受注予定者を市光工業に決定し、市光工業が受注することができるように、見積価格の調整を行った旨おおむね一致して供述している（査A 3，査A 1 1，査A 1 8）。これらのことからすると、3社は、上記各ランプについて、受注予定者をいずれも市光工業に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、受注調整を行った旨の被審人のY 2の供述（査A 1 8）が信用できないと主張するが、本文第6の1(1)ウ(イ)aのとおり、同人の供述は客観的証拠に符合し、他のサプライヤー候補の各営業担当者の供述ともおおむね一致しているほか、虚偽の供述をする動機も認められないことからすると、上記供述は信用することができる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

10 物件3-31及び物件3-32（セレナ〔J32Q〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア セレナ（J32Q）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成20年2月4日、3社及びALに対して見積依頼が発出され、ソーシングが実施された。見積回答の提出期限は同年3月3日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプが被審人、リアコンビネーションランプが市光工業であった。（査A35、査A88）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、セレナ（J32Q）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査A3、査A11、査A18、査A33ないし35）

ウ ところが、日産自動車等は、その後、セレナ（J32Q）のヘッドランプとリアコンビネーションランプを同一のサプライヤー候補に発注する「セット発注」にすることとし、また、従前のリコールから、上記リアコンビネーションランプを市光工業に発注しないこととした。（査A11、査A18、査A89）

エ この結果、セレナ（J32Q）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注したが、リアコンビネーションランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、セレナ（J32Q）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値等を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①見積回答前の平成20年2月27日に3社の各営業担当者が会合を持って上記各ランプの見積回答の価格について情報交換した内容をまとめて一覧表にしたものと認められる被審人のY2作成の同日付けの「日産J32Q次期セレナ競合対応売価案」と題する文書（査A33）、②見積回答の価格について同年3月4日に3社で調整して決定した価格を記載したものと認められる同日付けの「J32Q 売価（案）まとめ表」と題する被審人の営業担当者作成の文書（査A34）、③見積回答における市光工業及びスタンレー電気との型費の調整の経緯を社内に報告するために作成したものと認められる被審人のY2作成の同年4月9日付けの文書（査A35の1枚目）及び同年3月6日付けの「日産 J32Q（次期セレナ）HL・RCL競合引合 金型費他社状況と原価低減検討依頼^⑥」と題する文書（同2枚目）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY2、市光工業のA6及びスタンレー電気のB3は、3社の各営業担当者が会合を持って、上記各ランプについて、現装メーカーが受注できるように見積価格を調整した旨おおむね一致して供述している（査A3、査A11、査A18）。これらのことからすると、3社は、セレナ（J32Q）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値等の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

イ 被審人は、セレナ（J32Q）のヘッドランプの型費について、市光工業及びスタンレー電気に対してより高い価格で見積回答をするように打診したが拒絶されたことをもって、受注

調整の成立を否定する事実であると主張する。

確かに、被審人が指摘するとおり、前記文書（査A 3 5の2枚目）の記載からは、被審人は、上記ヘッドランプの型費について、市光工業及びスタンレー電気が被審人よりも低い価格で見積回答する予定であったため、より高い価格にできないか尋ねたが、これに応じてもらえなかったことがうかがわれるものの、市光工業及びスタンレー電気が型費の価格を高くすることに応じられなかったのは、「日産との取り決め基準がありこれ以上は上げられない。」（査A 3 5）、「金型費については従来のレベルがありI社、S社共修正はむずかしい現状」（審A 8の資料4。「I」は市光工業を意味するものと認められる。以下、特段の断りがない限り、本別紙において同じ。）という理由からであり、市光工業及びスタンレー電気が被審人よりも低い価格で見積回答することに応じられないと回答したことをもって、被審人が受注予定者となることや要求仕様値等を調整することが拒否されたとは認められないから、上記認定は左右されない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、セレナ（J 3 2 Q）のヘッドランプについて、受注を目指す市光工業の価格を下回るべく、積極的なV E提案で価格を低減し、日産自動車等からの価格低減要請で見積回答を複数回差し替え、指値を受け入れて受注したのであって、要求仕様値等の調整は行っていないと主張しており、被審人のY 2の陳述書（審A 8）、被審人の東京支店厚木営業所に所属するY 1 6の陳述書（審A 1 8）及び被審人のY 1 7の陳述書（審A 2 2）中にはこれに沿う部分がある。

しかし、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を被審人に決定したことは、前記アで説示したとおりであるし、被審人のY 2が審査官による事情聴取において「ヘッドランプの金型費についてはスタンレー並みの2 8 0 0 0 0千円・・・にそれぞれ修正して調整し」（査A 1 8）、「当社の金型費の見積価格を引下げて対応した」（同）と述べるとおり、被審人は、市光工業及びスタンレー電気から型費の金額を聞いた上で、自社の型費の金額を修正して見積回答しており、被審人提出の証拠によっても、現に、3社が同程度のV E提案をすることを想定した上で、1回目の見積回答では、V E提案を反映させた部品費が市光工業よりも被審人の方が低くなっているというのであって（審A 8の資料6、査A 5 2）、これは受注予定者である被審人が受注できるように要求仕様値等の調整を行ったことにほかならないといえる。

また、証拠によれば、上記ヘッドランプについて、被審人が、最初の見積回答以降、価格の低減を繰り返していたことはうかがわれるものの（審A 8、査A 1 8、査A 2 2）、これは飽くまでも発注者である日産自動車等の担当者との間のやり取りに基づくものにすぎないし、いずれにしても、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を被審人に決定して要求仕様値等の調整を行ったという事実の認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

第2 トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ

1 物件4-3（レクサスGS〔920L〕のヘッドランプ）

(1) 認定事実

ア レクサスGS（920L）のヘッドランプについて、平成20年3月24日、3社に対して見積依頼が発出され、競合発注が実施された。トヨタ自動車は、上記ヘッドランプについて、同日、説明会を開催し、同説明会において、「920L ヘッドランプ仕様と目標性能」と題する文書（査B30、査B46）を配布した。トヨタ自動車から要求された仕様は、HID式、ロービームのみLED式、オールLED式の3種について見積回答を提出するというものであった。トヨタ自動車の競合発注においては、見積回答を提出するとともにプレゼンテーションを行うこととされていた。上記ヘッドランプの現装メーカーは被審人であった。（査B8、査B9、査B35）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、レクサスGS（920L）のヘッドランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査B13、査B15）

ウ この結果、レクサスGS（920L）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、レクサスGS（920L）のヘッドランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記ヘッドランプの受注調整を行ったことについては、市光工業のA2及びスタンレー電気のB3が、受注予定者を被審人に決定して、見積価格の調整を行ったことについて供述し（査B13、査B15）、被審人のY5及び被審人のY7も、①トヨタ自動車による説明会開催後のさほど遅くない日に、市光工業の事務所において会合を開催したこと、②この会合には、被審人のY7、スタンレー電気のB7及びB3並びに市光工業のA2及びA7が参加したこと、③受注予定者を現装メーカーである被審人に決定したこと、④見積回答の価格をホワイトボードに書き出して調整、確認したこと、⑤見積回答の価格の調整において、スタンレー電気は見積りを用意していたが、市光工業は見積りを用意していなかったこと、⑥3社による受注調整により決めた基本見積の価格は、HID式もロービームのみLED式も、目標価格を下回らなかったこと、⑦スタンレー電気及び市光工業はVE提案をするつもりがないことを確認したことをおおむね一致して具体的に供述している（査B8、査B9）。これらに加え、別紙8及び本別紙の第2の2ないし4のとおり、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて本件対象期間2に競合発注が行われた他の16物件のうちの14物件については、受注調整が行われたことを示す客観的証拠と、おおむね一致する各社の営業担当者の供述によって、受注調整が行われたものと認められることからすると、3社は、上記ヘッドランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行ったと認められる。

イ 被審人は、レクサスGS（920L）のヘッドランプについて、他のサプライヤー候補と話し合いをし、被審人が受注予定者となった外観はあるものの、いずれのサプライヤー候補も話し合いの結果を守るつもりはなく、話し合いの結果に沿った行動はしていないから、受注調整は成立していないと主張する。

しかしながら、上記の被審人の主張については、被審人の営業担当者がこれに沿う陳述（審B9）をするだけであって、これを裏付ける客観的証拠はないし、被審人の営業担当者の内心の意向がどのようなものであったとしても、現に3社が上記ヘッドランプの受注予定者を決定して要求仕様値を調整したという事実の認定は左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、レクサスGS（920L）のヘッドランプについて、スタンレー電気がトヨタ自動車に対して積極的な技術提案をしていることは、上記ヘッドランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、スタンレー電気が積極的な技術提案をしていたという事実を証する客観的証拠はなく、被審人の主張はその前提となる事実を認めることができないし、仮に、スタンレー電気がトヨタ自動車に対して積極的な技術提案をしていたとしても、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を被審人に決定して要求仕様値の調整を行ったという事実の認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

2 物件4-4及び物件4-5（ヴィッツ〔830L〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア ヴィッツ（830L）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成20年6月26日、3社に対して見積依頼が発出され、競合発注が実施された。第1回の見積回答の提出期限は同年7月25日であり、第2回の見積回答の提出期限及びプレゼンテーションの実施日は同年8月22日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプが被審人であった。なお、「830L」はヴィッツの開発コードであり、「850L」はヤリスという欧州（フランス）で生産されるヴィッツと同型の自動車の開発コードであるところ、これらを合わせて見積依頼がされた。（査B12、査B13、査B15、査B20、査B37、査B38、査B42）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、ヴィッツ（830L）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査B12、査B13、査B15ないし17、査B19）

ウ ところが、当時、市光工業について、他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題が生じていたこと、ヴィッツ（830L）が競合発注になる前の研究開発において十分な協力ができなかったこと、プレゼンテーションも中身のあるものとなっていなかったこと等が重なったため、トヨタ自動車は、ヴィッツ（830L）のヘッドランプを市光工業に発注しないこととした。

他方、被審人は、プレゼンテーションの結果、トヨタ自動車から、技術的には最も優れているものの、価格が高いため、価格を下げることであれば採用すると伝えられ、最終目標価格を提示されたことから、価格の引下げに応じることとし、市光工業よりも低い価格を提出した。

（査B12、査B13、査B15、査B38）

エ この結果、ヴィッツ（８３０Ｌ）のヘッドランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注し、リアコンビネーションランプは受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、ヴィッツ（８３０Ｌ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、３社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①見積回答の提出期限の前の平成２０年７月２２日の懇談会において、３社の各営業担当者が、上記ヘッドランプの受注予定者を市光工業に、上記リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に、それぞれ決定して見積回答の価格を調整したことを記載したものと認められる被審人の豊田支店の担当者作成の件名「懇談会」の区分「議事録」という文書（査Ｂ１７）、②上記懇談会の際にホワイトボードに記載された３社の各営業担当者が情報交換及び調整をした見積回答の価格をプリントアウトしたものと認められる被審人の営業担当者作成の「日本 I K S」と記載された２通の文書（査Ｂ１３の資料３の１枚目及び２枚目、査Ｂ１６）、③被審人以外のサプライヤー候補が受注予定者に決められていたのに被審人がそれを裏切ったとスタンレー電気が認識していたことを示すスタンレー電気の社内資料（査Ｂ１９）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のＹ８、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３が、３社の各営業担当者の会合において、現装メーカーが引き続いて受注を希望したため、上記ヘッドランプについては市光工業を受注予定者に、上記リアコンビネーションランプについては被審人を受注予定者に、それぞれ決定し、受注予定者が受注することができるとに見積価格の調整を行ったことをおおむね一致して供述している（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５）。これらのことからすると、３社は、上記ヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、上記リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記の被審人の豊田支店の営業担当者作成の文書（査Ｂ１７）の「ＨＬ」欄の「Ｉ」の記載について、市光工業が受注意欲を示したことを記載したにすぎないから、上記記載をもって市光工業が受注予定者に決定されたと認定することはできないと主張する。しかし、上記記載は、その体裁や内容からして、上記ヘッドランプの受注予定者が市光工業に決定されたことを記載したものと解するのが自然であること、被審人の主張を前提としても、被審人の営業担当者は、３社の各営業担当者による会合において、上記ヘッドランプの受注を希望するという意向を表明せず、市光工業が受注を希望すると述べたことについて異議を唱えなかったことから、被審人の営業担当者の内心の意向はどのようなものであったとしても、現に３社が上記ヘッドランプの受注予定者を市光工業に決定したという事実の認定は左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、前記の被審人の豊田支店の営業担当者作成の文書（査Ｂ１７）及び同じく被審人の営業担当者作成の文書（査Ｂ１６）において、ヴィッツ（８３０Ｌ）のヘッドランプに係る市光工業の型費が最も低くなっていないことは、上記ヘッドランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプの競合発注では、受注者の選定に当たって、型費だけで査定されることはなく、また、型費はランプ１個当たりの金額に換算すれば３

社間で大きな差は生じないところ、上記各文書（査B 1 6、査B 1 7）に記載された見積価格は、このことを前提として上記ヘッドランプについては市光工業が受注することができるように調整されたものと認められるから（査B 1 3、査B 1 8）、上記ヘッドランプの見積回答における市光工業の型費が最も低くなかったとしても、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値を調整したことを左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、ヴィッツ（8 3 0 L）のヘッドランプについて、受注に向けた全社的価格低減プロジェクトの下、同じく受注を目指す市光工業の価格を下回るべく、第1回の見積回答後も積極的なV E提案等を進め、指値の提示に応じた第3回の見積回答で受注したとして、このように被審人が積極的なV E提案等を行っていることは、上記ヘッドランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、3社が上記ヘッドランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人の営業担当者作成の各文書（査B 1 3の資料3の1枚目及び2枚目、査B 1 6、査B 1 7）といった客観的証拠が存在すること、被審人のY 5、被審人のY 8、市光工業のA 2及びスタンレー電気のB 3がおおむね一致して供述していること（査B 8、査B 1 2、査B 1 3、査B 1 5）からすると、仮に被審人において見積回答後も積極的なV E提案等をした、指値に応じたという事実があったとしても、3社が上記ヘッドランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値を調整したことが左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 被審人は、ヴィッツ（8 3 0 L）のリアコンビネーションランプについて、3社の各営業担当者が話し合いをして被審人を受注予定者としたかのような外観はあるものの、いずれも話し合いの結果を守る意思がなかったから、受注調整は成立していないと主張する。

しかし、ヘッドランプと同様、リアコンビネーションランプについても、3社において受注予定者を決定し、要求仕様値の調整を行ったことは、これを示す被審人の営業担当者作成の各文書（査B 1 3の資料3の1枚目及び2枚目、査B 1 6、査B 1 7）及びスタンレー電気の社内資料（査B 1 9）といった客観的証拠が存在すること、被審人のY 8、市光工業のA 2及びスタンレー電気のB 3が供述していること（査B 1 2、査B 1 3、査B 1 5）から認められることは前記アのとおりである。

この点、被審人は、3社の各営業担当者は話し合いの結果を守るつもりがなかったと主張するが、被審人の主張を裏付ける客観的証拠はなく、3社の各営業担当者の内心の意向がどのようなものであったとしても、現に3社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を被審人に決定して要求仕様値を調整したという事実の認定は左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

3 物件4－6ないし物件4－9（プリウスα〔0 3 0 A〕及びレクサスC T〔0 8 0 A〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア プリウスα（0 3 0 A）及びレクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成20年7月3日、3社に対して見積依頼が発出され、競合発注が実施された。見積回答の提出期限は同年8月1日であった。なお、プリウスα（0 3 0 A）及びレクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプについては、同じメーカーが受注することとされ

ており、競合発注では、プリウスα（０３０Ａ）の見積り（レクサスＣＴ〔０８０Ａ〕の量産効果を織り込んだもの）のみを提出するものとされていた。いずれも新規車種であったため、現装メーカーはなかった。（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５、査Ｂ２８、査Ｂ４３）

イ ３社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、プリウスα（０３０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、その後、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５、査Ｂ１７）

ウ ところが、市光工業が他の車種に供給したヘッドランプ等に品質問題を生じてさせていたため、トヨタ自動車は、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプを市光工業に発注しないこととした。（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５）

エ この結果、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプは受注予定者であった被審人が受注し、プリウスα（０３０Ａ）のリアコンビネーションランプも受注予定者であったスタンレー電気が受注したが、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、３社が受注調整を行ったことについては、平成２０年７月２２日に開催された３社の各営業担当者による懇談会において、３社の各営業担当者が、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）の各ヘッドランプの受注予定者を被審人に、プリウスα（０３０Ａ）のリアコンビネーションランプの受注予定者をスタンレー電気に、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプの受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、上記懇談会では見積回答の価格は決まらなかったものの、その後に予定されていた会合（同月２９日）において、それぞれの受注予定者の見積回答の価格が最も低くなるように調整することにした旨を記載したものと認められる被審人の豊田支店の営業担当者作成の件名「懇談会」の区分「議事録」という文書（査Ｂ１７）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のＹ８、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３が、上記各ランプについて、３社の各営業担当者が会合を持って、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、プリウスα（０３０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注することができるように見積価格の調整を行ったことをお互い一致して供述している（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５）。これらのことからすると、３社は、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、プリウスα（０３０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプについては受注予定者を市光工業に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回

答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記文書（査B 1 7）について、3社の各営業担当者による会合の場で誰が受注意欲を表明したかを議事録として記録しただけであり、「＜1, 0 3 0 A & 0 8 0 Aの考え＞」の「【現状の考え】」との標題の下「R C L」の欄にある「I」という記載も、市光工業とスタンレー電気の2社が受注意欲を示す中で、受注意欲を秘した被審人の営業担当者が「市光でいいのではないかと発言したため、とりあえず「I」と記載したもの」にすぎないから、上記文書（査B 1 7）の記載をもって受注予定者が市光工業に決定されたと認定することはできないと主張する。

しかし、上記記載は、その体裁や内容からして、上記リアコンビネーションランプの受注予定者が市光工業に決定されたことを記載したものと解するのが自然である。また、被審人の主張によれば、スタンレー電気も同様に上記リアコンビネーションランプの受注意欲を示していたというのであるから、同欄に「I」だけが記載されるというのは不自然であるし、被審人の営業担当者が「市光でいいのではないかと発言したこと」から、とりあえず「I」と記載したという主張も、上記文書（査B 1 7）の体裁等に鑑みて、にわかに採用し難い。さらに、3社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値の調整を行ったことについては、上記のとおり、被審人のY 8、市光工業のA 2及びスタンレー電気のB 3がおおむね一致して供述するところである（査B 1 2、査B 1 3、査B 1 5）。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、レクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプについて、これと同時に競合発注が実施されたプリウスα（0 3 0 A）のヘッドランプに係る見積回答はされたものの、レクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプの見積回答はされていないのであるから、受注調整がされたということはおよそあり得ないと主張する。

しかし、前記(1)アで認定したとおり、レクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプはプリウスα（0 3 0 A）のヘッドランプと同じ自動車用ランプメーカー（サプライヤー候補）が受注することとされ、プリウスα（0 3 0 A）のヘッドランプの見積回答のみを提出すればよいとされていたことからすると、トヨタ自動車は、プリウスα（0 3 0 A）のヘッドランプの見積回答をレクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプの見積回答に兼ねるものとしていたと認められる。そうすると、プリウスα（0 3 0 A）のヘッドランプの提出がされればレクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプの見積回答の提出もされたと評価することができるから、レクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプについて個別の見積回答の提出がされなかったことをもって、受注調整がされなかったなどとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、プリウスα（0 3 0 A）及びレクサスC T（0 8 0 A）のヘッドランプについては、スタンレー電気及び市光工業はもともと被審人には太刀打ちできないと考えて受注意欲を有していなかったのであるから、受注調整によって受注予定者が決定されたわけではないと主張し、市光工業のA 2の供述調書（査B 1 3）、スタンレー電気のB 3の供述調書（査B 1 5）中にはこれに沿う部分があると指摘する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、被審人の豊田支店作成の文書（査B 1 7）といった客観的証拠が存在すること、被審人のY 8、市光工業のA 2及びスタンレー電気のB 3がおおむね一致して供述している（査B 1 2、査B 1 3、査B 1 5）ことから明らかである。

そして、仮にスタンレー電気及び市光工業がプリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプを受注することが困難であると考えていたとしても、それにより、現に３社が上記各ヘッドランプの受注予定者を決定して要求仕様値の調整をしたという事実の認定は左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

エ 被審人は、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプについて、平成２０年７月２２日の３社の各営業担当者による会合の時点では価格の積算前であったため、価格を話すことは不可能であり、その他の機会に価格のやり取りがされたことを示す客観的証拠もないと主張する。

しかし、上記会合で具体的な要求仕様値についての話合いがされなかったとしても、前記文書（査Ｂ１７）には、「７／２９（火）：Ｓ，Ｉで再打ち合わせ（ｉｎ Ｉ社）※Ｉ＆Ｓ：ＲＣＬの見積準備（それを見て、ＫがＩ＆Ｓの売価まで上げる。）」という記載がされているところ、この記載は、後日の会合において価格を調整することとされた事実を示しているものと認められる。また、被審人のＹ８も、上記会合の後に見積価格のやり取りを電話でした旨供述していることからすると（査Ｂ１２）、上記会合で具体的な価格の調整が行われなかったからといって、３社が上記リアコンビネーションランプの要求仕様値の調整を行わなかったとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

オ 被審人は、レクサスＣＴ（０８０Ａ）のリアコンビネーションランプについて、自身による受注を目指しており、最初の見積回答後、同じく受注を目指すスタンレー電気の価格を下回るべく低減した価格で見積回答を差し替えて受注したとして、このように被審人が価格を低減した見積回答を行っていることは、上記リアコンビネーションランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、３社が上記リアコンビネーションランプの受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値の調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人の豊田支店作成の文書（査Ｂ１７）といった客観的証拠が存在することに加え、被審人のＹ８、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３がおおむね一致して供述する（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５）。仮に、結果的に被審人がスタンレー電気の価格を下回るべく低減した価格で見積回答を差し替えて受注したという事実があったとしても、３社が受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値を調整したと必ずしも両立しないものではなく、この認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

カ 被審人は、プリウスα（０３０Ａ）及びレクサスＣＴ（０８０Ａ）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、話合いをして受注予定者を決定した外観はあるものの、誰も話合いの結果を守るつもりはなく、話合いの結果に沿った行動はしていないから、受注調整は成立していないと主張する。

しかし、３社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、前記アのとおり、これを示す被審人の豊田支店作成の文書（査Ｂ１７）といった客観的証拠が存在すること、被審人のＹ８、市光工業のＡ２及びスタンレー電気のＢ３がおおむね一致して供述する（査Ｂ１２、査Ｂ１３、査Ｂ１５）ことから明らかである。被審人の主張を裏付ける客観的証拠はなく、３社の各営業担当者の内心の意向がどのようなものであったとしても、現に３社が上記各ランプ

の受注予定者を決定して要求仕様値を調整したという事実の認定は左右されるものではない。
したがって、被審人の主張は採用できない。

4 物件4－12及び物件4－13（オーリス〔132A〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア オーリス（132A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成21年7月21日、3社に対して見積依頼が発出され、競合発注が実施された。見積回答の提出期限は同年8月21日であり、同月の最終週にプレゼンテーションが行われることになっていた。各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプが市光工業、リアコンビネーションランプが被審人であった。（査B12、査B13、査B15、査B22）

イ 3社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、オーリス（132A）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査B12、査B13、査B15、査B48）

ウ この結果、オーリス（132A）のヘッドランプは受注予定者であった市光工業が受注し、リアコンビネーションランプも受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、オーリス（132A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、見積回答の提出期限の1週間程度前に行われた3社の各営業担当者による会合においてホワイトボードに記載された3社が見積回答する価格を調整した結果をプリントアウトしたものと認められる市光工業のA2作成の「132A」と記載がある文書（査B48）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY8、市光工業のA2、スタンレー電気のB3が、3社の各営業担当者が会合を持って、上記ヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、上記リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注することができるように見積価格の調整を行った旨おおむね一致して供述している（査B12、査B13、査B15）。これらのことからすると、3社は、上記ヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、上記リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

イ 被審人は、市光工業に対し協力するふりをして、調整した額より低い額で提出し、市光工業も話合いで決めた額よりも更に低い額で提出したなど、実際には会合で話した内容とは全く異なる対応をしており、このように価格競争が行われていたことは、上記各ランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張し、被審人のY8、市光工業のA2、スタンレー電気のB3の供述調書（査B12、査B13、査B15）にこれに沿う部分があると指摘する。

しかし、仮に結果的に被審人や市光工業が話合いで決められた額とは異なる金額で見積回答をしていたとしても、この事実は、3社が上記各ランプの受注予定者を決定して要求仕様

値を調整することとしたという前記(1)イで認定した事実と必ずしも両立しないものというわけではなく、被審人及び市光工業の各営業担当者の内心の意図がどのようなものであったとしても、上記認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

5 物件４－１４（クラウン〔４３０Ａ〕のヘッドランプ）

(1) 認定事実

ア クラウン（４３０Ａ）のヘッドランプについて、平成２１年１１月２５日、２社に対して見積依頼が発出され、競合発注が実施された。プレゼンテーションは同年１２月１８日開催予定であり、それに併せて見積回答を提出することとされていた。見積依頼によれば、上記ランプの仕様は、ＨＩＤ（ＡＤＢなし）とＨＩＤ＋ＡＤＢ（ＡＤＢ付き）の２種とされ、これらは同じメーカーに発注するものとされていた。なお、ＡＤＢ（Ａｄａｐｔｉｖｅ Ｄｒｉｖｉｎｇ Ｂｅａｍ）とは、これを搭載した自動車（以下「搭載車」という。）の対向車の運転手が搭載車のヘッドランプの光をまぶしく感じないようにするため、搭載車のＡＤＢのセンサーで対向車を感知して搭載車の光軸を調整する（自動的に搭載車のヘッドランプをロービームに切り替える）装置であり、被審人は、当時、トヨタ自動車と共同開発を行っていた。上記ヘッドランプの現装メーカーはスタンレー電気であった。（査Ｂ１２、査Ｂ１５、査Ｂ２３）

イ ２社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、クラウン（４３０Ａ）のヘッドランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査Ｂ１２、査Ｂ１５）

ウ この結果、クラウン（４３０Ａ）のヘッドランプは、受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、クラウン（４３０Ａ）のヘッドランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認し、被審人の営業担当者は、２社の各営業担当者による会合の際、スタンレー電気の営業担当者の受注希望の申出に対して検討しておくとして述べたにすぎないと主張し、これに沿う供述（査Ｂ１２）があることを指摘する。

しかし、２社が受注調整を行ったことについては、被審人のＹ８とスタンレー電気のＢ３が、①トヨタ自動車による説明会の数日後、被審人のＹ８、スタンレー電気のＢ３及びスタンレー電気の四輪第二事業部第一営業部の部門長であったＢ１４が、被審人の豊田支店で会合を持ったこと、②スタンレー電気のＢ３が、上記会合において、被審人のＹ８に対し、上記ヘッドランプの現装メーカーとして受注を希望する旨伝えたが、被審人のＹ８は、回答を留保したこと、③その後、被審人のＹ８は、スタンレー電気のＢ３と電話で話し合いをして、技術的には被審人が優れているので、上記ヘッドランプを受注することになるだろうと伝えたこと、④スタンレー電気のＢ３は、被審人のＹ８に対し、技術的には被審人に劣るので、被審人を受注予定者とするのは良いが、価格はスタンレー電気が最も低い価格で見積りを提出したいと考えている旨伝え、被審人のＹ８はこれを拒否しなかったこと、⑤スタンレー電気のＢ３は、被審人のＹ８に対し、提出予定の価格について尋ねたところ、被審人のＹ８は、トヨタ自動車の目標納入価格より少し低い価格で見積りを提出すると述べ、スタンレー電気のＢ３は了解したと述べたことを、おおむね一致して具体的に供述している（査Ｂ１２、査Ｂ１５）。別紙８及び本別紙の第２の２ないし４のとおり、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに

ついて本件対象期間２に競合発注が行われた他の１６物件のうちの１４物件については、受注調整が行われたことを示す客観的証拠と、おおむね一致する各社の営業担当者の供述によって、受注調整が行われたものと認められることからすると、２社は、上記ヘッドランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行ったと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、クラウン（４３０Ａ）のヘッドランプについて、スタンレー電気のＢ３が、被審人のＹ８に対しては「小糸製作所の見積価格よりも高い額で提示しますという返事をした」と述べつつ、「小糸製作所のＹ８さんから聞いた見積価格よりも低い額をトヨタ自動車に提示しました。」（査Ｂ１５）と、被審人のＹ８とやり取りした内容に正面から反する行動をとったことを明確に述べており、スタンレー電気がこのような行動をとったことは、上記ヘッドランプの受注調整が行われなかったことを示すものであると主張する。

しかし、仮に、スタンレー電気が、スタンレー電気のＢ３が被審人のＹ８から聞いた被審人の見積回答の価格よりも低い価格で見積回答していたとしても、前記アの被審人のＹ８及びスタンレー電気のＢ３の供述からすると、被審人とスタンレー電気との間で、受注予定者を被審人に決定して要求仕様値を調整したことは左右されるものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

第3 富士重工業発注の特定自動車用ランプ

1 物件5-11（インプレッサ〔Z R 1〕のリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプについて、平成17年4月頃、被審人、市光工業、三立産業、T Y C及びビステオンの5社に対して見積依頼が発出され、競合が実施された（なお、スタンレー電気に対しても見積依頼は発出されたが、同社は、対応不能として辞退した。）。当初の競合の見積回答の提出期限は同年5月13日であったが、数次にわたって競合が行われており、二次競合の提出期限は同年6月13日、三次競合の提出期限は同月24日であった。現装メーカーは被審人であった。なお、上記の競合は、複数の自動車メーカーが共同して自動車部品を調達するというWWP（World Wide Purchasing）と称する調達方法が採用され、富士重工業の提携先である米国のゼネラルモーターズ・カンパニーと共同で実施されたが、見積依頼は富士重工業が発出しており、見積回答の提出先も富士重工業とされ、発注先の決定権も富士重工業にあった。（査C 4、査C 14、査C 15、査C 29ないし査C 31）

イ 被審人及び市光工業の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、会合を持ち、インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプについて、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように両社の要求仕様値の調整を行った上で、二次競合における見積回答の提出を行うなどした。（査C 14、査C 30）

ウ インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプの競合は複数回実施されたが、二次競合に残った国内メーカーは被審人及び市光工業、海外メーカーは少なくとも三立産業及びT Y Cであり、三次競合に残ったメーカーは、被審人、三立産業及びT Y Cであり、被審人は国内のランプメーカーとして1社だけ三次競合に進んだが、三次競合の結果は、1位がT Y C、2位が三立産業、3位が被審人であった。

しかし富士重工業は、過去の取引実績等を考慮し、インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプをT Y C及び三立産業ではなく、被審人に発注することとした。

（査C 14、査C 31）

エ この結果、インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプは、受注予定者であった被審人が受注した。

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、インプレッサ（Z R 1）のリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、被審人と市光工業が上記リアコンビネーションランプの受注調整を行ったことについては、二次競合の見積回答の提出段階において、市光工業の二次競合における見積回答の価格についての情報を得た上で、これと被審人の見積回答の価格と比較した結果を記載したものと認められる被審人のY 9作成の平成17年6月13日付けの「Z R - 1 原価／売価状況表」と題する文書（査C 30）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY 9が、二次競合において、上記リアコンビネーションランプを被審人が受注することができるように、市光工業の営業担当者と話し合っ被審人を受注予定者とし、市光工業の見積回答の価格が被審人よりも高くすることにした旨供述している（査C 14）。これらのことからすると、被審人及び市光工業は、上記リアコンビネーションランプの二次競合において、受注予定者を被審人に決定し、受注予定者が受注できるように両社の要求仕様値の調整を行った上で、

見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

この点、被審人は、上記文書（査Ｃ３０）の記載について、市光工業の営業担当者から得た情報であるかは明らかではなく、上記文書（査Ｃ３０）が被審人の見積回答後のメモ書きであることも考慮すれば、富士重工業との間で行われた価格低減交渉の中で富士重工業の担当者から得た市光工業の価格情報である可能性があるから、この記載をもってリアコンビネーションランプの二次競合において受注調整が行われたと認定することはできないと主張する。

しかし、被審人もその可能性を指摘しているにすぎないこと、被審人のＹ９は、上記記載について、市光工業と見積価格の調整を行ったものであると供述していることからすると（査Ｃ１４）、上記文書（査Ｃ３０）に記載された情報は、被審人のＹ９が市光工業の営業担当者から教えられたものと認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

イ 被審人は、被審人のＹ９の供述（査Ｃ１４）について、被審人の見積回答は平成１７年５月１３日に提出されているところ、これよりも後に作成された文書（査Ｃ１４の添付資料１枚目並びに４枚目及び５枚目）に基づいて市光工業と価格の調整を行ったと供述しているのは不自然である、他の自動車メーカーと共同して実施するWWPと称する特殊な調達方式で競合が行われたにもかかわらず、他の物件と同様に受注調整を行ったと供述しているのは不自然であるなどとして、被審人のＹ９の供述は直ちに信用できないと主張する。

しかし、被審人のＹ９の供述の基となった文書（査Ｃ１４の添付資料１枚目及び４枚目）は二次競合に係るものと認められるところ、前記(1)アで認定したとおり、二次競合の見積回答の提出期限は平成１７年６月１３日であったのであるから、上記文書に基づいて市光工業と価格の調整をしたことは何ら不自然ではない。また、前記(1)アで認定したとおり、インプレッサ（ＺＲ１）のリアコンビネーションランプの競合は、WWPと称する調達方式により、富士重工業の提携先である米国のゼネラルモーターズ・カンパニーと共同で行われたものであるが、見積依頼は富士重工業が発出しており、見積回答の提出先も富士重工業とされ、発注先の決定権も富士重工業にあったのであるから、被審人のＹ９が通常の競合と特段異なるものとして供述していないとしても不自然ではない。そして、上記リアコンビネーションランプの競合に係る被審人のＹ９の供述（査Ｃ１４）は、前記アのとおり、同人作成の文書（査Ｃ３０）の内容にも符合していること、供述する受注調整の経過についても具体的かつ明確であり、被審人のＹ９において特に事実と異なる供述をする理由も認められないことからすると、その供述の信用性は十分に認められる。

したがって、被審人の主張は採用できない。

２ 物件５－１６ないし物件５－１９（ＢＲＺ〔Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１〕及びインプレッサ〔ＭＦ１〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ)

(1) 認定事実

ア ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）（Ｅ８８、ＢＳ８及びＡＳ１という３つのタイプがあった。）のヘッドランプについて平成２１年２月２日に、インプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプについて同月６日に、いずれも３社に対して見積依頼の発出がされ、競合が実施された。見積回答の提出期限は同年３月１０日であった。また、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）及びインプレッサ（ＭＦ１）のリアコンビネーションランプについて同月１７日に、被審人、スタンレー電気、今仙及びヒュンダイに対して、見積依頼の発出がされ、競合が実施された。見積

回答の提出期限は、同年４月１５日であった。ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）及びインプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの競合は、同じ仕様図に基づいて複数の車種のランプの見積回答を提出させる方法で発注して同じランプメーカーに製造させるバンドリング競合とされたため、仕様書は、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）とインプレッサ（ＭＦ１）で共通であった。現装メーカーは、インプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプは市光工業、リアコンビネーションランプは被審人であり、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）は新規車種であったため、現装メーカーはなかった。（査Ｃ７，査Ｃ１６，査Ｃ１８，査Ｃ４１，査Ｃ４２，査Ｃ６２，査Ｃ６３）

イ 被審人は、前記アの見積依頼を受領するのに先立ち、富士重工業からＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）のうちＡＳ１のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの概算コストの見積依頼を受け、これを提出した。

また、被審人は、平成２０年１１月２７日、富士重工業に対し、ヘッドランプについて、富士重工業が指定した複数の仕様について概算コストを説明するテクニカルレビューを行い、同年１２月２３日、リアコンビネーションランプについて、同様にテクニカルレビューを行った。

（査Ｃ７）

ウ ３社の各営業担当者は、前記アの見積依頼を受領する以前から、会合を持ち、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、インプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように３社の見積回答における要求仕様値の調整を行って、この調整の結果に基づいて見積回答を提出することとした。（査Ｃ７，査Ｃ１６，査Ｃ１８，査Ｃ２２ないし２４，査Ｃ４３，査Ｃ６４，査Ｃ６５）

エ ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）及びインプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプについて、３社は、平成２１年３月１０日、見積回答を提出したが、富士重工業は、同社のコストレベルに比べて高いとして、３社に対し、価格の引下げを要請した。

この結果、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）のヘッドランプは、受注予定者であった被審人が富士重工業の要請に応じて価格を引き下げて受注した。

また、インプレッサ（ＭＦ１）のヘッドランプは、受注予定者であった市光工業ではなく、富士重工業の価格の引下げ要請に応じたスタンレー電気が受注した。

（査Ｃ７，査Ｃ１８，査Ｃ２１，査Ｃ２６，査Ｃ６５）

オ ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）及びインプレッサ（ＭＦ１）のリアコンビネーションランプについては、市光工業に対して見積依頼が発出されなかったため、２社は、平成２１年４月１５日、前記ウの調整の結果に基づいて見積回答を提出したが、富士重工業は、被審人に対し、価格が高いとして引下げを要請した。

しかし、被審人が、インプレッサ（ＭＦ１）のリアコンビネーションランプについて、価格の大幅な値下げをしなかったため、富士重工業は、インプレッサ（ＭＦ１）のリアコンビネーションランプについて、ヒュンダイに対し、見積依頼を発出したところ、同社の見積回答の価格が被審人の価格より２０パーセント程度低かったことから、同社に発注した。（査Ｃ７，査Ｃ２１，査Ｃ２５，査Ｃ６６）

一方、ＢＲＺ（Ｅ８８／ＢＳ８／ＡＳ１）のリアコンビネーションランプは、受注予定者で

あったスタンレー電気ではなく、インプレス（MF1）のリアコンビネーションランプの失注を取り返すためにスタンレー電気よりも低い価格で見積回答を提出した被審人が受注した。

（査C7、査C16、査C18）

(2) 被審人の主張に対する判断

ア 被審人は、BRZ（E88/BS8/AS1）及びインプレス（MF1）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者を決定して要求仕様値を調整するという受注調整を行ったことを否認する。

しかし、3社が上記各ランプの受注調整を行ったことについては、①3社の各営業担当者と会合を持って情報交換をした見積回答として提出する概算コストのうちの部品費と型費を記載したものと認められる被審人のY4作成の見積回答の提出以前である平成20年11月20日付けの「08-11-20」「I, S打合せ」と記載された文書（査C22）、②3社の各営業担当者が会合を持って見積価格の調整をした結果を記載したものと認められる被審人のY4作成の同年12月22日付けの「A仕様」と記載された文書（査C23）、③平成21年2月26日の3社の各営業担当者の話合いにより、BRZ（AS1）のヘッドランプについては被審人が、インプレス（MF1）のヘッドランプについては現装メーカーの市光工業が、最も低い価格になるように調整した結果を記載したものと認められる被審人のY4作成の「09-2-26」と記載された文書（査C24）、④3社において最終の見積回答の価格を調整した結果をまとめたものと認められる市光工業の営業担当者作成の1枚目の名称が「09.02.26 F55F58 KS調整価格IKS」で2枚目の名称が「09.02.26 F55F58 KS調整価格IKS（再提出反映）」となっている文書（査C43）、⑤同年3月3日及び同月12日に被審人及び市光工業との話合いで表明した売価、同月29日に被審人に話したBRZ（E88）の売価、同年6月に市光工業に表明したいと考えているインプレス（MF1）の最終売価案、同年3月18日に実際に富士重工業に提示したスタンレー電気の最終売値等を記載したものと認められるスタンレー電気のB6作成の「E88/MF1 売価履歴」と題する文書（査C65）といった客観的証拠が存在する。また、被審人のY4、市光工業のA5及びスタンレー電気のB6が、インプレス（MF1）及びBRZ（E88/BS8/AS1）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの競合において、3社の各営業担当者が会合を持って、インプレス（MF1）のヘッドランプについては受注予定者を現装メーカーである市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を現装メーカーである被審人に、BRZ（E88/BS8/AS1）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように見積価格の調整を行ったことをおおむね一致して供述している（査C7、査C16、査C18）。これらのことからすると、3社は、インプレス（MF1）のヘッドランプについては受注予定者を市光工業に、リアコンビネーションランプについては受注予定者を被審人に、BRZ（E88/BS8/AS1）のヘッドランプについては受注予定者を被審人に、リアコンビネーションランプについては受注予定者をスタンレー電気に、それぞれ決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどしたものと認められる。

イ 被審人は、インプレス（MF1）のヘッドランプについて、3社の各営業担当者間で話合いを行ったことは認めつつ、受注予定者を現装メーカーである市光工業とすることにして

様子を見ようということになったものの、スタンレー電気において、富士重工業の担当者から、最も低い価格を提出したサプライヤー候補は被審人であったと伝えられた上で指値の提示を受けたことから、他のサプライヤー候補との話合いの内容に反して受注に向けて動いて実際に受注に至ったものであり、予定者を現装メーカーであった市光工業に決定したり、受注予定者が受注できるように各社の要求仕様値を調整したりはしていないと主張する。

しかし、富士重工業は、サプライヤー候補から提出された価格が目標値を満たさない場合に見積りの再提出を求めることはあったものの、指値の提示をするということではなく、価格はサプライヤー候補の判断で提示していたものと認められ（査C 4、査C 5）、仮に、被審人の指摘するようにスタンレー電気に対する指値の提示があったとしても（査C 6 5）、3社が上記各ランプについて受注予定者を市光工業に決定して要求仕様値を調整したと両立しないものではなく、その認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

ウ 被審人は、BRZ（AS 1）のリアコンビネーションランプについて、スタンレー電気を受注予定者と決定したことは認めた上で、要求仕様値の調整を行ったことはないと主張し、被審人が、インプレッサ（MF 1）のリアコンビネーションランプを失注したことを挽回するために、BRZ（AS 1）のリアコンビネーションランプを受注しようとして、原価低減を行って何度も見積書を差し替えてようやくこれを受注することができたという被審人のY 4の供述（査C 7）、スタンレー電気が上記リアコンビネーションランプを受注する意思を失ったというスタンレー電気のB 6の供述（査C 1 8）があることを指摘する。

しかし、仮に、上記リアコンビネーションランプについて、被審人が指摘するように、結果的に被審人が受注を目指して受注に至った、あるいは、スタンレー電気が受注することができないと考えるようになったという事実があったとしても、2社が上記リアコンビネーションランプについて受注予定者をスタンレー電気決定し、要求仕様値の調整を行ったことと両立しないものではなく、その認定を左右するものとはいえない。

したがって、被審人の主張は採用できない。

第4 マツダ発注の特定自動車用ランプ

1 物件7-5及び物件7-6（アテンザ〔J 6 1 A〕のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ）

(1) 認定事実

ア アテンザ（J 6 1 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、平成16年11月頃、2社に対して見積依頼が発出され、コンペが実施された。見積回答の提出期限は同年11月24日であった。上記各ランプの現装メーカーは、ヘッドランプがAL、リアコンビネーションランプが被審人であった。なお、見積依頼の時点では上記各ランプの仕様が決まっていなかったため、マツダは、フルモデルチェンジ前の現行品であるアテンザ（J 5 6 A）の仕様を前提として積算した価格を見積回答において提出するように指示した。（審E 1，査E 9，査E 10）

イ 2社の各営業担当者は、前記アの見積依頼の受領後、最初の見積回答の提出前に、アテンザ（J 6 1 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、受注予定者をいずれも被審人に決定し、受注予定者が受注できるように各社の見積回答における要求仕様値の調整を行った上で、見積回答の提出を行うなどした。（査E 8ないし10）

ウ この結果、アテンザ（J 6 1 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプは、受注予定者であった被審人がいずれも受注した。

エ 平成22年1月、アテンザについて、現行モデルから、マイナーチェンジがあったが、大規模な仕様変更ではなかったため、新たなコンペは行われず、現行モデルを納入している被審人に対して指名発注がされ、被審人が受注した。（査E 10，査E 12）

(2) 被審人の主張に対する判断

被審人は、アテンザ（J 6 1 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプを含むマツダがコンペを実施するヘッドランプ等について、2社は、コンペで見積回答する価格について話をしたことがあったものの、その実態は、マツダの発注意向に沿った対応をすることをスタンレー電気と確認して、お互いにマツダの発注意向がない車種について無理な受注獲得を目指さない方針としたにすぎなかったから、2社の話合いによって、受注者を2社の意のままに決めた、見積提出の価格を調整したというような事実はないと主張する。

しかし、平成16年11月から平成20年1月までの3年超にわたりマツダにおいて自動車用ランプの調達業務を担当し、アテンザ（J 6 1 A）のヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについても担当者として被審人のY 1 2らとやり取りを行ったマツダのD 1が、一般的に、マツダがコンペによってヘッドランプ等を調達する場合には、コンペの実施前の段階からあらかじめ受注者を選定しているということはなく、コンペの結果を受けて社内的に受注者を選定するよりも前の段階で、特定のサプライヤー候補に対して、発注の意向を示すこともないと供述するほか、上記各ランプのコンペについても、同社で実際に自動車用ランプのコンペを担当した自らの経験だけでなく、前任及び後任として自動車用ランプのコンペを担当したD 2とD 3に確認した内容も踏まえた上、コンペの実施前の段階で受注者を被審人に選定していたことはないと供述していること（査E 12）、被審人のY 1 2だけではなく、スタンレー電気のB 1 3及びスタンレー電気のB 1 1も、マツダの担当者から「受注してほしい」、「発注したい」と言われた旨供述していること（査E 2，査E 9，査E 10）からすると、上記各ランプについて、マツダがあらかじめ被審人を受注者と決めていたとは認められない。

また、仮に、特定のヘッドランプ等について、マツダが発注先について一定の意向を示すこと

があったとしても、２社が受注予定者を決定して要求仕様値の調整を行ったことと両立しない
ものではなく、その認定を左右するものではない。

したがって、被審人の主張は採用できない。